

335
山
136a



始





東京商科大学
助教授
增地庸治郎著
商學全集
第六卷

企業形態論

千倉書房版

2
335
136a



1075229

序

日本經營學會に關係深き、恩師並に先輩諸氏が、千倉書房の懇望に従ひ、商學全集刊行の舉に賛同せられるや、企業形態論並に商業通論の二卷を擔當すべく割宛てられ、淺學非才の私は此の光榮に感激すると共に、責任の重且つ大なるを痛感した。而して千倉豊氏は昨夏、全集計畫の公表以前既に企業形態論の執筆に着手せんことを要望せられたのであるが、公私種々の故障の爲め中々稿を起すに至らなかつた。漸く年末より多少の閑暇を得たるにより、執筆に着手したが、本文の終末に附記したる如く、不本意ながら今日甚だ不充分なるものを發表せざるを得ないこととなつた。先輩諸氏の負託に背く所大なるは正に慚愧に堪へぬ次第である。

さて本書に於て私の志す所は企業形態の經營經濟的研究である。即ち經營經濟

學の一分科としての企業形態論である。けれども、本書が既存の經濟學書に比して、徹頭徹尾異なる様相を映し得たとは主張しない。これけだし我國經濟學者の述作中に既に經營經濟的分子が多少含まれて居るからである。唯私は、意識的に、經營經濟的研究を施した積である。第一章に説明せる如く、私は經濟性を目標とする獨立の生産經濟を經營と考へ、此の經營の外部機構、所有單位を企業と解するのである。即ち經營は企業なる機構を通じて、外部の流通經濟と接觸し、其の全活動を營むものであり、企業はそれ自らの活動をなすことなく、經營の外殼たるの任務を果すものである。けれども企業には種々の形態あり、之が經營の活動に對して、極めて大なる影響を及ぼすのである。従つて經營を認識對象とする經營經濟學が企業の研究をなすべきことは當然の歸結といはなければならぬ。

企業形態には、先づ、私企業、公企業及び公合同企業あり、私企業中には單數企業者に屬する單獨企業と、複數企業者に屬する集團企業との別あり、後者は

更に細分せられ、又是等單純形態の外に、數ヶの經營の所有單位たる合同企業もある。然るに此の如き經濟形態に對立して、企業の法律形態がある。個人商人、會社、組合等之である。此の法律形態と經濟形態とは密接なる關係を保つけれども、其の本質に於て全然別個のものであり、研究上嚴重に區別する必要がある。然るに從來此の點に就いては學者が餘り大なる注意を拂はなかつたやうであるから、私は本書に於て此の點をかなり強く力説した積である。

けれども又他面、企業の經濟形態は法律形態から全然絶縁することは不可能である。例へば單獨企業が株式會社といふ法律形態を採用するときは、必然的に個人商人の場合とは異なる影響を經營活動に與へるのである。故に經營經濟學徒は企業の法律形態に關して、充分なる理解を必要とすることは言を俟たぬ。而して此の法律形態、殊に會社は、法律の規定によつて構成せられるものであるから、法律形態の研究に就いては法律の規定する所を深く考慮しなければならぬ。本書

中、往々、法律規定の研究をなしたるは全く此の如き必要に出でたるものであつて、決して法律論を自己目的としたのではない。けれども法律の規定が實際の經營活動に及ぼす影響は、必ずしも立法者の企圖したる所と合致せず、法律學者の解釋亦必ずしも實際上に行はれて居ないのであるから、經營經濟學徒は正に是等の點に多大の注意を拂ふべきであると考へる。

尙本書に於ては、我國に於ける企業形態のみならず、獨、英、米の諸國に於ける形態をも比較考究した。これは等諸國に於ける實情が我國に影響を及ぼす所尠にあらざると考へたからである。各國夫々國情を異にすると共に、又共通の事情も多いのである。且つ或は經營の必要に即したる將來の法律改正に對し、幾分の資料を供し得ないでもないであらう。

終に臨み、本書の著述に當り、統計の蒐集其の他に就いて多大なる援助を與へられたる商學士大豐辰雄氏及び沼田嘉穗氏、並に出版に關して一方ならぬ盡力を

與へられたる商學士鈴木忠直氏に對し、滿腔の感謝を捧ぐると共に、私事ながら、本書執筆中に出生せる長男の前途に對し祝福を祈ることを許されたい。

昭和五年桃の節句

増地庸治郎

企業形態論

目次

第一章 序 説

經營の生成——經營とは何か——經營は單獨經濟である——經營は生産經濟である——經營は經濟性を目標とする——經營は獨立の生産單位である——企業とは何か——經營經濟學者の見解——企業は經營の所有單位である——企業は營利を本質的特徴としない——經營と企業との關係

第二章 企業形態

法律形態と經濟形態——企業の法律形態とは何か——法律形態の本質的特徴——企業の經濟形態——資本調達の見地——所有と指揮との合一分離——企業形態の經營經濟的意味——企業形態の分類——附隨的特徴——法律形態研究の必要

第三章 單獨企業

單獨企業の相對的重要性——單獨企業の法律形態——單獨企業の設立——企業者の責任——經營の指揮及び統制——金融能力

第四章 第一種少數集團企業

目次

一

三

五

六

少數集團企業——第一種少數集團企業の法律形態——合名會社の起源——合名會社の相對的重要
性——合名會社の規模——合名會社の性質——合名會社の設立理由——經營の指揮及び統制——
危險負擔——金融能力——民法上の組合

第五章 第二種少數集團企業……………二六

第二種少數集團企業の法律形態——合資會社の起源——合資會社の相對的重要性——合資會社の
規模——合資會社の性質——合資會社の設立理由——經營の指揮及び統制——危險負擔——金融
能力——匿名組合の性質——匿名組合の設立理由——匿名組合の金融能力——民法上の組合——
有限責任會社——英國の私會社

第六章 株式會社（總說）……………一〇一

多數集團企業——株式會社の起源——株式會社の發達——英國に於ける株式會社——ドイツに於
ける株式會社——米國に於ける株式會社——我國に於ける株式會社の發達——株式會社の相對的
重要性——株式會社の規模——株式會社の本質——アメリカに於ける株式分散——英國に於ける
株式分散——我國に於ける株式の分散——株式分散の經營參加——アメリカに於ける無議決權株
——ドイツに於ける議決權株——重役所有の株式——議決權信託——持株會社——不在者所有——
從業者株式所有制度——從業者持株の經營參加——顧客株式所有制度——株式會社の長所

第七章 株式會社（經營の指揮及び統制）……………一五三

株主總會——小株主保護——累積的投票法——取締役——取締役の資格——取締彼の任務——ア
メリカに於ける取締役會——常任委員會——役員——二重機關制度——顧問及び相談役——監査

役——ドイツに於ける監査役制度——監査役の實質的監督——監査役の形式的監督——英國に於
ける Auditor——監査役制度の改善

第八章 株式會社（財政）……………二〇二

株式會社の金融能力——自己資本と他人資本——資本の調達——株式會社の設立——現物出資——
——プレミアム——株式の額面以下の發行——無額面株——新株式の發行——優先株——特殊の優
先株——後配株——株式發行方法——他人資本の調達——社債——社債發行の目的——社債發行
額の制限——短期社債——社債の發行——社債の償還——擔保付社債——特殊の社債計算の公示
——財産評價規定

第九章 株式合資會社其他……………二四四

株式合資會社——Gewerkschaft——Kolonialgesellschaft——Bohrgesellschaft——Joint Stock
Company——Massachusetts Trust

第十章 協同組合……………二五七

協同組合の利潤排除——協同組合の法律形態——産業組合——産業組合の發展——産業組合の責
任——産業組合の機關——相互保險會社——會員組織の取引所

第十一章 公 業……………二六七

公企業の營利——公企業の法律形態——公企業の管理——公企業の長所短所

第十二章 公私合同企業……………二七四

公私合同企業の意味——公私合同企業の特徴——ドイツに於ける公私合同企業——我國に於ける
公私合同企業

主要参考文献……………三七

目次終

企業形態論

第一章序説

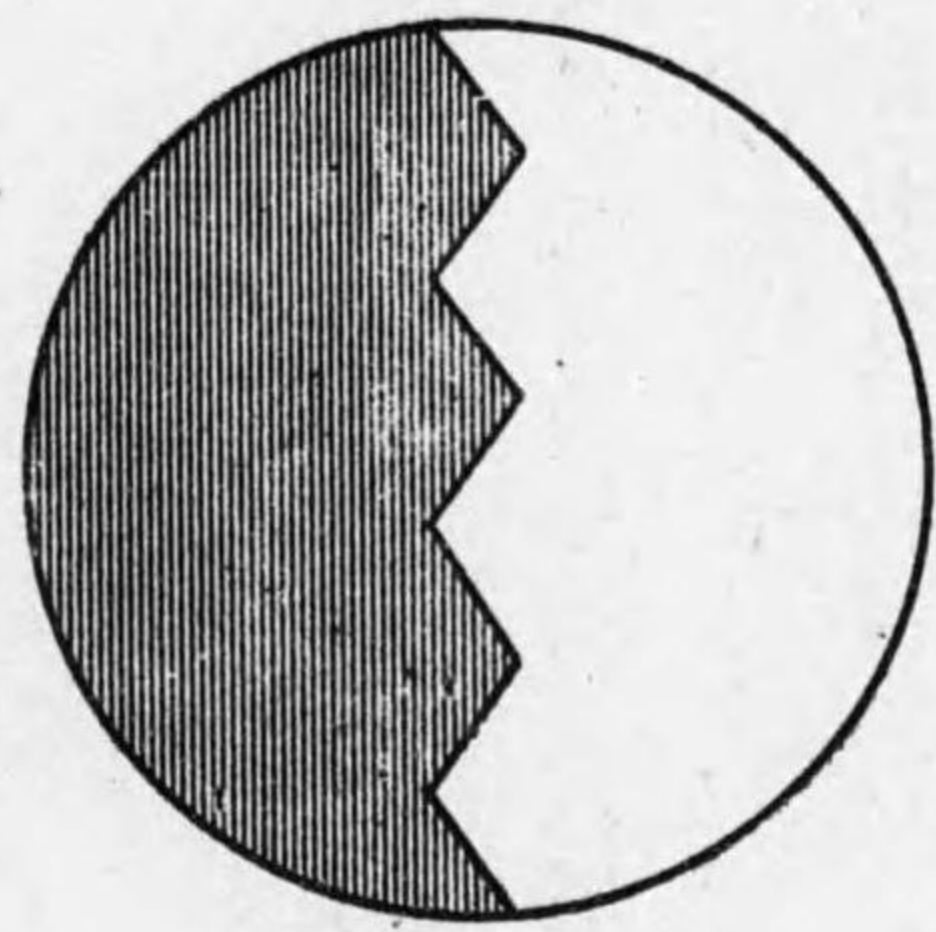
經營の生成

人類の原始的經濟形態が自足經濟であつたことは一般に認められる所である。此の自足經濟時代に於ては、各家族は其の組成員の間に、年齢、性別、技能に従つて夫々特定の經濟活動を擔當せしめ、分業が成立するけれども、一家族と他の家族との間に於ける經濟的交渉は、原則としては、存在しなかつた。各家族は夫々の全然獨立せる經濟單位を構成するものであり、所謂「鎖封的家内經濟」(Geschlossene Hauswirtschaft)を形成した。

此の如き經濟段階に於ては各家内經濟の必要とする生活資料は殆んど總て自ら準備するものであるから、消費と生産との間には距離は存在しなかつた。時間的に見れば冬季の食糧を夏季に準備し、これを貯藏するが如きことがあつたとしても、生活資料の準備と其の消費が異なる場面に於て行はれることはなかつた。假令各經濟間に交換が行

はれるとしても、それは單に餘剰品に就いて行はれるのみであり、一の家内經濟が、原則的に、他の家内經濟の爲めに生活資料を準備し、これを交換するこいふが如きこいはなかつたのである。即ち此の時代にあつては生産と消費とは一々の單位の内に營まれたのであり、これを圖示すれば次の如くである。(此の圖並に次圖はレーマン教授の經營經濟學原論から得た)

消 費



生 産

第一封鎖的內家經濟圖

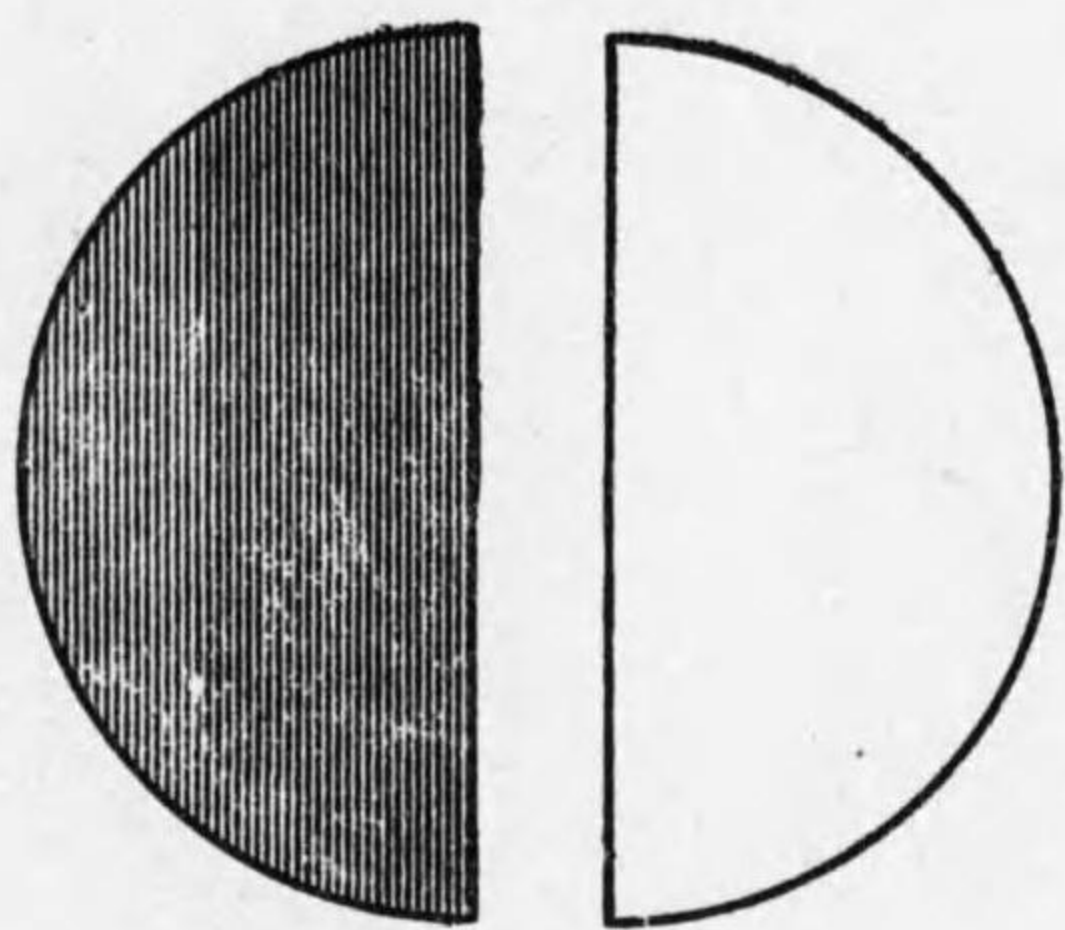
然るに經濟の進展に伴ひ、自足經濟は破れて交換經濟の成立を見るに至つた。今や各經濟は其の組成員の生活資料を自ら準備するに止まらずして、他の經濟の爲めに生産し、他面自家の需要する物資はこれを他の經濟に仰ぐこゝとなつた。各經濟は他の經濟と交換せんが爲めに生産を營み、こゝに社會的分業が成立し、生産と消費とは其の場面を異にするこゝとなつた。これを各經濟の構成に就いて見れば、從來一單位に包含せられた生産の細胞と消費の細胞とが分裂し、夫々獨立の生活を營むに至つたものも考へるこゝが出来る。

さて此の細胞分裂は最初から上述の如く完全に行はれたわけでは固よりない。そこに多數の中間段階が存在した。又今日尙此の分裂の不完全なるものも少くない。例へば農民の經濟に於ては今尙生産と消費との間に劃然たる區分なく、自足經濟的分子を多分に含んで居るこゝが多い。けれども其の自足經濟的分子の漸次減少しつつ、あるこゝは、歐洲大戰以後に於ける我國農村の經濟狀態の變化を一見しても明かであらう。

翻つて大規模の紡績工場を見よ。そこには經營者の指揮の下に數百千の使用人、労働者が生産活動を營んで居る。しかし彼等は明かに自己の衣服の原料とする爲めに綿糸を紡いで居るのではない。彼等の従事する生産活動も、彼等の生活資料充用の活動もは全然隔離せる場面に於て行はれる。紡績工場の生産經濟も、其の従業者の消費經濟もは全然別個の獨立せる經濟單位である。斯くて吾人はこゝに消費を目的とする家事經濟から離れたる經營(Betrieb)の生成を見る。今、此の「細胞分裂」の行はれたる場合を圖示すれば次の如くである。
然らば、

消 費

經營とは何か



第二「細胞分裂」圖

一般に經營といふ言葉は種々なる内容を有して居る。通俗的に廣く用ひられる意味は、凡そ何等かの業務、事業を多少秩序的に營んで行くこいふ行爲を指すものである。例へば甲は工場經營に秀で、居る、乙商店の經營は拙い、丙は夜學校の經營に従事して居る、丁は國家經營の重任に當つて居るこゝか、又或は企業の經營、經營の開始、中止もかこいはれるこゝ

がある。是等の場合にはいづれも連營して行く行爲を指し、單にこれを「營んで行くこゝ」といふ言葉を以て置

換へることも可能である。これは全然技術的の意味を有する言葉であり、其の應用の範圍は甚だ廣い。生産經濟は固より消費經濟に就いても用ひられ、更に非經濟的行動にまで及んで居る。

此の如きはドイツ語にも存在する。ドイツ語では、周知の如く、經營をベトリープ (Betrieb) といふが、これはベトライベン (betreiben) といふ動詞の語源を一にするものであり、従つて往々ベトライベン (Betreiben) の意味にベトリープが用ひられる。即ち「營むこと」を意味するのである。

吾人の専攻する學問の名稱に就いても、「經營學」をいふに、何等かの事業乃至組織體を運營する技術を内容とするもの、如く解せられる場合が往々ある。即ち商店經營法(又は經營術)、工場經營法、銀行經營法、會社經營法、等々、を研究するものと見られることが少くない。是等はいづれも、經營を上述の如き技術的意味に解することに因るのである。

然るに吾人が研究の對象とする所の經營は此の如き活動を意味するものではなくして、前項に説明せるが如き一々の組織體たる經營である。故に以下此の意味に於ける經營の概念を簡單に説明する。尙此の意味の經營を前者に區別する爲めに、特に「經營態」と名付ける學者もある。(馬場敬治、産業經營理論、二五六頁)

經營は單獨經濟である

前項に述べたる所によつても明かなる如く、經營は先づ一々の經濟單位である。單獨經濟である。即ち經營は統

一ある意思によつて指揮せられる經濟である。統制態である。「見えざる手」によつて自然的に導かれる經濟ではなくして、經營には常に主體が存し、其の意思によつて經營の一切の活動が律せられる。經營が創設せられるや、其の組織及び管理は統一的意思の支配下に行はれる。何を、何時、幾何、如何にして生産するかは此の意思に従つて決せられる。此の如く經營が統制經濟であるに反し、多數の經營が消費經濟を合して組成する所の綜合經濟は、現在の經濟秩序の下にあつては、非統制經濟であり、統一的意思の支配がない。綜合經濟は、それを構成する所の各個單獨經濟の自由なる活動が、分業交換の機構に結付けられることによつて其の存在を保持する。各單獨經濟が夫々自己の利益に従つて經濟活動を營むに拘らず、自由競争の作用によつて或程度の秩序が保たれる。然れども此の自由競争に基づく自然的の秩序が不完全なることは言を俟たざる所であつて、彼の時々發生する所の生産過剩、恐慌はこれを證明する。或は場合によつては國家が干渉を施し、又或は強力なる經營が獨占によつて統制を實現することがあるけれども、それは未だ部分的なる、不完全なる統制に過ぎないのであつて、綜合經濟が全體として統制態を形成するには至らない。

經營は生産經濟である

第二に經營は生産經濟である。このことは既に本章の冒頭に於て發生的に説明したから重ねてここに述べる必要はない。此の場合に生産經濟とは單に有形の財貨の生産に従事する單獨經濟に止まらずして、財貨の配給、運搬並

に生産配給に關連せる各種の勤勞給付を營む經濟をも含む。故に農業、牧畜業、林業、工業を營む經濟のみならず、商業、交通業、銀行業、保險業等に從事する經濟も亦經營である。

然るに學者中には此の如き生産經濟のみならず、消費經濟をも經營概念中に包含せしめんこの主張を發表せる者もあるが、吾人は此の説に左袒しない。此の説は恐らく經營を主として技術的なるものも考ふることに基つくものであらう。而して吾人の見る所によれば、後に述べる如く、生産經濟と消費經濟とは其の指導原理を異にするものであり、且つ又研究上に於ても取扱の範圍を限定することが合目的であるから、吾人は消費經濟を經營概念に含ましめないことを主張する。

經營は經濟性を目標とする

第三に經營の指導原理は營利ではない。經營は最大の利潤を獲得せんが爲めに其の活動を營むもの、みに限らない。今日の個別主義經濟秩序の下に於ては營利を目標とするものが多數を占めて居ることは事實であるけれども、他方又國家、地方自治團體等が營利を目標とせず、専ら公益の爲めに經營を創設することが屢々ある。又協同組合（産業組合）に屬する經營の如きも、それ自らの營利を目標とするものではなくして、組合員の消費經濟若しくは生産經濟を助長補充せんことを期待する。

吾人が經營を研究するに當つては、上記の内から營利を目標とするもののみを探り、營利を中心として研究するのではなくして、營利を目標とするべきを問はずこれを探り、而も營利活動、營利組織、營利手段等が研究の中樞となるのではない。經營を目的するに外部に對し最大利潤の獲得を目標とするか否かに關係なき組織體であるとし、これを研究の對象とする。

斯くて吾人は營利目標が經營の本質的特徴でないことを主張する。而してこれは現今經營經濟學者の通説であるといつても差支ないと思ふ。然らば經營の指導原理は何であるか。經營は、前述の如く、單獨經濟であり、従つて統一意思の支配下にあるものであるが、經營の主體は如何なる原理により經營を支配し、如何なる目標に向つて經營の經濟活動を統制するか。答へて曰く、經營は經濟性（Wirtschaftlichkeit）を目標とする。經營の指導原理は經濟原則である。經營は經濟的合理主義の基礎の上に立つ。

一定の結果に到達せんが爲めに最小の犠牲を拂ひ、一定の犠牲によつて最大の効果を獲得せんとするは一般的合理主義の發現である。一般的合目的性これである。人智の進歩と共に此の如き合理主義が人類行動の原理として採用せられる。

さてこゝに一の汽罐がある。石炭を燃焼して蒸汽を發生せしめることを目的とする。其の場合に石炭に潜在する熱の全部を利用し得ることは到底不可能である。熱の多量は空しく空中に放散し、幾分は黒煙となつて煙筒より噴出する。優秀なる汽罐にして尙石炭潛熱の約二割を利用するに過ぎない専門家はいふ。此の場合には一〇〇の熱量を有する石炭を燃焼して、二〇の熱量を得たのであるから、其の能率は $\frac{20}{100}$ である。然るに此の汽罐に通風装置

其の他特殊の改良を加へて潜熱の二割二分を利用することを得た場合には、其の能率は $\frac{23}{10}$ となり、従來のものに比して一割の上昇を見たわけである。

或は一反歩の田から二石の收穫があつたとする。然るに肥料其の他種々の技術的改良を施すことによつて、收穫が一反歩當り二石四斗に増加した場合には、能率は二割上昇したことになる。

此の如き二ヶの例に就いて観るに、いづれも技術的能率の増進を名付くべきものであつて、技術的合理主義の原理が支配する。

然るに第一例の場合に最初二〇の熱量を得る爲めに費された費用は一〇圓であつたが、改良を施して二二の熱量を得た場合には一二圓の費用が投ぜられたと假定する。然るときは單純に數量的に觀れば一〇%の能率増進があつたにも拘らず、生産費に就いて見れば $\frac{20}{10}$ が $\frac{22}{12}$ となり、却つて約八%の減退を生じたわけである。

又第二例の場合には生産費は従來一反歩に對し四十圓であつたが、農事改良によつて四十四圓を費したとすれば、數量的に二〇%増進すること共に、生産費に就いて見るも $\frac{20}{20}$ から $\frac{24}{44}$ となり、約九%の改善を生じたわけである。

斯くて生産費の減少は技術的能率の増進によつて得られる場合あると共に、他面技術的能率の増進によつて生産費の増加を生ずる場合もあり、兩者は必ずしも一致しない。しかし經營に於て問題となるのは前者に限り、數量的に現れる技術的能率の増進は生産費の減少を伴ふ限りに於て考慮せられるのである。例へば良質の原料の使用は常

に其の費用と関連して考慮せられるものであり、如何に「歩留り」の良き原料も價格高き場合には使用せられな

い。
以上の説明は經營の經濟活動によつて得られたる結果を常に數量として考察した。即ち最初の技術的能率の場合には $\frac{20}{10}$ を考へ、次に $\frac{22}{12}$ を考へたのであり、従つて分子は常に數量であつた。然るに經營は概ね他の經濟に販賣せんが爲めに生産するものであるから、能率の考察に當つて販賣價格が顧みられることは固より當然である。即ち分子が價值となる。

例へばタキシ―營業者は某日一〇〇哩の走行によつて二〇圓の收入を得、翌日は一一〇哩の走行によつて二四圓の收入を得た。此の場合に走行一哩當りの收入は $\frac{20}{100}$ より $\frac{24}{110}$ となり、約九%の増加を示す。故に第二日の能率は第一日に比して九%丈け高かつたといひ得る。

此のタキシ―の例は走行一哩當りの費用に變化なしと假定したのであるが、給付の變化に伴ひ費用の増減を生ずる場合がむしろ多い。例へば或小賣商店に於て一日の賣上二〇〇圓の場合には店費は二〇圓で足りたが、これを三〇〇圓に増加せしむる爲めには三五圓の店費を要する。此の場合には前者の方が明かに成績良好である。しかし又賣上の増加に伴ひ店費の遞減する場合も固よりあり得る。

以上の例示によつて既に明かになつた如く、經濟活動によつて得られたる結果、即ち給付 (Leistung) といふものが爲めに費されたるつひえ (Aufwand) とを比較考慮することは合理主義の發現である。而して此の内給付とつひえ

(即ち分母分子)の双方を數量的に考察するは技術的合理主義に基づくものである。これは經濟的合理主義の前提をなすことはあり得るけれども、經濟的合理主義の構成分子ではないと考へる。經濟的合理主義たるには分母及び分子の双方又は一方が價值であることを必要とする。價值と價值、價值と數量、若しくは數量と價值との關係の比較考慮が經濟的合理主義、經濟的合目的性、經濟性の内容をなすものである。従つてこれは如何なる場合にも價值秤量、評價を必要とする。所謂採算を要する。

要するに經營の指導原理たる經濟性は大略以上説明せる如きものであり、人類行動の基本原理たる合理主義の一側面である。然るに此の經濟性は、吾人の見解によれば、經營に於てのみ實現可能であり、消費經濟並に綜合經濟には存しない。經濟性は經營の本質的特徴をなすものである。

綜合經濟は、前述の如く、統一意思の支配なき經濟であり、多數の單獨經濟が分業交換の機構によつて結付けられたる組織であるから、意識的に經濟性を目標として活動することは不可能である。唯自由競争の行はれる場合には各個の經營が夫々經濟性の原理に従つて活動するやうに仕向けられ、非合目的なる欲望充足が排除せられる傾向を生ずる。しかし尙自由放任論者の主張する如く「私益が公益に一致して」綜合經濟が完全に合目的なる生活を遂げ得るわけではない。

次に消費經濟に於ては經濟性は指導原理とはなり得ない。家事經濟に於ては最大の欲望充足を期待することはあつても、此の欲望充足は主觀的のものであり、測定不能である。例へば食欲が一〇〇%充足せられたか、八〇%の

充足に止まるかといふことは測定が出来ない。「腹八分目」は單なる比喻に止まる。従つて假令充足手段が評價せられ、費用が明かになつても比較考慮の相手が缺けて居る。例へば或家庭の一ヶ月の生活費が百圓であり、翌月のそれが九十五圓であつたとしても、家族全員の欲望充足の程度が不明であるから、果していづれが合目的であるか不明である。生活費の絶対額の減少は單なる緊縮に止まり、それ以上の何物でもない。而して家庭には傳統あり、趣味あり、合理主義の實現を期待しない場合が少なくない、家庭は非合理的なる所にむしろ家庭たる所以が存するのであらう。又國家、地方自治團體等の消費經濟に於ても略ぼ家事經濟と同様の説明を下すことが出来る。例へば國家の統治の價值は秤量不能である。

要するに經營は經濟的合理主義、經濟的合目的性、經濟性の世界であり、これが經營の本質的特徴である。従つて經濟性を目標とせざる經濟は經營と呼ぶことは出来ない。

經營は獨立の生産單位である

第四に經營は獨立の生産單位であればよい。經營は必ずしも他人の爲めに生産する經濟であることを必要としない。現今多數の經營は他の經濟に物資勤務を供給せんが爲めに生産を營んで居るけれども、他面には自己の爲めに生産を營むものもある。其の意味は一の生産經濟が、其の所有者に屬する他の生産經濟若しくは消費經濟の爲めに生産を營むといふことである。例を以て説明すれば製鐵所の所有者(固より自然人のみを意味しない)が製鐵に必

要なる石炭を採取せんが爲めに炭坑を所有するこゝがある。此の場合に炭坑は製鐵所とは別個の生産單位を形成するが、採掘せる石炭は同一所有者に屬する製鐵所に供給せられる。故に此の炭坑は他人の爲めに生産するものといふこゝは出来ないが、尙獨立の生産單位をなして居るのであるから、これを一々の經營に見て差支はない。又消費經濟も大規模なるものは（從つて概ね公經濟であるが）獨立の生産組織を所有するこゝがある。例へば海軍工廠の如きこれである。以上の如き意味に於て自己の爲めに生産するものも雖も、獨立の生産單位を形成し、經濟性を目標とする限り、これを經營と見る。

さて上述によつて經營概念は大體明になつたこゝ、思ふ。然らば此の經營と關連し、又屢々混用せられる

企業とは何か

企業を經濟の組織、經營を技術の組織として兩者を區別する見解は國民經濟學者の採用する所であり、我國に於てかなり廣く流布されて居るけれども、吾人は此の説を採らない。此の如く經營を一々の技術的單位と見るのは外部的觀察に基づくものである。即ち綜合經濟の立場より觀察すれば、先づ企業が問題となり、此の企業の目的を達する手段として經營を考へるわけである。從つて綜合經濟的觀察を職とする國民經濟學に於ては、此の見解は無理でないかもしれない。しかし又國民經濟學者中にもこれに反對する見解もある。關博士の如きは近來更に「經營を純然たる技術的のもの」とするこゝに反對せられた。（關一、市營事業の經營、國民經濟雜誌四五卷二號）然るに經營經濟

學は單獨經濟的觀察を任ずるものであるから、當然に先づ内部組織たる經營を觀察し、然る後企業に及ぶのである。かゝる觀察法を採用する場合に始めて經營の實體が明瞭となり、單純なる技術的單位ではないこゝが明白になる。斯くて上來説明せる如く經濟單位としての經營概念が主張せられる。そこで吾人は以下此の經濟單位たる經營と企業との關係を考究し、經營經濟學に於ける企業の本質を闡明するであらう。

經營經濟學者の見解

企業を以て經營の一部となし、經營と企業との關係を全體と部分との關係と觀る學者がある。即ち經營の内で營利を目的とするもの、みが企業であること主張する。例へばパッソー教授（同氏は純粹の經營經濟學者ではないが）は次の如き定義を下して居る。「經濟科學の意味に於ける企業とは營利を目的とする獨立の經營、換言すれば獨立の營利經濟（營利事業）なりと余は解す」（Passow, Betrieb, Unternehmung, Konzern, Jena 1925, S. 41—42）。而して氏は營利、利潤獲得の目標が企業概念に對して決定的意義を有することを明言して居る。此の場合に於ける營利の意味に就いての詳説は不必要と考へるからこゝには省略するが、他の機會に紹介したこゝがあるから特志者の參照を希望する。（増地庸治郎、經營及び企業概念、商學研究七卷二號）

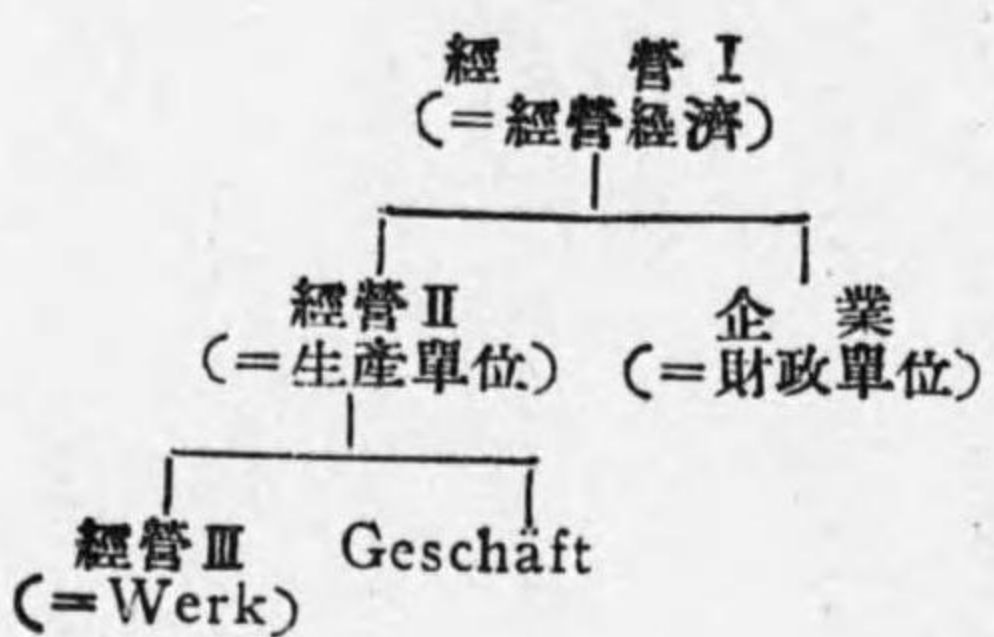
ベルリン商科大學のライトナー教授は、此のパッソー氏の見解を大體に於て採用しつゝ、企業を更に狭く解する。「企業的に（手工業的でなく）經營せられる營利經濟、從つて資本主義的營利經濟」が企業であること主張する。

Leiner, Wirtschaftslehre der Unternehmung. 5. Aufl. Berlin und Leipzig 1926. S. 24.) 即ちハッソー氏の企業から、手工業的に經營されるものを除いたものがライトナー氏の企業となる。而して「手工業的」並に「企業的」に關しては明確なる説明がないけれども、兩者の相違は規模、組織及び手段によるものといはれて居る。(S. 2.)

以上二氏の見解はいづれも、經營を上位概念とし、企業を其の一部に見るものであるから、兩者は單に範圍を異にするに止まり、其の本質に相違なきものとする。此の如き見解に對して著しき對照を示すはレーマン教授のそれである。氏によれば經營は企業とは別個の活動をなし、或意味に於て獨立の生活を營むものである。即ち經營は生産活動をなし、企業は財政(財務)活動を營む。經營の必要とする資本の調達が企業の任務である。故に經濟的性質に就いて觀れば經營は生産單位又は生産經濟、企業は財政單位又は財政體(Finanzwirtschaft)であり、又社會學的性質に就いて觀れば經營は労働態(Arbeitsgebilde)又は労働協同體、企業は資本態(Kapitalgebilde)又は資本結合(Kapitalvereinigung)である。但し財政體の總てが企業にあらずして、營利目的を有する財政體のみが企業であり、營利目的を有せざるものは非企業(Nicht-Unternehmung)と呼ばれる。而して經營は企業とは從屬的概念ではなく、對等的概念である。又相互に關連するけれども、其の範圍に就いては互に拘束しない。故に結局經營は企業とは相互に補充する概念であるといふことになる。即ち企業は生産單位としては經營であり、經營は財政單位としては企業である。(前掲拙稿参照)

尙レーマン氏は最近の著書に於ては、第三圖に示す如く、經營及び企業の上位概念として經營經濟(Betriebs-

wirtschaft)を用ひ、これを又或は第一義の經營と呼ぶ。而して第二義の經營(生産單位)は更に内部生活と外部生活とを有する。内部生活とは狹義の生産行程を指し、外部生活とは市場に對する關係の全體を意味する。此の經營の内部生活を構成する活動の全體を第三義の經營と呼び、外部生活を構成する活動の全體を Geschäft (通譯を見出さないから原語の儘示す)と名付ける。(Lehmann, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre. Leipzig 1928. S. 33ff.) 今上述の關係を明かならしむる爲め、同氏の圖解を示すことにする。



第三圖
レーマン氏の經營及企業概念

要するにレーマン氏によれば營利目的を有する財政單位が企業である。我國に於ても馬場敬治教授は略ぼこれに均しき見解を發表せられて居るが、唯馬場氏は「經營經濟」といふ代りに「産業體」なる言葉を用ひて居られる。(馬場敬治、産業經營理論)

然るに若しレーマン氏の説く如く生産活動と財政活動とが別個獨立のものであり、夫々の單位を形成するものとするれば、兩者の關係は常に統一を保ち得るか否か、經營經濟學の對象は統一性を缺くことなきや否や。(但し馬場氏は此の點を企業の經營體に對する支配關係を以て説明される)

又銀行、信託會社等の金融業に於ては企業のみ存して、經營なきものを見るべきか否か。

吾人は此の如き疑問を抱きつ、レーマン氏の説を採用することに躊躇するものである。吾人の解する所によれ

ば、先づ、

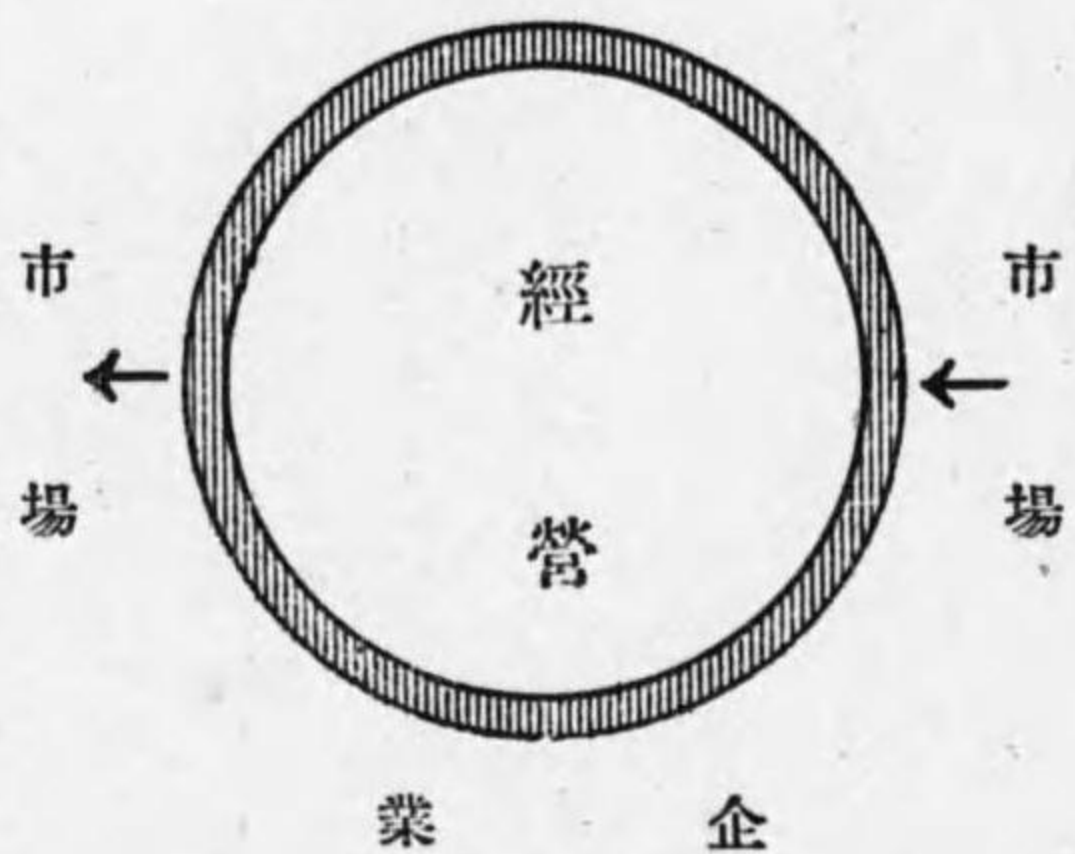
企業は經營の所有單位である

經營經濟學に於ては經營は、國民經濟學者の主張する如く、單純なる技術の組織は考へない。企業なる經濟が其の目的を達する爲めの手段として保持する技術の組織が經營であることは解しないのである。吾人の解釋によれば經營は前述の如く生産を目的とする單獨經濟、生産經濟である。經濟自體を經營と考へる。然るに此の如き經營概念の外に尙企業概念を認むる所以は何であるか。吾人はこれを主として所有關係を明かにせんとするにあると解釋する。

經營は其の活動の爲めに通常諸種の財貨を必要とする。程度の差はあれ、總ての經營は、何等かの運用財産（流動財産）と固定財産（使用財産）とを具備するを要し、又或は更に多少の豫備財産、保證財産を有することもある。且つ又經營は其の活動の結果、諸種の財貨及び勤勞給付を生ぜしめる。かやうに經營に必要な財産と經營の給付とを所有する組織が企業である。例へば精糖工場なる經營には、土地、建物、機械、器具、運搬設備其の他の固定財産と、原料品たる粗糖、燃料の石炭、賃銀支拂、原料買入等に宛てらるべき現金、銀行預金等の運用財産があつて、經營の目的たる精糖作業が行はれるのである。而して此の精糖作業を行ふことによつて精糖が生れる。此の製品並に經營の財産は共に某製糖株式會社の所有に屬する。故に此製糖株式會社は精糖工場なる經營を所有する

組織であり、これが吾人の解する企業である。近時經營主體といふ言葉を以て表現せられる内容は略ぼ吾人のいふ企業に該當するであらう。

斯くて企業は經營の外部機構、外延組織、外被である。經營といふ實體を包被する外殻である。經營の外部に對する活動は總て企業を通じて行はれる。即ち經營に必要な諸財貨は企業を通じて、企業の名に於て市場より調達せられ、結果たる貨物又は勤勞給付は企業を通じて、企業の名に於て市場に提供せられる。



第四圖

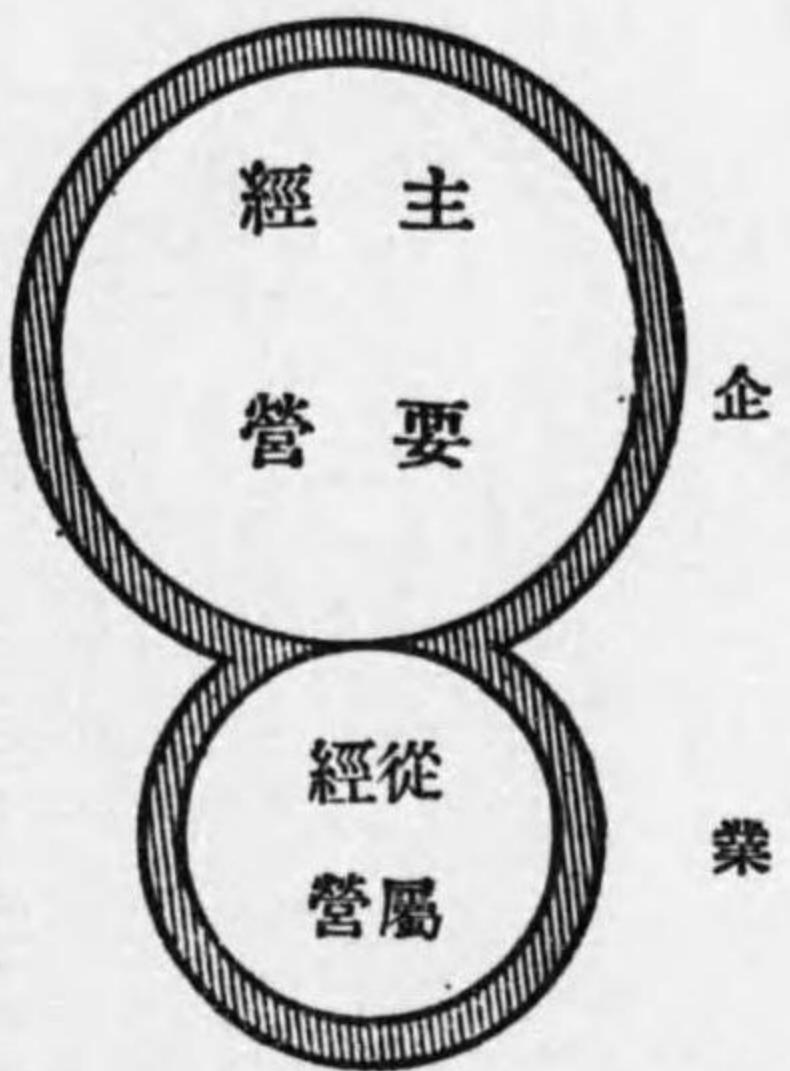
經營と企業との關係 (一)

企業の經營に對する關係を比喩的にいへば、衣服の人體に對する關係に略ぼ該當するであらう。人體が衣服を以て被はれる如く、經營の財産は企業によつて覆はれる。又人體と外界との交通が通常衣服を經ひ、其の衣服を通じて行はれる如く、經營の市場に對する交通は企業を通じて行はれる。而して人體の必要に應じて衣服の取換の行は

れる場合のある如く、企業が經營の必要に応じて變化を生ずることもある。

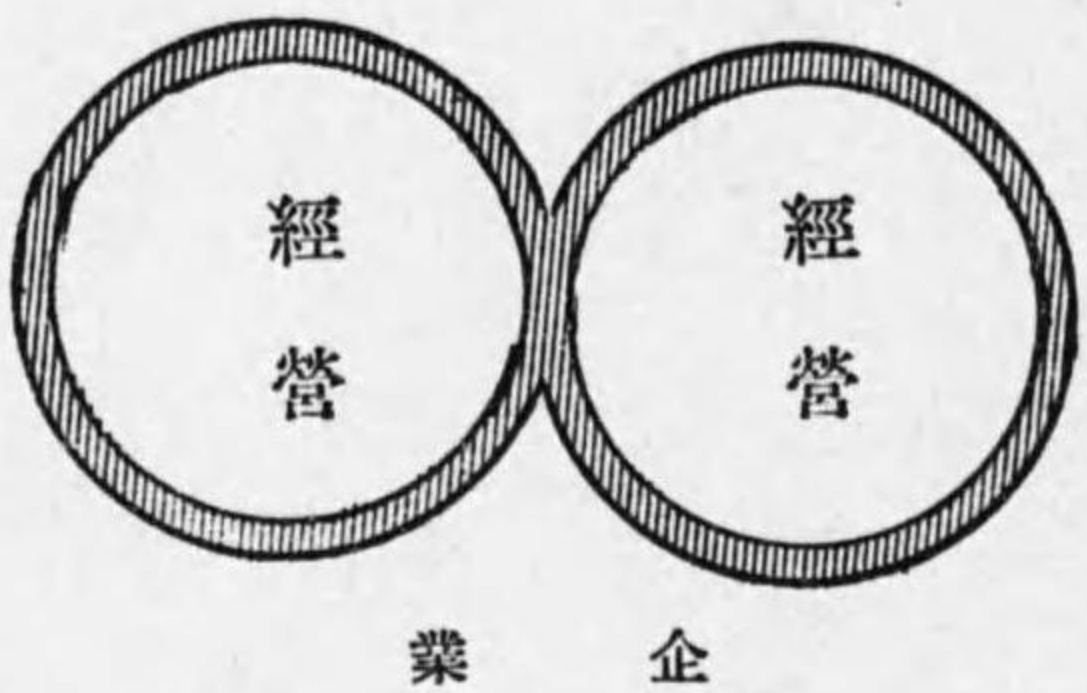
此の如き意味に於ける企業が、觀念上、經營より離れて意識せられるのは會社其の他の集團企業、殊に株式會社に就いてある。單獨企業に於ては經營と企業との區別は明確に意識に上らない。唯經營讓渡の場合には多少現れるであらう。何となれば經營は其の同一性を維持しつゝ、所有者の交代が行はれるから。然るに株式會社に於ては所有の組織が甚だ複雑なるが故に殊にこれが明確なるのである。

上述の如く企業は經營の所有單位であるが、總ての經營に夫々企業が存在が認められるわけではない。例へば前に經營概念の説明の際に用ひたる一例の如く、一ヶの炭坑が製鐵所に專屬することがある。此の場合に炭坑も製鐵所も夫々獨立の經營ではあるが、炭坑は從屬的經營であつて、主要經營たる製鐵所の所有單位に併屬するのである。従つて炭坑特有の企業は存在しない。



第五圖 經營と企業との關係 (二)

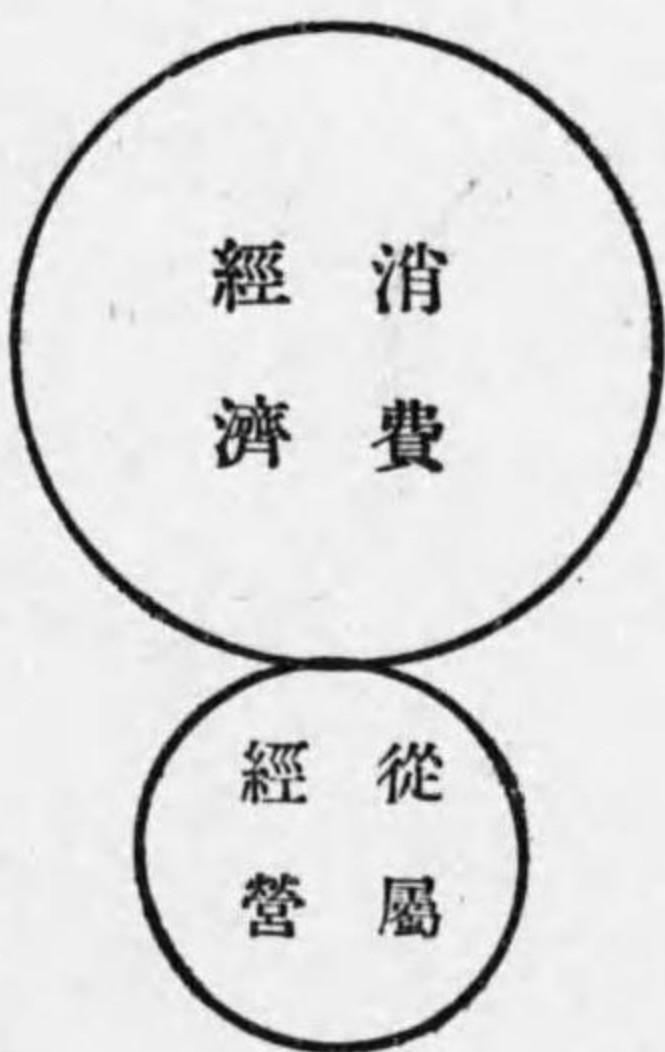
又或は生産上全然關係なき二ヶの獨立の經營が一企業に屬する場合もある。例へば歐洲大戰當時某鑛業會社は海運業をも營んだことがあつた。



第六圖 經營と企業との關係 (三)

以上二ヶの場合を見るに、市場に對する交通は常に共通の企業によつて行はれるものであり、別々の企業を有するのではない。殊に第五圖を以て示したる如き從屬經營の場合には、從屬經營と主要經營との中間には市場は存在しない。炭坑は其の活動に必要な諸財貨を市場に求めることはあつても、採掘せる石炭はこれを市場に供給することははない。従つて又此の二經營間の取引には價格の發生なく、賣買の成立もない。これ兩者間に所有關係の獨立がないからである。故に此の如き從屬的の經營には企業なる所有單位を必要としない。

次に經營には又、既述の如く、消費經濟に專屬するものがある。海軍工廠の如き其の一例である。此の如き經營に於ては其の作り出せる貨物又は勤勞を市場に供給することはない。經營と消費經濟との間の交通には價格の發生なく、賣買の成立もない。例へば海軍工廠が海軍に對し軍艦の修理といふ勤勞を提供した場合にも、それは民間の造船所に修理を命じた場合とは全然異なる。此の同一の勤勞に對し、後者の場合には價格が成立するが、前者の場合には價格の成立はない。假令海軍工廠が修繕費を計算したとしても、それは單に内部の價值計算に過ぎない。此の如く消費經濟に專屬する經營は市場との交通を目的とするものではないから、企業といふ外部機構、外被を必要としないのである。

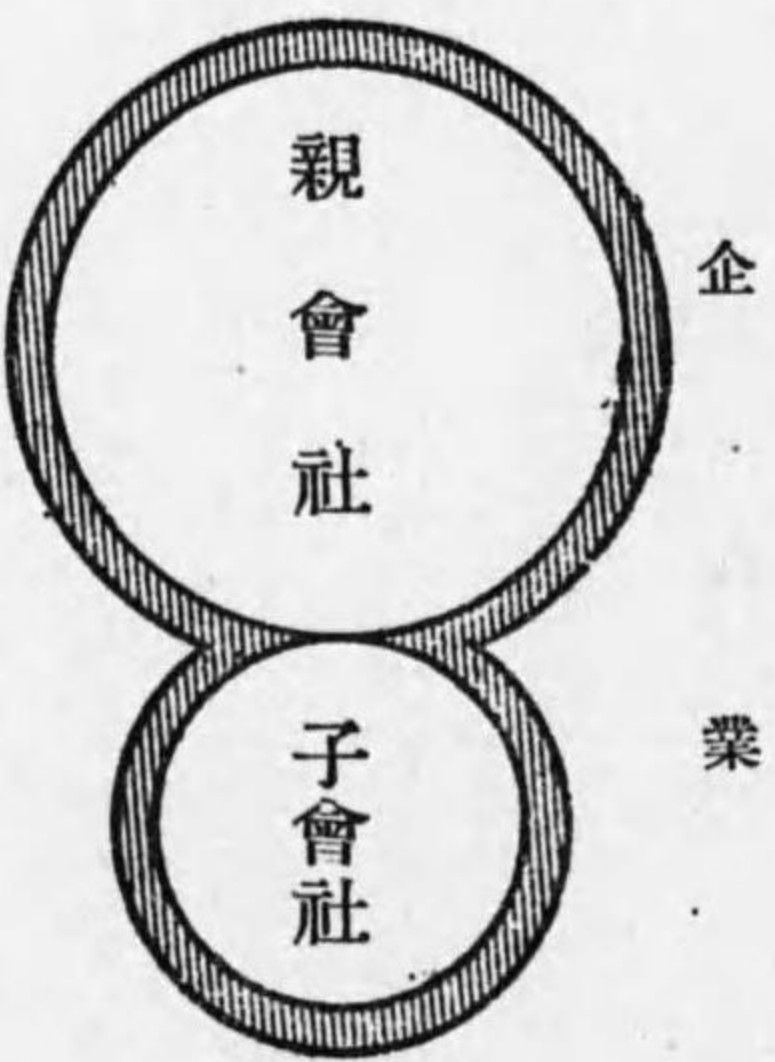


第七圖

消費經濟と從屬經營との關係

上述の如く吾人の解する企業は經營の外部機構として所有關係を明かにするものであるが、こゝにいふ所有關係とは形式的、法律的有關係ではなくして、實質的、經濟的有關係を意味する。會社殊に株式會社の發達に伴ひ種々の必要から一ヶの企業が二ヶ以上の會社に分割されることがある。例へば或工業經營が其の製品販賣の機關

として一ヶの商事會社を設立し、而も兩者は同一の首腦者によつて統一的に管理せられることがある。かやうに親會社・子會社の一連鎖が生じた場合に、形式的には二ヶの會社が成立するけれども、實質的には尙一ヶの企業であること観るべきである。これは經濟上より見れば、前に掲げた第五圖の示す如き關係にあるものであつて、從屬經營が主要經營の所有單位たる會社に屬するか、又は此の親會社によつて支配せられる別個の子會社に屬するかといふことは、單に形式上の差違あるに止まる。後の場合に於ても實質上兩者が夫々獨立の所有單位を形成するものではなく、所有單位としての企業は單に一ヶあるのみを解するを正當とする。



第八圖

親會社・子會社

従つて吾人の解する企業は法律的範疇ではなくして、經濟的範疇である。但し後に述べる如く企業形態は法律の規定に従つて形成せられるのであるから、企業の研究が法律規定を前提として行はれることが必要である。しかし其の場合に於ても研究の立場は尙經營經濟の見地であつて、従つて法律學者の研究とは認識對象を異にする。此の點は第二章に於て詳説するであらう。次に、吾人の解する所によれば、

企業は營利を本質的特徴としない

周知の如く、國民經濟學者は屢々企業を以て營利の組織であるを主張する。例へば最近發表せられたる坂西由藏氏の見解によれば、「企業は營利の組織である。」「けだし」現在に於けるすべての經濟現象は價格現象である。こゝろが價格は靜止的のものではなく、變化極まりなきものである。この價格の變動——景氣の動き——の間に營利の機會を求める組織（經濟單位）が企業である。語を換へて云へば、現在の經濟生活は價格生活、従つて投機生活であり、企業はその間に投機的利益を追求する組織である。』（企業理論、改造社版經濟學全集第七卷、昭和四年、一五三頁）恐らく企業を營利——利潤の獲得——を目的とする獨立の組織であるとするのが、現今我國に於ける國民經濟學者の通説であらう。然るにシュモラーの如きは企業概念に營利目的を加へては居ない。其の定義に曰く、「個人、家族若しくは團體が習慣及び法律に依つて定められた或永續的の形式に従つて商品又は勤勞を規則的に市場に供給すること企て、其の賣買によつて利潤を獲得し、以て生活を營み、少くも收支相償はしめんことを目的として勞力及び資本を投じ且つ使用するときは、これを企業といふ」（増地庸治郎、改譯企業論一一二頁）。斯くて營利を企業の本質的特徴として認めず、「近世的企業」を論ずる場合に至つて始めて利潤獲得が目的となることを説いて居る。（同上、一一八—一九頁）故にシュモラーは營利目的を企業の歴史的色彩と見るものと解せられる。

翻つて經營經濟學者の見解を見るに、營利目的を有するもの、のみが企業であるを主張する學者もある。前に掲げたるライトナー、レーマン兩氏の如き其の一例である。我國に於ても此の如き意見を有する經營經濟學者が少くない。

然るに又企業に營利目的の存在を必要とせざることを明言せる經營經濟學者もある。今一例としてケルン大學のザイフェルト教授の所論を簡單に紹介すれば次の如くである。

企業の目的は、企業主體の見地よりすれば、其の追求する目的が種々雑多である爲めに、概括的に説くことは出来ない。故に唯二ヶの最も重要な目的のみを觀察すれば、第一の目的は營利である。出来る限り多くの利潤を廣さんことを期し、又少くも自ら維持し得るだけの利潤を得んことを圖る。營利企業の場合即ち之である。第二の場合には營利目的は少くも最も主要なる目的ではなくして、企業は一般公衆の爲めに其の特殊の經濟的任務を出来るだけ充分に果し、假令それが爲めに財政的援助を要する場合にも尙其の任務を遂行する。社會的企業の場合即ち之である。而して今日の經營經濟學は獨り營利企業のみならず、社會的企業をも其の研究對象として居る。（Seiffert Über Begriff und Aufgaben der Betriebswirtschaftslehre. Stuttgart 1925 S. 10ff）

斯くてザイフェルト氏は營利目的を企業の本質的特徴と認めて居ないことは明かである。但し氏の企業概念は經營概念の部分概念であることに注意しなければならぬ。即ち氏によれば經營は、吾人の解する如く生産經濟に限定せられず、消費經濟をも包含し、従つて單獨經濟——經營である。而して此の經營の内、商人的原則に従つて指揮せられ、且つ常に他人の需要の爲めに危険を負擔して欲望を充足するものが企業である。従つて今日の經營經濟

學は企業を對象とするものであるといふ。(op. cit. p. 9 ff.)

さて吾人は、前述の如く、企業を経営の部分概念とせず、経営の所有單位、外部機構とするものであるから、ザイフェルト氏の見解を異にするが、營利目的を企業の本質的特徴と認めざる點に就いては同氏と一致する。

卑見によれば、企業の本質は、此の企業なる組織の利用者、即ち企業者の實際上の目的は觀念上區別すべきものである。例へば株式會社といふ企業形態は多數の出資者より資本を集め、且つ企業の所有と經營の指揮との分離せることを本質的特徴とするものである。而してこの企業形態を今日多く見る如く企業者の營利の爲めに利用するか、又或は他の目的の爲めに利用するかは、全く企業者の實際上の目的によつて定めらるゝものであつて、企業の本質を構成するものではない。經營經濟學が企業を研究する場合には、企業なる經營の外被、所有單位に本質的なものを把握せんとするのであつて、實際上に於ける利用の目的は本質的意義を有しない。前述の如く經營は經濟性を目標とする生産經濟であり、營利的なるものも非營利なるものも共に含まれる。然らば此の經營の外部機構である企業の概念決定に際して、何故營利目的を有するものゝみに限定しなければならぬか。經營經濟的見地に於て企業を観察する場合に、經營を観察する場合と異なる標準を採用すべしといふは論理上矛盾ではないか。吾人は企業を營利目的を有するものゝみに限定すべき積極的理由を發見しない。即ち經營の所有單位の内から特に營利目的を有するものゝみを抜き出すが如きことは不必要である。

又研究上の便宜より見るも、營利目的を有するか否かによつて企業と非企業とを分つことは非合目的である。例

へば公企業の如きは營利を目的とするか、公益を目的とするか判然とせざる場合多く、又最初公益を目的とせるものが後に營利的となり、或は逆に最初營利を目的とせるものが後に公益的となるに至ることが珍しくない。従つて若し營利を企業の本質的特徴とする場合には、一々の公有の生産經濟に就いて其の目的の如何を検して、或は公企業の存在を認め、或は其の存在を否定しなければならぬこととなる。然らずんば又關博士の如く、官、公事業には經營は存するが、企業にあらずと説かなければならぬ(前掲論文、一六頁)。若し同氏の如く解釋するならば、公企業は認められないから、經營の公有、私有に就いて比較研究する上に不都合はないであらうか。むしろ卑見の如く、經營の外部機構、所有單位を悉く企業と解し、其の目的の如何によつて範圍を限定せざる方が研究上合目的ではなからうか。確に營利的の私企業は個別主義經濟社會に於ける主要潮流をなすものであり、且つ研究上にも多くの問題を提供するものではあるけれども、他面又近時社會化運動の進展に伴ひ公企業の設立増加し、其の重要性も漸く大ならんことを、あるから、是等を含括せる研究が合目的であるを考へられる。

斯くて吾人は經營の所有單位を以て企業と解し、其の限りに於て目標の如何を問はない。經營の指導原理は當然に又企業の指導原理たるべきである(註)。従つて企業者が私人であるか、國家又は地方自治團體であるかは問ふ所ではない。公企業、公私合同企業も私企業と均しく企業である。又原則として組織自體の營利の認められない所の協同組合(産業組合)も亦企業形態に包含せられる。

(註) 増地、企業經營の目標、經營學講演集(日本經營學會關西部會長崎大會報告及講演)、昭和三年、參照。但し此の講演集は私の校訂を経たものではないから多少の誤記を免れない。

尙近時村本福松教授も此の兩者の目標といふ點に關して私と略ぼ同一の見解を發表せられた（企業及び經營の意義と目標、企業經營、一ノ二）。

上來説明せる所によつて、經營と企業との兩概念が明かになつたと思ふから、最後に、

經營と企業との關係

を考察するに、其の範圍に就いては兩者は必ずしも一致しない。即ち一ケの經營が一ケの企業に屬することあると共に又前述の如く數ケの經營が一ケの企業に屬する場合も珍しくない。（第五圖及び第六圖参照）又消費經濟に專屬せる經營が企業の領域外にあることも既に述べた。（第七圖参照）

然るに企業は經營の所有單位であるから、經營なき場合には企業の存在はない。これを時間的に觀て、例へば會社設立の場合には企業のみ存して、經營の成立未だなきことあり、又會社解散の場合には經營は既に消滅して、企業のみ猶存せる場合ありといふ論者もあるが（ヘラウアー教授）、卑見によればそれは無意味である。株式會社が設立せられ、株金の拂込を了したるときは既に經營の成立ありと見るべきであつて、必ずしも例へば工場建物の建設、機械の運轉開始、若しくは製品の完成を俟つを要せず、又清算の場合に殘餘財産の分配終りたるときは既に企業が消滅したものを見るべきである。

斯くて經營と企業とは各自獨立の活動を營む別個の具體的存在ではなくして、生産單位として見る場合には經營

となり、所有單位として見る場合には企業となる。兩者の區別は觀念上に於て存在する。一言にしていへば經營は内部組織であり、企業は外部機構である。而して本書は此の外部機構の諸形式、即ち企業形態の研究を目的とするものである。

第二章 企業形態

前述の如く、企業は經營の外部機構、外延組織、外被である。比喩的にいへば、人體に對する衣服の如きものである。衣服に單物、袷、棉入りあり、又木綿、絹、麻、毛織あり、色彩、模様を異にするに同じく、企業も種々の形態を有する。而して經濟生活の複雑化に伴ひ、經營の要求する所が多種多様になつて來るから、企業形態も愈々其の種類を増して來ることも亦人類文化の進展に伴ひ衣服の種類を増加するに均しい。更に又一見絹布の如く見ゆるものが綿布であり、毛織物の如く見ゆるものが綿毛交織であることもあつて、其の識別の困難なる場合の存するが如く、企業形態にも漸次複雑なるものを生じ、單に外觀によるのみでは眞の實體を判斷し得ざることもある。斯くて企業形態の研究は從來に比して一層の努力を必要とするに至つた。

法律形態と經濟形態

從來經濟科學に於て、企業形態を研究するに當つては、通常、法律形態を取扱つて居つた。然るにドイツに於ては、約二十年前から企業の經濟形態を認識し、これに法律形態を區別せんとの企圖が現はれて來た。吾人は此の傾向をバツソー、スタインニツァー、リーフマン、フリッツ・レーマン、パリイ等の諸氏の勞作に於て觀るこ

が出来た。(増地、企業形態の經營經濟的意味、經營經濟研究四、参照)

就中リーフマン教授は、一九二二年に、其名著「企業形態論」に於いて、此の區別を明確ならしめて居る。曰く、

「國民經濟學に於て所謂商事會社を論ずるに當り、最近時までは殆んど例外なく、法律的地見地より觀察し、會社の形式、機關、内部及び外部の法律關係を説明した。これに對して吾人は會社企業を主として經濟的地見地より觀察することを試みたい。故に法律學の採用せる各種會社形態の區別はこゝには重要ではない。經濟上重要なるは合名會社と合資會社との法律的差別如何、合資會社と株式會社との法律的差別如何の問題ではない。經濟上最も主要なる點を嚴密に要約して吾人は略ぼ次の如く表現したい。一企業が一人の所有者を持つか、二人三人四人の所有者を持つか、又從つて後の場合に如何なる會社形態に組織されるかは、經濟的觀察に對しては全然無關係のこゝである。如何なる法律形態に組織せられて居るかを問はず、數百數千の所有者を持つ所の企業が今日存在するこゝいふこゝが國民經濟上至大の意義を有するのである。」(榎原・増地共譯、企業形態論、五〇頁)

斯くて、今や、企業の法律形態と經濟形態との區別は漸次認められるに至つたのであるが、然らば此の兩者の内容は如何。先づ、

企業の法律形態とは何か

フリッツ・レーマン氏によれば、企業は法律形態とは、企業の生活を規定する法規の總體であり、多くは統一的一體をなせる法律に合せられて居るものである。即ち經濟上の企業が其の法律的存在を送る所の企業構造 (Unternehmensstruktur) に關係する法規の全體が企業は法律形態である。しかし單に何等かの形式的なる法律狀態が所屬を決定するのではなくして、全く經濟生活の事實上の使用によつて企業形態となるのである。

而して各企業形態に關する法律の規定に就いてはベルリン商科大學のバライ氏が次の如く説明する。

法律形態の本質的特徴

バライ氏によれば企業形態の法律的概念は、企業者自身の指揮若しくはこれに對する参加、資本離出若しくは企業の債務に對する財産上の責任の引受の結合の様式方法を意味する。今、時代と國を異にするにより立法の相違はあるが、法律的形態の構成を定むる本質的特徴を抽出すれば次の如くである。

(1) 單獨企業は他人資本を有するを否かを問はず、企業者個人に其の存在を共にするが、會社企業は企業者と共に起り、共に亡ぶことはない。此の事は、企業への参加が現實に物的化せられ、個人から離れて何等かの持分證書の所有に表現せられる場合に最もよく示される。而して此の如く企業に企業者との人的關係の離れて行くことが株式會社及び其の近似形態の本質的特徴であるかの如く信ぜられるに至つた。バツソー、スパーリングの如き其の論者である。

事實上代替的證券の形式に持分を物的化するこゝによつて企業が個人から分離し、又これが經濟的作用を現すこゝもある。單獨企業が時には此の如き動機から、即ち相續等の場合に永續を圖る爲めに株式會社に變更せられるこゝは周知の通りである。又租稅政策の實際に於いても會社が個人に比して特殊の永續性を有するものであるかの如く解して居る。

然るに實際に於いては稍々仔細に觀察すれば、此の要素が經濟的判斷の立場からは微々たる意義を有するに過ぎないこゝが容易に明かとなる。例へば商業及び銀行業に於ける著名の企業が數代を通じて單獨企業若しくは合名會社、合資會社であり、中には今日尙存續して居るものもある。更に重要なるは各企業の存續が、いづれの形態たるかを問はず、所有者の意思、若しくは販賣機會、支拂能力其の他の如き外部的事情によるものなるこゝは自明であり、而も是等の要因は法律形態の如何に就いて殆んど無關係である。又アメリカの經驗の示す所によるも株式會社の成立及び普及は最も短期の動機に基づくのである。即ち株式會社は創立利潤の獲得の爲め、又甚しきは賭博の目的物として創立せられるこゝがあり、此の如き場合には會社が速かに没落又は整理に陥るこゝによつて金融業者の利潤は大なるのである。一般に株式會社が永續性を有するかの如く考へるのは、不知不識の裡にこれを大企業に關連せしめて居るからである。大企業、殊に工業大經營は永續的存在を遂げ、又固定資本の大なる爲め長期の打算をなす經營政策を採らんとする傾向が強い。然るに此の事は會社形態に何等の關係もない。

(2) 第二の問題は企業者職分の分割である。既にアダム・スミスの指摘した如く株式會社にあつては指揮の任に

當る者は他人の財産を管理するのであるから、必要なる程度の注意と興味を喚起することが出来ないこの推定を下される。而して今日尙此の形態が、資本の所有及びそれに伴ふ収益力の利害と實際の指揮との分離が事實上缺陷を有するかの如く考へる株式會社批評家もある。例へばスタインニツターの如き此の見地から企業形態を二種に分類した。これはたしかに正當の見地ではあるが、必ずしも法律形態と必然的關連を有するものではなく、且つ此の見地は、債権者債務者の關係に於いては各種企業形態の外に匿名の資本提供から最も強度の統制に至るまであらゆる種類の關係が可能であることを全然看過して居る。要は法律形態ではなくして經濟的内容であり、同種の形態に異種の内容のあることあり、又異種の形態に同種の内容の存することもある。

(3) 第三の主要特徴は責任である。これに關する法律學者の研究は特に精細を極めて居り、有限及び無限、連帶及び分割、直接及び間接、基本的及び補充的等に區別せられる。合名會社の社員、合資會社及び株式合資會社の無限責任社員は無限、基本的(債務の満期のときは如何なる場合でも責任あり、破産の場合に限らない)、連帶、且つ直接(債権者は最初から會社に對して請求するか、若しくは社員に對して請求するか、いづれでも自由)の責任を負ふ。合資會社の有限責任社員は有限責任である外は同様の責任を負擔する。然るに産業組合の組合員は無限責任のものも單に破産の場合に限り、即ち補充的責任を負ふに止まる。株式會社の株主、並に匿名組合員及び limited partnership の有限責任社員は出資を限度として責任を負ひ、而もこの中には、會社に對してのみ責任を生じ、第三者の爲めに存するのではないといふ法律上重要な差異がある。然るに有限責任産業組合に於いては引受けたる

責任額は概念上、又實際上資本持分とは同一ではない。更に又無限保證責任産業組合に於いては組合員は連帶責任を負ふことなく、破産の場合に一定の方式に従ひ順次に追出資をなす義務を負ふ。

又甜菜糖業に行はれる如く、株主が出資以外に甜菜糖提供の義務を負ふものもあれば、又保險業に於ける如く株金は四分の一を拂込み置き、保證資本の存在を許すものもある。

又更に出資者の事情境遇によつて危險負擔の問題は複雑なる。例へば株主の責任は有限であり、何人にも同一であるけれども、主觀的には大に異なる。即ち或株式に自己の全運命を賭する人、單に一部の財産を投ずるに過ぎない人との間には大なる逕庭が存する。又大株主たる取締役、危險の分散を圖る單純株主とは異り、更に投機的利潤を目的とする者、利子を目的とする利子生活者とも異なる。かゝる主觀的要素を不問に附しても、尙そこに客觀的相違が存し、これを科學的に討究することが必要である。例へば經營者の純資本家に對する責任の相違は決して單純に商法の規定の様式に従ふものではない。

次に法律上の責任制限は實際上これを任意に擴張し得るものである。例へば有限責任會社に於いても社員中に保證の引受をなすものがあれば、彼は實質上合資會社の無限責任社員の地位を占めることとなる。逆に無限責任を任意に制限し得る古典的實例はアメリカの joint stock companies にある。此の會社の社員は無限責任を負ふものであるが、これを避ける方法が講ぜられる。即ち經營者は會社に義務を生ずる契約を第三者と締結するに當つて常に社員の責任を明文を以て除外すること、するのである。

一般に資本離出が必ずしも社員となることを必要とせず、單純なる信用によつても可能であることを充分に考慮するならば、責任決定に關する法律的企業形態の意義は著しく減退する。如何なる法律的企業形態に於いても資本貸付の形式によつて企業に参加し、其の利潤獲得の機會を確保することが出来る。従つて法律上大に重要な債權者と社員との區別は實際上では平均されてしまふ。外部に對する責任を回避する爲めに債權者として加はり、而も統制及び利潤參加の權利を完全に確保することも出来れば、又企業に參與するも經濟上之を純然たる債權者關係に引展すことも出来る。彼の典型的なる資本主義的中産階級が好景氣時代には配當證券を買入れ、不景氣時代には確定利子證券を買入れるといふ態度は後者を語るものである。

(4) 最後に代替的持分證券發行の可能性の問題がある。即ち有價證券であり、且つ従つて讓渡自由であり、法律上會社持分を化體せる證券の發行これである。フランス法學は殊に此の特徴を高唱し、株式の發行を以て、會社財産を動化し、同時に資本持分の移轉を容易ならしめ、各社員間に持分の分配を適當ならしめる法律的技術の一方法として特徴付けた。たしかにこれは歴史上又資本主義上現行株式會社法の根本的重要制度である。これが財政及び企業形態に對して有する意義は到底充分に之を計量することは出来ない。

けれども尙企業形態が此の特徴によつて概念上分類されることは斷じていはれない。有價證券發行の可能性は特定の法律形態に限られるか。アメリカに於いては實際上如何なる企業形態も社債其の他の代替的債務證券を發行することが出来、而もこれに對して利潤分配を約束し、又原則としては議決權を與へることも不可能ではない。ドイツ

に於いては非株式會社の社債發行は取引所側の留保的態度によつて困難ではあるが、それは單に取引所上場の困難たるに止まり、且つ舊グループ家の場合の如き例もあり、而も取引所以外の賣買、殊にニューヨーク其の他の外國市場に於いて漸次認められつゝある状態である。

以上の如くパリー氏は企業法律形態の特徴を次の四點に歸して居る。即ち第一は企業と企業者との人的關係の深淺、第二は企業者職分の合一又は分割、第三は責任負擔の限度、第四は證券發行の可能性の有無これである。而して氏は是等の特徴がどれも經濟上重要な意義を有するものではなく、即ちどれも法律形態とは必然的關係を有するものではなくして、實際の利用に當つて任意にこれを動かし得るものであると主張する。

(註) パリー氏の主張の詳細は經營經濟研究第四冊所載の拙稿「企業形態の經營經濟的意味」に譲るが、最近和歌山高商の古林喜樂教授も同校機關雜誌内外研究、二ノ四、に於て簡潔明瞭なる紹介を施して居られる。

たしかにパリー氏の説明の如く、企業法律形態に夫々固有なる本質的特徴が存し、これが經濟上絶對的意義を有するものではないことは明かである。けれども私は、後に述べる如く、法律形態を無視することは、經營經濟的研究に於ては、不當であるを考へる。が、こゝには、此の點を論ずるに先立ち、

企業の經濟形態

に就いて學者の主張する所を述べて見よう。

資本調達の見地

パライ氏はいふ。

經濟上より見れば企業形態は三個の見地から分類することが出来る。先づ資本調達若しくはそれに關連せる危険及び利潤分配の秩序によつて形態の選擇が行はれる。第二には企業目的に適應するやうに職能を特定の機關に分割せんが爲めに選擇が行はれる。最後に市場政策的目的、即ち、獨占的市場支配なる特定任務に適合せしめんことを主眼とする。然るに後の二者は純然第二次的、派生的特徴たるべきが多く、指揮の問題の如きは通常財政の様式方法から生ずる權力分配の程度に従つて定められるものである。又權力問題及び市場組織の問題は稀なる例外を除いては企業の外部形態とは全く無關係であり、従つて形態決定に參與することは全く例外的である。

斯くて財政問題として、即ち企業の立場よりすれば資本調達の問題として、且つ資本家の立場よりすれば資本投下の問題として、企業形態は斷然重要な第一義的の經濟構成の問題を示すものである。但しそれは資本調達の各様式が夫々これに並行する法律上の形態に相當するといふ意味ではない。反對に總ての形態でなくとも、少くとも株式會社の形態は資本調達及び資本投下の一切の様式に適合して居るのである。然るにこゝに財政の典型的方法なるものが存し、それは一定の資本市場状態に於いては單に投資慣例の變化によつて漸次に變更されるに止まる。故に形態の選擇は疑もなく、資本を企業に流入せしむべき運河を建設する必要があるといふことによつて影響を受け

なければならぬ。

故に企業形態は、これを純經濟的に見れば、企業が資本調達の爲めに如何に組織されるか、即ち資本調達を目的を達する爲めに各參加者間に危険と利潤と職能との分配が如何に行はれるかの様式方法であること定義されるであらう。

パライ氏は以上の如き見解を基礎として、企業の經濟形態を分つ標準を、先づ資本提供が經營の指揮に對する關與を伴ふか否かに求める。即ち法律上の形式が如何様であらうとも、實質上出資者の權能排除が行はれるときは、純粹の貸付資本であるとする。而して一方には此の純粹貸付資本の形式による企業形態があり、これに對して他方には出資者の關與を許す企業形態が存在する。後者は小企業に於ては Partnership となる。

然るに大企業に於ては、通常株主の数が多から、一般株主をして經營の指揮に關與せしめることは固より不可能であるが、其の内には一般株主の利益を重視する民主的大企業と、彼等の利益を侵害して顧みざる專制的大企業との二種類が含まれる。更に出資を全然少数者に限定する大企業(例へば家族株式會社の如き)もある。(前掲拙稿参照)

所有と指揮との合一分離

次にフリッツ・レーマン氏は企業形態の經濟的概念を明かにするに當り、企業形態の構造を決定する最も重要な要素として所有と指揮、資本危険と事業指揮との分離若しくは合一を認め、此の點に於いてはリーフマン説に従

ふ。而して彼は更に一步進んで、企業支持者が一人であるか、數人であるか、非常に多數であるかといふ事情を第二の決定的特徴と認めんことを主張する。

斯くて企業の型式を理解するに當つては、資本危険及び事業指揮なる二ヶの概念に與へられる意味が決定的であり、従つてこれを慎重に検討することを必要とする。

先づ資本危険を最廣義に解するときは、人が一事業に金錢若しくは貨幣價值を有する財貨を提供し、而も幾何の拂戻を受くべきか不確實なる場合には、彼は此の意味の資本危険を負ふこととなる。故に法律的意思に於ける事業所有者若しくは共有者のみならず、債權者も亦、若し確實の擔保なきときは、此の如き資本危険を冒すのである。何となれば貸附金として提供せられたる金額の負ふ危険が會社への出資の危険に比して小なるものではないことは疑を容れぬ。然れども貸付資本と參加資本との區別は必要であり、次の事實が決定的特徴となるであらう。即ち信用關係に於いては、事業成績の如何に關係なき確定の利子が約束せられ、其の内には資本の失はれることあるべき危険の引受に對する保険料が包含されるに反し、參加にあつては収益は事業成績に應じて増減し、且つ利潤分配の參與が資本喪失の危険を相殺するのである。唯實際上では純粹なる信用と參加との型式の間に多數の中間形態があり、其の配置所屬が決定困難である爲めに事態が紛糾することがある。

次に事業指揮に就いても同様の困難が存する。多くの經營に於いて既にかなり下級の用人でありながら、最早上司の指圖に従つて純技術的勞働に服することなく、事業の成績に大影響を及ぼすべき行爲を自ら決定しなければならぬやうな者がある。上級になるに従ひ此の自由裁量の範圍は大となり、遂には單に最終の決定的意思のみが上に残るこいふ所までに至る。然るに此の最終の決定的意思は其の支配範圍を自由に伸縮することが出來、或は重要な行爲に就いては悉く其の決定を保留することも出來れば、又或は時々其の命令權を行ひ、若しくは一般的大綱を與ふるに止めることも出来る。更に又彼は經營には一切容喙することなく、單に事業指揮者の任免及び存立問題の決定を行ふに止め、又終には單に事業成績の統制に當るに過ぎない場合もある。此の如き連續的段階に於いて三ヶの點を概念構成上捉へる。即ち規則的經營の重要問題の獨立的決定を事業指揮と呼び、事業指揮者の任免、並に企業の存在の根本的改造若しくは終結を決定し得る事實上の能力——法律上の權限にあらず——を事業支配と呼び、單なる事業成績の検査を事業統制と名付ける。

さて企業支持者の數の多少と職能の分割を考へるときは、企業形態として非常に多數の組合せが存在するが、レーマン氏は典型化的方法によつて次の如き企業形態の分類を主張する。

單獨企業

企業者會社

投下會社

資本會社

單獨企業は、同一人が事業指揮者の職能を行ふと共に危険を負擔する資本を提供する營利經濟である。けれども

自己の資本を投ずる代りに信用によることもあれば、又極端なる場合には全然自己の資本を出すことなく信用を利用することもある。又重要な業務を所有者から使用人に委任し、單なる事業主となつてしまふこともある。しかし所有者が尙最終決定権を有する限りは單獨企業の領域を越えないものを見ることも出来る。若し又他の事業指揮者が全然同等の権利を持つに至る場合は、企業者會社となる。これにあつては獨立の企業指揮者が數人存在することが本質的である。此の指揮者が同時に資本を離出することも、即ち完全なる共有者であることが典型的なるものにならない。而して若し此の企業者會社の一員が實際上の活動をなさず、又事業支配をも放棄し、唯其の投下せる資本の使用を統制するに止まる場合は、ここに投下會社の出現となる。投下會社にありては單に資本のみを以て参加する人の存在することが本質的であつて、それが一人なるか數人なるか、又事業指揮者が一人であるか數人であるか、又後者は自己の資本を事業に投じて居るか否かは問ふ所ではない。而して資本會社への進展はこれを次の二點から跡付けることが出来る。先づ第一に企業者會社に於ける共有者の積極的活動が事業支配に限られたるものを考へることが出来る。然る場合は企業を使用人に運営せしむる多數資本家が出現することも、なる。即ち人數が多くなり、爲めに契約條件が形式化する必要があるなり、且つ最早代理による行動のみが可能なる場合に資本會社に移る。又他の方面に於いては、投下會社に資本を以て参加せる人々の數が非常に大となり、遂に其の統制の職能をも選任せる機關によつて行ふの外なきに至る場合にも資本會社となる。事業支配が出資者の手中にあるか又は指揮者の手中にあるかといふことは實際上重要な區別であるが、概念上では本質的ではない。又参加者が集

團を結成する方法も概念上の表現に値ひしない。唯資本會社に於て典型的なることは出資者企業者との人的關係が切斷されて居り、事業持分が證券化すること、即ち代替的の讓渡容易なる有價證券に化體せることこれである。若し資本提供者が支配若しくは統制に關係せしめられることを止める場合には、彼等は最早企業の形態を決定せずして、單なる財政手段となつてしまふのである。(前掲拙稿参照)

企業形態の經營經濟的意味

以上、近時發表せられたる二ヶの見解を簡単に紹介したが、私は、通説もいふべき、後者の見解に賛成するものである。

前章に於いて詳述したる如く、私は企業が經營の所有單位であるを考へるけれども、企業がそれ自體、經營を離れて、獨立の活動を營むものは考へない。故に私はルドルフ・レーマン教授の如く、經營を生産單位、企業を財政單位として夫々別個の活動をなす組織であるとの説に左袒しない。經營が生産經濟である以上、それは概ね當然財務活動を營まなければならぬ。資本の調達は殆んど總ての經營に於て不可缺の要件である。而して此の財務活動に當つては經營は企業なる外部機構を通じて之を行ふのであるが、それは尙貨物及び勤勞を流通社會に提供するに當つても同様である。經營は企業を通じて商品を販賣し、勤勞を提供する。それは恰も或る物體が外界と交通する場合に、其の外被を通じて行ふに均しい。かるが故に私は企業を經營の外部機構と觀、又上述の如き意味に於いて

所有單位を觀るこゝが、最も正しいを考へる。

故に私が企業の形態の問題が専ら財政問題であるといふバリー氏の見解に賛成し得ないことは當然である。けだし資本調達の様式方法を企業形態を考ふるこゝは、企業の本質を全般的に把握しないからである。資本調達は企業にまつて重要な事項であるけれども其の全部ではない。否むしろ他の本質的特徴によつて企業の形態が決定せられ、それに従つて財政問題が決定せられるものと觀るこゝも出来るであらう。

そこで私は企業形態の經營經濟的概念を構成する本質的要素としては、所有を指揮の合一及び分離を擧げなければならぬ。

企業形態の分類

先づ個人が單獨に何等かの經營を創設せんとする場合には、通常彼は自ら自己資本の全部を離出し、且つ自ら經營指揮の任に當る。即ち單獨企業である。然るに經營が單獨企業者の離出する自己資本以上に尙自己資本を必要とし(他人資本は此の場合論外に置く)、又は彼の指導的勞働以上に尙指導的勞働を必要とし、若しくは此の兩者を必要とする場合に、企業者は他に共同企業者を求めるに至るであらう。斯くてこゝに集團企業が成立する。即ち企業者の複數である企業である。勿論經營創設の初から複數企業者によるこゝも可能である。

此の集團企業に於いて企業者の數が少數に止まるべきは、各企業者は自己資本を離出するに共に又自己の指導的勞働を提供するこゝが可能であるけれども、企業者の數が多數に上るときは企業者は單に自己資本を離出するに止まり、到底全部の企業者が自ら指導的勞働を提供するこゝは出来ない。彼等は必ずや代理者をして經營指揮の任に當らしめなければならぬ。此の如く企業者の數の多少が指導的勞働の提供の能不能を決定するこゝなるから、私は集團企業を少數集團企業と多數集團企業とに分類する。而して此の分類が單に量的變化を示すに止まらずして、量的變化が同時に質的變化を伴ふこゝに基いて居るこゝはいふまでもない。學者或は此の少數集團企業及び多數集團企業に當る言葉として人的會社及び資本會社なる稱呼を使用するけれども、私は集團企業はいづれも企業者なる人格の結合であり、單なる資本の集團たるものはないのであるから、人的會社、資本會社の如き人のみの結合、資本のみの結合であるかの如く誤解される虞のある名稱は不適當であるを考へる。且つ又我國では會社は法律上一定の意味を有し、組合とは嚴に區別せられてゐるから、ドイツ語に於けるものは異り、人的會社、資本會社では會社以外の企業形態を包含するに不都合であらう。

次に少數集團企業に於ては、企業者中に單に自己資本を出資するに止まり、指導的勞働を提供せざる者も存在するこゝが可能であるから、こゝに少數集團企業の二形態が出現するこゝなる。我國に於いて、企業者の全部が指導的勞働を提供する企業形態に通常採用せられる法律形態は合名會社であり、企業者中に指導的勞働を提供せざる者をも包含する企業形態に通常採用せられる法律形態は合資會社と匿名組合である。而して民法上の組合は兩者共に採用される。尙フリッツ・レーマン氏が企業者會社と投下會社といふ名稱によつて此の二者を區別して居るこゝは

上述の如くである。

更に多數集團企業に於いては、經營の目的たる給付（貨物又は勤勞）を利用する者（企業者）が一致するもの（一致せざるもの）もある。例へば多數の消費者が資本を醸出して小賣業を営み、又自ら工場を建設して需要品を生産し、之を出資者なる消費者のみに供給する場合、即ち消費組合に於ては、經營の給付利用者（企業者）が一致する。又保險給付を必要とする人々が集つて保險業經營を創設する場合も同様である（相互保險會社）。此の如き企業はいづれも相互主義のものであり、屢々協同組合と呼ばれる。而して此の如き企業形態に通常採用される法律形態は、我國では、産業組合、相互保險會社、會員組織取引所である。之に反し企業者が、原則として、必ずしも自ら利用する給付の提供を經營に求めざる場合、換言すれば企業者（給付利用者）（即ち得意先）との利害が一致するを要せざる場合もある。斯かる企業形態に通常採用される法律形態は、我國では、株式會社である。而して此の二形態はいづれも多數の企業者によつて成立するから、總ての企業者が指導的勞働を提供することは不可能であり、必ず代理によらなければならない。

斯くて私は所有の指揮の合一及び分離を以て企業形態の經營經濟的概念の本質をなすものとし、従つて此の點に於いてはリーフマン教授や上述のフリッツ・レーマン氏等の見解に従ふものである。又株式會社に於ける所有の指揮の分離に就いては上田貞次郎博士も夙に、リーフマン以前に、説かれて居る。而して他の特徴に至りては此の特徴の如く本質的のものにはあらずして、むしろ附隨的特徴であるを考へられる。

附隨的特徴

先づ資本調達の問題に就いて観るに、企業者が出資をなすと共に經營の指揮に任ずることを必要とする場合には、資本調達の範圍は限られたるものにして、即ち金融能力は到底大なることを得ない。單獨企業及び合名會社が其の適例である。然るに進んで、此の兩者の分離が認められるに至つて、漸次廣き範圍に亘つて資本調達が可能となり、金融能力が大なる。合資會社、匿名組合より株式會社への發展過程は此の事を明かにするであらう。而して企業者中に經營指揮に關與せざる者を生ずるときには、彼等は此の經營に於いて生ずる危険の全部を負擔することを欲せずして、こゝに有限責任の制度が認められることとなる。又經營の指揮に關與すること愈々少くして、單に事業成績の事後批判の權利のみを保留するに至つて株式の賣買讓渡の自由、即ち證券制度が認められるのである。若し經營が特定の企業者の知識、才能、經驗を必要とし、或は彼等をして事實上經營者の任免、根本的改造其の他の重要問題を決定せしむることを必要とする限りは、到底持分の自由移轉を認めることを得ない。若しこれを認めることすれば經營は存立不能となる。故に上述の如き企業者の事業參與を要せざるに至つて始めて證券制度が可能となるのである。尙又有限責任制度と證券制度との發達が更に所有の指揮の分離を進展せしめ、以て現今見る如き大株式會社の成立を可能ならしめることは事實である。

法律形態研究の必要

企業の法律形態と經濟形態との相違、不一致に就いては、上來説明せる所によつて明かであるから、こゝに蛇足を付けることを敢てしない。唯次の如き表を以て卑見を明瞭ならしめることが便利であらう。但し私が營利を目標とするもののみを企業とする者でないことは既に屢々述べたが、こゝに尙一言繰返して置かなければならぬ。

經濟形態	法律形態	例外的に使用せられる法律形態
A 私企業 I 單獨企業 II 少數集團企業 a、企業者が指導的勞働並に資本を提供するもの (第一種少數集團企業) b、資本のみを離出する企業者をも含むもの (第二種少數集團企業) III 多數集團企業 a、企業者と給付利用者と一致せざるもの b、企業者と給付利用者と一致するもの、即ち	個人商人 合名會社、合資會社 民法上の組合 合資會社、匿名組合 民法上の組合	合名會社、合資會社 株式會社1) 合資會社、匿名組合 株式會社1) 株式會社1
B 公企業 相互主義のもの (協同組合)	(會員組織取引所) 公營造物 株式會社5)	株式會社4)
C 公私合同企業	株式會社5)	株式會社3) 株式會社2) 株式會社1)

右表の説明

我國に現存する企業形態のみを掲げたが、此の外に社團法人、財團法人も亦經營の所有單位たる場合には企業形態となる。其の實例として財團法人の所有に屬する製絲工場が存在することは農林省全國製絲工場調査が示して居る。

- 1) 是等は主として税金關係、有限責任の必要等から利用せられるものであり、従つてドイツの有限責任會社、英國の私會社等の如き別個の會社を制定する必要が認められる。
- 2) 組合員以外とも取引する産業組合、例へば市街地の信用組合の如き其の著しきものである。
- 3) 例へば相互貯蓄銀行の如き、又養蠶家を株主とせる所謂地方主義的製絲株式會社の如き其の一例である。
- 4) 我國には現存せるものなきも、ドイツに於いては多數の實例がある。
- 5) 我國に於ては南滿洲鐵道株式會社、臺灣銀行、朝鮮銀行、産業組合中央金庫の如きは國家が其の株式又は出資の一部を所有して居る。

さて經營經濟學徒に於て重要な法律形態にあらずして、經濟形態であることは言を俟たぬが、法律形態の如何によつて經營に著しき影響を及ぼすことあるを看過し得ない。例へば公企業を公營造物から株式會社に移すことによつて經營の組織及び管理に好影響を與へ、所謂官僚式運營の弊を軽減することが出来る。最近日本經營學會

第四回大會に於いて關博士の報告せられたる所によれば、我國の市町村は明治二十五年の内務省令によつて營利事業の施行を禁ぜられ、現存の電車、電燈、乗合自動車、ガス事業等はすべて公營造物なる法律形態に收められて居る。従つて其の料金は公法上の使用料なるのみならず、監督官廳の複雑なる監督取締を受けざるべからざるに共に其の財政、會計等に關しても一般行政事項と同様の取扱を受け、到底市營事業を経済的に運営すること不可能であること云ふ。

たしかに斯くの如き場合に、公企業が株式會社と云ふ法律形態を纏ふことによつて、經營の組織及び管理を改善し、所謂商人的原則に従つて運営することを得るであらう。但しさればして株式會社の法律形態を採用することが直ちに營利主義を意味するものではない。株式會社なる法律形態を採用することによつて、一般の行政より分離し、經濟性を目標として運営せられ、而も剰餘金は之を従業者並に消費者の利益の爲めに處分することは可能である。要するに公企業なる經濟形態が公營造物なる法律形態によるか、株式會社なる法律形態を採用するかによつて、經營の活動に何等かの影響を與ふべきことは明かである。又例へば單獨企業の如きも株式會社なる法律形態を纏ふことによつて、有限責任、税金負擔の軽減其の他の利益を得ることが出來、これが經營の活動に影響を生ずることも明かである。

かるが故に私は上述のバリー氏の説を其の儘受け入れ、法律形態を殆んど無用視し、若しくは少くも甚しく輕視することは、國民經濟學に於いては如何にもあれ、經營經濟學に於いては危険であること考へる。經營經濟學徒は先づ企業の法律形態に關して充分の理解を獲得したる後、經濟形態の研究を進行せしむるを適當とするであらう。殊に我國の如く、歐洲諸國とは異り、法律形態先づ成立し、然る後實際家が之を利用するに至りたる事情を顧みるときには、特に此の點を重視する必要があるであらう。斯くて經營經濟學に於ける企業形態の研究が或る程度まで、法律形態に即して行はなければならぬことは明かである。

第三章 單獨企業

單獨企業に於ては、いふまでもなく、企業者は一人であり、彼は單獨に自己資本の全部を醸出し、且つ通常自ら經營を指揮する。故に企業の所有と經營の指揮とが一致することを本則とする。

單獨企業が企業形態中最も古きものであることは推斷するに難くない。第一章に説明せる如く、社會的分業の端緒が開かれ、生産經濟（即ち經營）が消費經濟より分離して、獨立の生活を營むに至る場合に、其の經營の所有單位、外部機構として先づ現れたのは、單獨企業である。而して文化の發達に伴ひ、各種の集團企業が増加し、殊に近時大經營の勃興と共に企業が巨額の自己資本を必要とするに至つて、

單獨企業の相對的重要性

は漸く減退するに至つた。

現今我國に於て、單獨企業が各種企業形態中如何なる地位を占むるかを示す一般的統計も、又各産業別なる個別的統計を殆んど得られないが、唯幸ひに我國の最も重要な産業の一なる製絲業に就いて次の數字が得られた。

第一表 器械製絲工場統計 (農林省全國製絲工場調査ニ據ル)

年次	總工場數		總釜數	
	內個人企業	百分率	內個人企業	百分率
明治二十六年	二、六〇二	八一%	八五、九八八	六〇、四〇七
〃 三十三年	二、〇七二	七六%	一一二、一六六	六七、四七一
〃 四十一年	二、三八五	六一%	一五三、七七一	七二、八五一
大正四年	二、二六〇	五一%	一九七、三三五	七八、〇三四
〃 七年	二、六八〇	四八%	二六八、三五六	九八、四六〇
〃 十年	二、六九三	五三%	二九三、二一四	一一二、二六九
〃 十三年	二、四八八	五二%	二五九、八四二	九四、三七二

即ち知る、本邦製絲工場經營中、單獨企業の所有に係るものは、規模比較的小なるのみならず、規模の擴張も比較的少きと共に、一般に其の重要性は年と共に減退し、漸次他の企業形態、就中株式會社に其の地位を譲りつゝある状態である。(附記、昭和二年に於ては、單獨企業は工場數五六%、釜數三五%である)

唯こゝに注意すべきは、此の統計の示す數字は法律形態としての個人企業のそれであることである。故に若し實質上の單獨企業が形式上合名會社、合資會社若しくは株式會社の法律形態を採用せる場合には、其の數字はこゝに現れない。而も此の如き實質上の單獨企業が製絲工場經營に就いて相當存在すべきことは想像され得る。

こゝまれ、製絲工場經營は、他の産業に比して、「比較的少額の資本を以てしても容易に開始し得る」と共に「其設備も比較的簡粗にても爲し得る」ものであり、且つ又相場の變動極めて大なる「原料繭の購入、製品の販賣等事に臨んで敏速果斷の處置を」必要とする事業である。故に此の種の經營が尙比較的多く單獨企業の形態に倚存し得る

こゝは明かであらう。(今井五介、蠶絲業、現代産業叢書第四卷参照)

其の他の産業に就いては、著者は寡聞にして右の如き企業形態別の統計の存するこゝを知らないが、商業、就中小規模の小賣業及び卸賣業、並に小工業等に於て單獨企業の相対的重要性が尙相當に大なるべきこゝは、其の規模、從つて所要資本額、又企業者の個人的才能の必要等の理由からして、概括的に、想像し得る所である。

本邦企業形態統計の不備は上述の如くであるが、外國に於ても尙充分ではない。例へばアメリカに於ても、工業及び鑛山業に就いてのみ得られるに過ぎない。其の内工業に關する統計は、我國の文獻に時々引用せられて居るけれども、念の爲め尙次に掲げるこゝ、する。而して此の統計以後の新しき統計は、本書著述に際し、友人の援助を求めたに拘らず、尙入手するこゝを得ず、未發表であるかこ想像せられるこゝは遺憾である。且つ又此の統計はドイツ學者によつて屢々全産業の企業形態であるかの如く取扱はれ、單に工業に關するものであるこゝを看過されて居るこゝは注意すべきである。

第二表 米國企業形態別工場統計 (米國センサスに據る)

單獨企業	經營數 (Establishments) (單位千)	勞働者數 (Wage earners) (單位千人)	製品價值 (Value of Products) (單位百萬弗)
一九〇四年	一一四	五二・七	一、七〇二
一九〇九	一四一	五二・四	二、〇四二
一九一四	一四二	五一・六	一、九二五
一九一九	一三八	四七・六	三、五三六

株式會社	經營數	勞働者數	製品價值
一九〇四	五一	三、八六三	七〇・六
一九〇九	七〇	五、〇〇二	一六、三四一
一九一四	七八	五、六五〇	二〇、一八三
一九一九	九二	七、八七五	五四、七四四
其他			
一九〇四	五一	八五〇	二、一八七
一九〇九	五八	八〇八	二、二八八
一九一四	五五	六七九	二、一三七
一九一九	六〇	五九八	四、一三七

右の統計に就いて觀るに、米國工業に於ては單獨企業の重要性は相對的には漸次に著しく減退し、近年は絶對的にも減じつゝ、あるこゝを知る。唯經營數は多きも、其の規模の小なるこゝは勞働者數及び製品價值額によつて推知するこゝが出来る。而して單獨企業と株式會社との比が米國に於て大なるこゝ右の數字の示す如くであるが、我國に於ては恐らく未だ此の程度には達して居ないであらう。

米國の統計が工業及び鑛山業(後者に就いては紹介を省いたが)に關してのみ得られるに反し、ドイツに於てはより大なる範圍に就いての統計が得られる。第三表に掲ぐるもの之であるが、其の數字の古いこゝは遺憾である。即ち此の統計は經營調査の結果より得られたものであるが、最近には一九二五年に經營調査が行はれ、其の一部の

第三表 ドイツ企業形態別

企業形態	經營數			百分率		
	1882	1895	1907	1882	1895	1907
單獨企業	1,067,894	1,230,830	1,674,131	95.0	94.8	93.4
合名會社及び組合	51,508	55,239	82,370	4.5	4.3	4.7
合資會社		1,117	1,636		0.1	0.1
株式會社		4,749	9,832		0.4	0.5
株式合資會社	6,296	334	340	0.	0.0	0.0
有限責任會社		1,028	11,001		0.1	0.6
鑛山會社		440	510		0.0	0.0
其の他		3,900	13,700		0.3	0.7
合計	1,125,698	1,347,937	1,793,520	100	100	100

第三章 單獨企業

上の統計に由て觀るに、單獨企業に屬する經營の數は相對的に漸減の傾向にあり、一八八二年より二十五ヶ年間に九五%から九三・四%に減じたが、從業者の數は更に著しく減退の傾向を示し、七一・一%から六〇・四%に減じ、後の十二年間には前の十三年間に比して三倍半の激減を生じて居る。之に反して株式會社及び有限責任會社に屬する經營の從業者の數は大なる増加を示して居る。

若し近き將來に於て一九二五年の經營調査の結果が發表せられるならば、恐らく右の傾向は更に進んで居るであらうと想像され得るけれども、單獨企業が商工業經營の所有單位として尙相當に重要な地位を有するであらう。因に一九〇七年の調査に於て、從業者の數より觀て、單獨企業が多數集團企業に劣つて居るのは鑛山業、化學工業、保險業及び機械工業に過ぎない。

尙此のドイツの統計によるも、經濟事情の比較的近き我國

商工經營統計 (ドイツ國統計書に據る)

從業者數			百分率			一經營當り從業者數		
1882	1895	1907	1882	1895	1907	1882	1895	1907
3,803,589	5,723,221	7,523,707	71.1	68.7	60.4	3.6	4.5	4.5
964,749	1,475,081	2,151,247	18.0	17.6	17.3	18.7	26.7	26.1
	90,155	129,907		1.1	1.0		80.5	79.4
	801,143	1,759,406		9.4	14.1		168.7	178.9
570,433	42,945	47,825	10.9	0.5	0.4	90.6	128.6	140.6
	66,055	534,328		0.8	4.3		64.1	48.6
	132,104	229,933		1.8	1.8		300.0	451.0
	35,602	87,109		0.4	0.7		9.1	6.4
5,348,821	8,366,396	12,463,523	100	100	100	4.8	6.2	7.0

企業形態論

數字は既に發表せられて居るにも拘らず、企業形態別の統計は未だ入手することを得ない。従つて一九〇七年の數字が最新のものとなる。次に此の統計 (Gewerbestatistik) は商工業經營統計とも呼ぶべきものであつて、純粹の農業等は含まれない。従つて未だ以て全産業の統計といふことは出来ない。更に此の統計は助手經營 (Gehilfenbetriebe) に限られ、即ち從業者二人以上の經營のみを擧げて、補助者を有せざる一人經營、即ち單獨經營 (Alleinbetriebe) を含まないから、總ての經營の企業形態を示すものといふことは出来ない。而も單獨經營は、一般に想像せられるよりも遙かに多きものであつて、一九二五年の調査によれば、其の經營數は商工業に於ては百三十萬 (内工業七十五萬、商業五十四萬八千) に達し、全體の三九%を占めて居る。尙此の統計に於て合名會社、匿名組合、民法上の組合等が一括して示されて居るのも一の缺點である。

に於て、單獨企業が尙相當の重要性を有すべきことは察し得られるであらう。福田博士も、「株式會社企業が如何に大なる割合を占めて居るか」に就いて「正確の調がありませんから、分りませんが、常識の上から判断しましても、亞米利加は餘程其趣きが異つて居りますし、獨逸よりも尙劣つて居るに信ぜられます、即ち個人企業の占めて居る割合は、ずつと多いことであらうと考へられるのであります」を述べて居られる。(國民經濟講話、第三十六章)

單獨企業の法律形態

單獨企業が法律上の個人商人として設立せられる場合には、經濟形態と法律形態とが一致する。然るに又單獨企業が會社なる法律形態を経ることも珍しくない。合名會社が單獨企業に利用せられることは極めて稀であるけれども、時には資本も勞務も離れせずして單に信用のみを出資する社員を加へて合名會社を作り、以て企業の信用を高めんとする場合がある。又我國に於ては商號に就いて制限がないから、其の必要はないが、ドイツ等に於ては、他人の家名を商號に入れんが爲めに、合名會社を作ることもある。之に反して合資會社が單獨企業に利用せられることは屢々ある。合資會社の名を有するときは既に背後に資本家が存在するかの觀を與へ、企業に對する信用の念を増すことが出来る。而も有限責任社員の出資は、事實上殆んど效力なき、極めて少額であることを妨げない。或は妻を無限責任社員とし、夫は有限責任社員となつて事實上經營指揮の任に當る合資會社も經濟形態としては單獨企業に屬すべきものである。

合資會社よりも一層有利なる條件を提供するものは株式會社である。勿論株式會社は、我國の法制によれば、少くも七人の株主を必要とするけれども、之は家族、營業上、家事上の使用人その他の藁人形の使用によつて揃へることが出来る。ドイツに於ける最も著名なる實例はクルップ株式會社であり、一九〇三年從來の個人商人から株式會社となつたけれども、其の株式は四株以外は悉く一人の手に收められた。ただしドイツ商法によれば少くも五人の株式引受人を必要とするから(獨商法一八二條)、四人の藁人形をこしらへ、これに夫々一株宛引受けしめたのである。斯くて成立せる株式會社は、後に述べる如く、有限責任といふ長所を有する外、税金關係に於て概ね有利であり(所謂保全會社を見よ)、又資本調達に就いても利益がある。此の如き株式會社は一般に家族株式會社、家族設立と呼ばれて居る。

尙ドイツに於ては有限責任會社の法律形態が屢々單獨企業に利用せられて居る。有限責任會社に於ては、設立の際には一人の藁人形が必要であるけれども、設立後には此の持分を眞の企業者に讓渡し、所謂一人會社を成立せしめても差支はない。之に反し株式會社では設立後も猶四人(一人の取締役と三人の監査役)を必要とし、我國では七人の株主を必要とする。(商法二二條)

以上の如く、單獨企業は會社の法律形態を採用することが可能であり、又實際上にも屢々利用せられて居るが、以下單獨企業に關する重要問題を、大體に於て、法律形態に即しつゝ、研究するであらう。先づ、

單獨企業の設立

は最も容易であり、何人も充分の資本を有するか、又は借入能力を有する場合には、直ちに單獨企業を設立することが出来る。企業者の意思が發動すれば、こゝに單獨企業は成立する。一般には營業自由が認められるから、企業者の自由行動を束縛することなく、官廳の許可も要せず、又何人に相談する必要もない。要するに企業者が經營を所せんとする意思を有し、此の意思を實現する能力を有する場合には、容易に單獨企業の成立を見る。

而して單獨企業の存続は企業者の生命と時を同うし、企業者の死亡によつて消滅する。勿論經營は相續人其他の繼承によつて猶存続することは可能であるけれども、其の場合にも經營の所有單位たる企業は更新されたものとして正當視するであらう。又企業者の生存中は、原則として、企業者の意思に反して企業の終結を生ずることはない。唯公共の必要上法律により、相當の賠償を支拂つて、國家其他の公共團體により買収せられる場合、又公序良俗に反する爲め閉鎖を命ぜられる場合等が例外となる。

企業者の責任

單獨企業に於ては企業者の責任は無限である。經營に發生せる資本危険は企業者が、單獨に、之を負擔しなければならぬ。或種の資本危険は保險によつて免れることが出来るけれども、保險業者に負擔せしむる危険は範圍の限

られたものである。經營が失敗に歸したる場合には債權者は企業者の全財産に向つて求償することが出来る。假令當該經營に於ける財産を他の所有財産と區別し置くも、それは單に内部の計算に止まる。例へば製絲工場主が米穀商を兼營する場合に、若し米穀部に破綻を生じたるときには、米穀部に屬する財産は固より、製絲工場の財産、或は企業者所有の他の動産及び不動産、換言すれば破産法規定の例外を除き、一切の企業者の私有財産を以て責任を負はなければならない。

單獨企業の企業者が此の如き大なる責任を負擔する結果として、其の信用は比較的大である。或一個の經營の金融能力は、其の經營に屬する財産によらずして、企業者の全財産に基くから、小なる經營に對しても大なる信用の與へられることがある。

然るに他方企業者の無限責任は所謂危険分散の原則に合致しないものであり、一經營の危険が他の經營若しくは企業者の私經濟一般に及ばないことが望ましいから、こゝに單獨企業が有限責任を要求することに、前述の如く、菓人形を作つて株式會社の法律形態を採用するといふ手段が講ぜられるに至る。けれども制度論としては、かかる場合には單に有限責任が要求せられるに止まるのであるから、むしろ株式會社以外に有限責任の會社形態を創設し、大規模の株式會社と區別することが望ましく、近時我國でも此の意見は漸次有力となりつつある。(東京商工會議所商事關係法規改正準備委員會決定事項其の他參照)

經營の指揮及び統制

は、前述の如く、通常企業者の一身に集中する。即ち企業者は出資者であると同時に、經營者であることが原則である。

斯くの如く經營の指揮及び統制が一人に集中し、即ち獨裁制管理の行はれる場合には、先づ以て、指揮の統一が成立するから、命令が二途に出で、部下をして其の處置に迷はしめ、結局能率を害するが如きことはない。次に又經營の活動に就いて敏速なる決定をなすことが出来る。例へば市況の變動、突發事故の發生等に應じて機敏の處置を採り、或は損失を未然に防止し、或は大利潤を博することが可能なる。此の如き場合に企業者は他の何人にも相談する必要がないから、自由に判斷し、決定し、積極的に進出することが出来る。今日成功せる實業家中に獨裁的人物の少くないことは此の制度の長所を示すに充分であらう。又獨裁制管理の場合には、一旦決定せる經營政策を、狀態に従ひ、自由に變更伸縮することも出来れば、又政策上の祕密を嚴守することも可能である。

然るに獨裁制管理は、大規模の經營に於ては、餘程卓越せる人物でない限り、危険を伴ふ。即ち大經營に於ては購買、製造、販賣其の他に就いて特殊の専門的知識と手腕を要するに拘らず、是等の一切に通曉せる一人の經營者を求めることは困難である。

此の如く獨裁制管理には長短得失あり、事業の種類、規模等によつて採否を決定すべきであるが、ここに注意すべきことは此の獨裁制管理は單獨企業に、必然的に、結合せるものには非ずして、集團企業に於ても獨裁制管理が可能であると共に、他方單獨企業に於ても合議制管理を行ふことが出来る。例へば我國に於ても某富豪の事業の如きは今日合資會社となつて居るが實質的には猶單獨企業を見るべきものであり、而も其の指揮及び統制は、合資會社の設立以前にも、又以後にも、重役の合議制となつて居るもの、如くである。かやうに大經營に於ては重役、支配人の任用によつて合議制管理を採用し得るけれども、是等の人々は企業者ではないから、企業に對するインタレストは企業者程大でなく、又經營の活動が動もすれば消極的になるといふ缺點を伴ふを免れない。是等重役の企業に對する關係は、或意味に於て、官吏の國家に對するそれに近いものである。

けれども、要するに、單獨企業に於ては概ね企業者が唯一の經營者なるものであり、従つて上述の如き、獨裁制管理の得失を具備するものであるといふことが出来る。且つ又大規模の單獨企業に於て重役の合議制管理を採用する場合にも、此の重役の任免、經營の停止解散等の如き事項は、恐らく猶企業者の權能に屬するであらう。

金融能力

單獨企業に於ては、企業者と企業との關係は極めて密接であり、いはゞ二にして一である。企業者の地位、名譽、信用は企業の盛衰と歩調を一にするから、企業者の企業に對するインタレストは、他の如何なる企業形態よりも大きく、これが經營の活動に好影響を與へる。企業者個人の注意を特に必要とする種類の事業に於ては單獨企業

によるの外はない。然るに企業者一個の資力は通常限られて居る。他面經營の大規模化に伴ひ、經營の要求する資本は年々共に増大する。ストックダー氏によれば、アメリカに於ける典型的工場の資本は一九一四年に七六、九八二弗に達したといふ。斯くて一人の企業者によつて自己資本の全部を調達せしむることは困難なる。勿論經營に要する資本は信用によつても得られるけれども、此の他人資本は企業者の信用を基礎とするものである。而して企業者の資力が大にして經營の要求に應じ得る場合に於ても、彼は危険分散の原則に従ひ、一ヶの經營に自己の全資力を投ずることを好まぬであらう。又株式會社に投じたる資本は證券の賣却によつて、容易に回収し得るけれども、單獨企業に投じたる資本は回収困難であり、殊に工業經營に於ける如く固定財産に多く投ぜられたる資本は、大なる犠牲を拂ふにあらずんば、到底回収することは出来ない。斯く單獨企業は金融能力に於て劣るから、企業形態としての相對的重要性は、諸種の長所に拘らず、漸次衰退の傾向にあるのである。

第四章 第一種少數集團企業

少數集團企業

既述の如く、私は二人以上の企業者より成る私企業形態を、單獨企業に對して、集團企業と呼ぶ。學者或は之を團體企業、團集企業、結社企業、共同企業等と名付ける。而して此の集團企業に於ては、企業者の數の多少が、第二章に於て説明せる如く、必然的に本質的差異を生ぜしめるから、私は之を少數集團企業と多數集團企業とに分類する。

更に少數集團企業中には、一部の企業者が、何等かの理由により、自ら經營の指揮及び統制の任に當ることを欲せざる場合もある。故に少數集團企業には、企業者の全部が自己資本を齎出し、且つ指導的勞働を提供する場合も、又企業者中の一部が單に自己資本を齎出するに止まり、指導的勞働を提供せざる場合、換言すれば企業者の全部が出資者にして且つ經營者たるものも、かゝる企業者の外に出資者なれども經營者ならざる企業者をも包含するものとの二種が存在するから、少數集團企業は二分されることとなる。私は假に是等を夫々第一種、第二種の少數集團企業と名付けて置かう。

今、以上の關係を表示すれば左の如くなる。

少數集團企業

- 第一種、——企業者の全部が出資者にして經營者。
- 第二種、——企業者の一部は出資者にして經營者なるも、他の一部は單なる出資者。
- 多數集團企業 —— 企業者の大部分は單なる出資者。

第一種少數集團企業の法律形態

こして通常採用せられるのは合名會社であるが、又民法上の組合の形式によるこもある。

近世立法が合名會社の制度を認めて以來、これは第一種集團企業の法律形態として最も適切なるものとして使用せられた。けだし合名會社の法規は其の内部關係に就いては各社員間の契約の自由に任ずるこが多いから、經營及び企業の種類々異なる事情に適合するこが出来からである。

然るに又合名會社に於ては、企業者の全部が無責任を負はなければならぬから、此の責任を避けんが爲めに、合資會社、匿名組合、株式會社の法律形態が利用せられるこもある。合資會社及び匿名組合によるときは、無責任を忌避する企業者は有限責任社員又は匿名組合員として参加し、且つ支配人其の他の資格に於て指導的勞働を擔當するのである。

但し我商法は合資會社の有限責任社員が會社の業務を執行するこを得ざる旨を規定してゐるが(一一五條)、此の規定が強行法規なるか任意法規なるかに就いては我國法律學者の見解が分れて居る。多數學者は前説を採るが、松本丞治、田中耕太郎、田中誠二の三氏の如きは任意法規説である。即ち後説によれば、業務執行は對内關係に屬する事項であるから、此の規定を任意規定と解し、定款の規定を以て有限責任社員の業務執行の權利義務又は業務執行權を認むるこを妨げないといふ。(松本丞治、日本會社法論、六一一頁以下参照)經營經濟上より觀れば後説を以て妥當すべきであらう。

又新なる共同經營者を、先づ、試験的に参加せしむる場合に有限責任社員とみなして經營の指揮に當らしめ、後に正式に社員たらしめるこか、又或は共同經營者を、本人若しくは他の經營者の意思により、外部に對して秘密とする場合に彼を匿名組合員たらしめるこか等の如く、便宜上合資會社、又は匿名組合の法律形態を採用するこもある。

次に企業者全員が有限責任を欲する場合には株式會社の法律形態を採用する。必要によつてはこ、にも亦業人形が作られるこもある。海外に於ける事業、新特許權に基づく事業等比較的危險の大なる種類の事業を營む場合、又共同經營者の行爲によつて連帶責任の發生するこを嫌ふ場合等には企業者全員の有限責任が要求せられ、こ、に株式會社の形態が採用せられるこ、なる。又株式會社の稱呼が或程度まで其の事業の大規模であり、又内容の良好であるかの如き觀を與へる爲め、一種の宣傳手段として株式會社が利用せられるこもある。

更に税金關係から株式會社形態の採用されることが珍しくない。我國に於ては所得稅、營業收益稅等に就いて、所謂合法的脱稅の爲めに行はれる。けれどもこれは租稅法規の如何によるものであつて、概括的に株式會社の有利を斷定することは固より不可能であり、又租稅法規の改正と共に始終變動する。租稅法規の改正に伴ひ株式會社の設立が増減することは實際上屢々見られた事實である。

尙又大企業に於ては金融政策上株式會社を採用することがある。即ち社債發行の爲めに株式會社に変更した實例がドイツに存する。又株式會社によつて持分の賣却、相續、贈與が容易となり、企業者の交代を著しく簡便ならしめる。而して外部より企業者の侵入することを防ぐ爲めには、株式の譲渡を制限し、即ち定款の規定を以て株式の譲渡に會社の承諾を要するものとすればよい。此の事は我商法の認むる所であり、(一四九條)又實際上にも屢々行はれて居る。

以上の如く、各種の法律形態が第一種少數集團企業に採用せられるけれども、最も普通なるは合名會社である。故に以下主として合名會社に即しつゝ、此の種の企業形態を研究するであらう。

合名會社の起源

合名會社は恐らく會社形態中最も古きものであるけれども、其の起源に就いては未だ明確ならずして、學説が分れて居る。多數説によれば中世イタリアに於ける家族團體より起り、即ち亡父の業を數人の遺子が共同繼承せる場

合に發生したといふ。シュモラーも「イタリアに於ては十二世紀乃至十四世紀に家族及家事共產體の中より多數家族の生計及勞働共同體が發達し、共同に商業若しくは手工業を經營した。然るに此の團體は十四、五世紀に至つて組合契約及組合登記簿への登録により、又商號及特殊の商號登記簿の發達によつて一家一門の範圍を越えて家族以外の者をも組合員とし、斯くて合名會社の萌芽となつた。」と述べて居る。(増地、改譯企業論、一八六頁)而して合名會社に關する最初の成文法は、初期の商業學者サヴァリーの關與せる一六七三年の佛國商法であつた。

合名會社の相對的重要性

合名會社の全企業形態中に於ける相對的重要性を示す數字は、前に單獨企業の場合に於て述べたる如く、一般には缺如して居る。故に吾人は會社形態中に於ける合名會社の相對的重要性を求むるの外はない。先づ最近に於ける我國合名會社の地位を示すものとして次の統計を掲げる。

第四表 昭和三年に於ける會社統計 (商工省會社統計表、昭和四年に據る)

社 數	百分比	資本金(公稱)		百分比	一會社平均資本金(拂込)	
		千圓	千圓		%	千圓
合名會社	六、四五八	一五%	一、一一九、二一六	九%	一七三	
合資會社	一六、九七一	四一	八三六、五七一	六	四九	
株式會社	一八、二三〇	四四	一七、〇〇〇、九四一	八五	六一四	
株式合資會社	三五	一	七、二八七	一	一五八	

相互會社	八	四、八五〇	二、〇五三	一	二五七
合計	四一、七〇二	一八、九六八、八六五	一三、一六一、四九五		三一六

次に合名會社の發展を毎五ヶ年の統計によつて觀察するであらう。

第五表 合名會社の發展 (帝國統計年鑑及び商工省會社統計表に據る)

年	社數	會社總數に對する百分比	資本金	會社拂込資本金總額に對する百分比	合名會社の平均資本金	總會社の一社平均拂込資本金に對する百分比
明治二十八年	二〇八	八%	八、九三六	1%	四三	1%
三十年	四二二	七%	二一、八三八	1%	五二	1%
三十五年	九四三	一一%	四三、五七〇	五%	四六	四五
四十年	一、六四二	一六%	七三、七八四	七%	四五	四一
大正元年	二、六一三	一九%	一五九、四二八	九%	六一	四八
六年	三、四三三	一七%	二三四、三七四	七%	六八	四二
十一年	四、五一三	一五%	七二七、一九九	八%	一五九	五四
昭和二年	五、九六一	一五%	一、〇八九、七〇二	九%	一八三	五六
三年	六、四五八	一五%	一、一一九、二一六	九%	一七三	五五

(備考) 此の統計は最初昭和二年を基として廻り毎五ヶ年の數字を算出したが、最近昭和三年の數字を得たから之を追加することにしたのである。

右表に就いて會社形態中に於ける合名會社の相對的重要性を觀るに、我國に於ける合名會社は其の數に於ては近來稍々相對的減少を示しつゝ、あるが、資本金に於ては却つて進出しつゝ、あることを知り得る。即ち會社形態中第二

位を占め、合資會社を凌駕して居る。

又昭和三年に於ける一社平均資本金は、右の二表の示す如く、十七萬三千圓であり、株式會社の平均資本金六十一萬四千圓に比すれば三割弱に過ぎないが、合資會社の四萬九千圓に比すれば約三倍半である。

合名會社の規模

我國合名會社の規模に至つては、比較的小なるもの多く、資本金五拾萬圓以下のものが全體の九七%を占め、殊に五萬圓以下の小會社が六九%に達して居る。即ち我國に於ける合名會社は通常資本金五拾萬圓以下のものみ考へて不可なく、五拾萬圓以下の合名會社の平均資本金は四萬一千圓に過ぎずして、一千萬圓以上の資本金を有するもの、如きは例外である。今これを統計に據つて示せば次の如くである。

第六表 合名會社の規模 (商工省會社統計表に據る)

昭和三年	會社數	百分比	資本金	一社平均資本金
資本金五萬圓未滿	四、四七九	六九%	五九、九四二	一三
五萬圓—拾萬圓	九〇八	一四	五二、二三七	五八
拾萬圓—五拾萬圓	八六四	一三	一四四、七一六	一六七
五拾萬圓—百萬圓	九四	一	五二、二三〇	五六〇
百萬圓—五百萬圓	八九	一	一五〇、一九〇	一、六九〇

企業形態論

七〇

五百萬圓—一千萬圓	八	—	五二、九〇〇	六、六〇〇
一千萬圓以上	一六	—	六〇七、〇〇〇	三八、〇〇〇
合計	六、四五八	—	一、一一九、二一六	一七三

更に合名會社の人的規模に就いては、之を示す統計を缺如して居るが、ドイツに於てはフリッツ・レーマン氏の調査によれば左の如くである。

ケルンに於ける新設合名會社の数は、

一九一二年	八五
一九一三年	六九
一九二二年	一八三
合計	三三七

であつたが、其の内、

社員二名のもの	二八五(八四・六%)
三名のもの	四三(一二・九%)
四名のもの	六(一・八%)
五名のもの	二(〇・六%)

六名のもの

一(〇・三%)

であつた。

又フライブルクに於ては一九二三年の初に百九十三の合名會社があつたが、其の内、

社員二名のもの	一五八(八二%)
三名のもの	二七(一四%)
四名のもの	八(四%)

であり、即ち兩都市共、社員二名のものが八割以上を占めて居る。

合名會社の性質

合名會社は、我國法制によれば、二人以上の社員が定款を作成することによつて成立する。けれども經營經濟上には社員が資本を拂込むことによつて始めて企業が成立するを見るべきである。

合名會社の法律上の性質に就いては、我國では法人たることは明文を以て認められて居る。従つて合名會社は權利義務の主體となり、又合名會社の財産は社員の共有に屬するものではなくして、會社自らが財産の主體であり、更に又債務に就いても、社員は従たる債務者として責任を負ふものであつて債務の主體は合名會社其の物である。而して此の法人格を有することが、合名會社の民法上の組合に相違する重要な法律的特徴である。

然るに英國及び米國では、合名會社に相當する Partnership は、コンモン・ローの規定の下に、當事者間の契約によつて設立せられるものであるが、其の法律上の性質は法人ではなく、組合である。因に英國では我國の會社に該當する概念なく、Partnership 又は Company には全然別個のものである。詳言すれば我國には會社なる上位概念があつて、其の内に合名會社、合資會社、株式會社等が存するのであるが、英語では Partnership は Company の部分概念ではないのである。又兩者の規範される法律も別個のものであつて、統一的なる會社法は存在しない。

ドイツに於ては、Offene Handelsgesellschaft (其の意味は公然の商事會社であつて、匿名組合 Stille Gesellschaft に對立する) の性質に關して商法に明文なく、法人であるか否かに就いて法律學者の見解が分れて居るが、通説はこれを法人に非ざる一種の組合であるを主張する。

此の如く、英、米、獨の諸國では、法律は我合名會社に相當する是等の企業形態に對して法人格を認めず、且つこれが株式會社其他との間に於ける重要な相違點であるを主張されて居るけれども、經濟上では一般に是等の企業形態が一個の獨立の單位であるを認められ、單なる社員集合としては取扱はれない。勿論取引は總て會社の名に於て行はれる。従つて此の法律形態が法人格を有するか否かは經營經濟上では重要な意義を有するものではないといひ得る。

尙フランスに於ては Société en nom collectif が我合名會社に相當するが、これは内部關係に於ては組合であるけれども、外部に對しては法人格を有するものであるといふ。

合名會社の設立理由

に就いては、種々の事情が擧げ得られるが、其の最も重要な動機の一は、經營の指導的勞働の分擔が必要であるか又は有利であるを以て之である。即ち經營の規模大となり、最早一人の企業者にてはこれが指揮を擔當することが出来なくなつて新なる企業者を迎へ、指揮的任務の分擔を計ることがある。或は企業者が營業上若しくは一身上の理由から一時不在となる場合に、第二の經營者を求めることもある。又一企業が多數の支店を有する場合に夫々に指揮者を要することもある。又或は經營者職分の分擔を必要とする場合もあり、これは近時非常に重要となりつつある。即ち現今生産技術の急激なる進歩と共に又他方市場關係の處理困難となる爲め、一人の經營者が相當規模の經營を技術及び營業の二方面に亘つてよく指揮し得ることは殆んど不可能となり、遂に兩者に對し夫々専門の指揮者を必要とするに至るのである。又更に一人の企業者の偏頗、弱點を補ふ爲めに第二の指揮者を要することもある。

以上いづれの場合に於ても、必要とする指導的勞働を使用人に擔當せしむべきか、又は合名會社を設立すべきかの問題が存在する。勿論指導的勞働以外に同時に資本の補充をも必要とするときは、社員を求めること、なるであらう。ただし一方には資本に對して相當の確定利子を支拂ひ、他方指導的使用人に高額の報酬を與へるよりは、社員として利潤を分配する方が有利であらう。又指揮者の責任重大であり、獨立の活動を必要とする場合にも、利害

關係を密接ならしめる爲めに、會社を設立するに至るであらう。又名聲高く、利潤大なる經營にあつては、其の名聲を豊富なる給與によつて有爲の人材を用人として吸収することが出来るけれども、小經營に於ては同等の權力ある社員として迎へなければ人材を求めること不可能である。又獨斷事を決することを好まざる慎重なる企業者は、萬事の決定に際して危険を責任を分擔する者を得て、心理上の安易を獲得せんが爲めに會社形態を撰ぶこともあるであらう。

然るに他方同等の權限を有する二人以上の企業者が、事に當つて常に其の意見を一にし、共同の歩調を採ることは甚だ困難であるから、斯かる經驗が會社の設立を大に妨げるかの如く想像せられる。けれども實際上企業者は自己の場合に限つて斯かる危険が存在せざるかの如く信じて、合名會社を設立し、其の結果設立後間もなく解散し、若しくは多年に亘つて紛争を繼續することも珍しくない。

合名會社は、以上の如き、一般的なる經濟事情によつて設立されることも多いけれども、最も有力なる理由は人的關係である。即ち父と子が共同に經營指揮に當り、又亡父の事業を數人の兄弟が共同繼承するが如き場合、其の他一般に親族間の共同事業に多く用ひらる。我國の合名會社の内に親族間のもの、多數あることは想像し得るが、ドイツに於てもフリッツ・レーマン氏がケルン及びフライブルクに就いて調査せる所によれば、ケルンに於ては一九一二年、一三年及び二三年の三年間に設立せられたる三百三十七の合名會社中、姓を均しくし、明かに親族なりと認められる社員より成る合名會社が九十九あり、即ち二九%に達する。又フライブルクには一九二三年に百九十

三の合名會社が存在したが、其の内總社員の親族であるもの七十三、即ち三八%、又一部社員の親族であるもの九、即ち五%を占めて居る。

又企業者が例へば多年勤続せる支配人其他の高級使用人を永く其の經營に引留めんが爲め若しくは其の功勞に報いんが爲めに之を拔擢して社員たらしめ、合名會社を設立することも珍しくはない。斯く高級使用人を共同企業者たらしめるときは、利潤分配、損失分擔いふ物質的理由のみならず、尙自己の事業であるこの信念に基づく所の心理的原因により、著しく其の指揮能率の増進を期待することが出来る。

又營業上の交際によつて親密となり、遂に其の經營を合同して、集團企業を成立せしむるに至る場合もある。

經營の指揮及び統制

合名會社に於ては、各社員は資本を醸出するに共に、經營の指揮に任ずるを本則とする。其の指導的勞働に就いては、概括的に之を共同擔當することもあれば、又事項によつて分割擔當することもある。後の場合には、更に同一事項を單に量的に分割して擔當することもあれば、又夫々本店、支店の指揮に當るが如く場所的分擔を行ふこともあるが、擔當事項の性質に従ひ分擔する機能的分擔が最も效果的であらう。例へば商業經營に於て二人の企業者が夫々商品の仕入と販賣とを指揮し、又工業經營に於て製造、原料仕入、製品販賣等を企業者が夫々分擔して指揮するが如きこれである。經營の規模擴大し、夫々の事項に専門的の知識と經驗を必要とする場合には此の如き機

能的分擔に對する要求の發生するは極めて當然のこゝ、いはなければならぬ。

合名會社の各社員は、形式上はこもあれ、實質上に於ては必ずしも常に完全なる同等の權力を有するものではない。一人の社員が大なる權力を有し、又他の社員を種々の點に於て束縛するこゝも珍しくない。或は極端なる場合には社員の多くが殆んど使用人に近き地位を有するに止まるこゝもある。

又合名會社は其の社員中より特に業務執行社員、代表社員を選任して、經營の指揮に専ら當らしめるこゝも認められて居る。此の如き場合にはそれ以外の社員は單に出資をなすに止まり、經營の指揮に關與しないこゝ、なる。然らばかゝる合名會社は、正確にいへば、最早第一種少數集團企業の法律形態ではなくして、第二種少數集團企業のそれなるのである。

危険負擔

いふまでもなく、合名會社の社員は總て無限責任を負擔する。従つて若し會社の財産を以て會社の債務を完済するこゝの出來ない場合には、各社員は自己の全財産を以て辨済に當らなければならぬ。此の場合に債權者は先づ會社に對して辨済を求め、強制執行又は破産の結果尙不足なる場合に至つて始めて社員に對して請求し得るものではなくして、會社の債務が財産に超過するときは直ちに債權者は社員に對して辨済を請求し得るものであるといふのが、我國商法學者の多數說である。(松本蒸治、日本會社法論、五二七頁以下)尙社員の責任に關して詳論するこゝは本

書の範圍外に出づるから、其の詳細は商法の著書に就いて研究せられんこゝを希望する。

又合名會社の社員は連帶責任を負ふから、他の社員の行爲によつて生じたる債務に就いても連帶責任を負ふこゝとなり、従つて各社員の責任は單獨企業の場合に比して加重せられる。故に利害關係の稀薄なる人々の間に合名會社を組織するこゝは不可能であり、合名會社は通常父子、兄弟其の他の親族間に於いて最もよく繁榮する。前に掲げたるドイツの統計を觀るも親族間の合名會社はかなり多數を占めて居る。

尙以上の如き重大なる危険負擔を避けんが爲めに、第一種少數集團企業が合名會社以外の他の法律形態を採用するに至るこゝは既に述べた通りである。

金融能力

に就いては、單獨企業に比すれば、自己資本の離出力、並に他人資本調達の基礎となる信用が、企業者の數を増す丈け、大なるこゝは明かである。けれども經營の規模擴大して、資本に對する要求が増大するときは、少數の知人間に於ける出資を以てしては不足なる場合が生じ、遂に株式會社に發展するに至るこゝも珍しくない。前に掲げた統計第六表の示す如く、我國の合名會社は大部分資本金五十萬圓以下であり、それ以上のものは富豪の同族會社が多いやうである。資本金三億圓を擁する三井合名會社は其の筆頭に位する大同族合名會社である。

第一種少數集團企業の法律形態としては、合名會社の外に、尙、

民法上の組合

がある。數人の企業者が、合名會社を組織することもなく、單に組合契約を結ぶことによつて、經營の所有單位を構成することが出来る。此の場合に共同の商號を使用することも可能である。此の如き組合は民法の規定によつて律せられるが、組合に合名會社との間に存する法律上の相違は、前にも一言したる如く、法人格の有無である。組合は法人ではなく、法律上の事業の主體は組合員各自であつて組合其の物ではないのである。而して組合員の出資其の他より成る組合財産は組合員の共有に屬する。

此の如き民法上の組合が經營の所有單位として採用されて居ることは、我國に於ても、珍しくないけれども、其の統計は、内外國共に、得ることが出来ない。一般に經營の設立當初に、屢々此の法律形態が使用せられて居る。けれども其の後事業が發展して基礎が相當に強固になるときは會社を組織するに至ることが珍しくない。例へば我國の製絲業には申合組合なる一企業形態が比較的古くより蠶絲業の盛なる地方に存するが、之は民法上の組合の一種であり、單獨企業より會社企業に移行する過渡期に多く現れたものである（今井五介、蠶絲業、現代産業叢書四卷八三―八四頁）。農林省全國製絲工場調査に據れば、此の申合組合並に共同組合の所有に屬する器械製絲工場數は大正十一年に於て九八（工場總數の三・六％）、同十三年に於て四〇（一・六％）、又昭和二年に於て三一（一・一％）であり、

かなりの減少を示して居る。

又此の組合は短期間存在する經營に就いても屢々利用せられる。我舊商法の規定する當座組合（*Gelegenheitsgesellschaft*）に均しき法律形態を現今採用せんとする場合には、此の民法上の組合の形式によるものである。外國貿易等の如く比較的多額の資本を要し、且つ損益共に大なる場合に行はれるが、單に一ヶ若しくは數ヶの商取引を目的として設立せられ、其の取引の完了と共に解散する。又これは公債、社債及び株式の共同引受の場合に生ずる銀行、證券業者等のシンヂケートの法律形態にも用ひられる。

第五章 第二種少數集團企業

少數集團企業に於ては、企業者の全員が經營の指揮及び統制に當ることが可能であるけれども、場合によつては一部の企業者は單に出資をなすのみにて經營の指揮に當らないこともある。此の如き場合を吾人は第二種少數集團企業と呼ぶ。

第二種少數集團企業の法律形態

まして最も代表的なるは合資會社と匿名組合である。しかし又民法上の組合の採用されることも珍しくはない。

且つ前章に於て述べたる同一の理由により株式會社が此の種企業の法律形態に利用せられることもあり、又此の外ドイツに於ける有限責任會社其他が用ひられることもある。

以下先づ合資會社に就いて研究することにする。

合資會社の起源

歐洲に於ける合資會社の起源が、中世イタリアに於て發達を遂げたるコムメンダにあることは學者の一般に認め

る所である。抑々此のコムメンダ (commenda) なる制度は既に古代に於て發生し、ローマ人も帝政時代の末葉には之を利用したといはれて居る。けれどもコムメンダが眞に發達するに至つたのは中世であり、彼の教會法の利子禁止關係を有するものである。即ち教會は利子の受授を禁止したから、資本より所得を得んことを者は之を事業に投じて其の利潤分配に参加するの途を撰んだのである。斯くてイタリアに於て十一世紀にコムメンダの成立を見るに至つた。コムメンダは特に海上運送及び海上貿易に於て發達したが、一種の委託關係であり、海上貿易に従事する商人が他人と契約を結んで商品若しくは資金の供給を受け（此の者をトラクタートル又はコムメンダリウスと呼ぶ）、後者は全然事業に參與せずして單に取引より生ずる利益の分配に與る仕組である。而して漸次發達するに共し、最初一航海毎に結ばれたる契約が繼續的となり、トラクタートルも亦一部の出資をなし、外部に向つて一個の商號を使用し、一の團體を形成するに至つた。又之は海上商業より展びて陸上商業、就中銀行業にも用ひられ、貴族僧侶が好んで之を利用することとなつた。斯くて一六七三年の佛國商法は合資會社の法制を定め、今日の合資會社の法律的基礎が確定した。

尙此のコムメンダが他方面に發展したものが匿名組合の祖先である。即ち出資者は外部に現れることなく、其の出資は營業者の有に歸し、外部に對して一の團體を形成するに至らなかつたものもあつた。之は當時バルチチパチオ (participacio) と稱せられたが、イタリアより漸次歐洲全體に擴がり、中世に於ける重要な企業形態となつた。斯くて後に今日の匿名組合が法律上認められるに至つたのである。

合資會社の相對的重要性

我國に於ける合資會社の發達を每五ヶ年の統計によつて示せば次の如くである。

第七表 合資會社の發展 (帝國統計年鑑及び商工省會社統計表に據る)

年	社數	會社總數に對する百分比	資本金	會社資本金總額に對する百分比	合資會社の一社平均資本金	總會社の一社平均資本金に對する百分比
明治二十八年	一、一一五	四五%	一三、六三一	—	—	—
三十年	二、四八五	四一	三七、五二二	—	一五	—
三十五年	三、三六一	三九	四七、二一六	—	一四	—
四十年	三、七九五	三八	六九、六二〇	—	一八	—
大正元年	五、四三九	三九	一一四、五二五	—	二一	—
六年	七、七八九	四〇	一七三、三五三	—	二二	—
十一年	八、八六八	二九	四六一、八一四	—	五二	—
昭和二年	一四、五三〇	三八	七八九、四〇八	—	五四	—
三年	一六、九七一	四一	八三六、五七一	—	四九	—

(備考) 前章第五表備考参照。尙大正六年以前の數字には相互會社の分含まる。

此の統計によつて觀るに、我國合資會社の會社形態中に於ける相對的重要性は、大體に於て、殆んど變化なきも、最近は稍々上昇しつゝ、あるもの、如くである。而して昭和三年に於ける相對的重要性は、前章に掲げたる統計第四表

の示す如く、會社形態中の第三位を占めて居る。其の數に於ては株式會社の九割以上に達するが、資本金にして一社平均資本金は四萬九千圓であり、株式會社の十二分の一、合名會社の三割弱に過ぎない状態である。

合資會社の規模

我國に於ける合資會社は合名會社に比して一層小規模であり、左の統計の示す如く、資本金五拾萬圓以下のものが九九%を占め、殊に五萬圓以下の小合資會社が八六%に達して居る。即ち我國の合資會社は殆んど全部資本金五拾萬圓以下のものみ看做して差支なく、其の平均資本金は二萬一千圓、合名會社の約半分に過ぎない。

第八表 合資會社の規模 (商工省會社統計表に據る)

昭和三年	社數	百分比	資本金	一社平均資本金
資本金五萬圓未滿	一四、六一九	八六%	一三三、九六四	九千圓
五萬圓—拾萬圓	一、二一九	七	七〇、一五二	五八
拾萬圓—五拾萬圓	九六四	六	一五一、一三七	一五六
五拾萬圓—百萬圓	九二	一	五一、四八四	五六〇
百萬圓—五百萬圓	六八	—	一一一、三三四	一、六三〇
五百萬圓—一千萬圓	五	—	二八、五〇〇	五、七〇〇
一千萬圓以上	四	—	二九〇、〇〇〇	七二、五〇〇
合計	一六、九七一	—	八三六、五七一	四九

次に我國合資會社の人的規模に就いては、之を示す數字を得ることが出来ない。大審院の判例に現れたる事件に百八十名の社員を有する合資會社があつたこのことであるけれども、此の如きは極めて稀なる例外であつて、一般には遙かに少數であることは想像するに難くない。

ドイツに於ては、フリッツ・レーマン氏が一九二三年の初にベルリンの合資會社に就いて調査せる所によれば、合資會社の總數は約八百五十あつたが、其の内の八三七會社の社員數は左の如くである。

有限責任社員一名なるもの	五〇五(六〇・三%)
二名	一二六(一五・〇%)
三名	七三(八・七%)
四名	三四(四・一%)
五名	三二(三・九%)
六名	一三(一・五%)
七名	一六(一・九%)
八名	五(〇・六%)
九名	八(一・〇%)
十名	四(〇・五%)
以上	二二三(二・五%)

此の内最高は六十六名

即ちベルリンに於ける合資會社は有限責任社員三名以下のものが普通であり、合名會社に比すれば、人的規模の稍々大なることが示される。恐らく我國に於ても略ぼ同様の状態にあるものと推察され得る。

合資會社の性質

合資會社は一名以上の無限責任社員一名以上の有限責任社員より成るものであるが、其の法律的成立が定款の作成によること、法人格を有すること等は合名會社と同一であるから、こゝには説明を省略する。

英米に於ける Limited partnership は我合資會社に相當するものであるが、アメリカでは州法が之に對する法規を制定せる州に於てのみ設立することが出来る。ルイジアナ州に於てはフランス法に則れる法制を有し、非常に多く採用されてゐるが、他の州に於てはむしろ株式會社を設立する方が容易なる爲めに、此の企業形態は餘りに行はれないといふ。英國に於ては一九〇七年の法律によつて此の形態が認められて居る。

ドイツに於ては Kommanditgesellschaft フランスに於ては Société en commandite が我合資會社に相當し、夫々商法に於て規定せられて居る。唯フランスに於ては英、米、獨り異り、此の形態も亦外部に對しては法人であることされて居る。

合資會社の設立理由

は主として資本の調達にある。即ち企業者が自己の調達し得る資本にては不足する場合に、他の出資者を求める爲めに合資會社を設立する。例へば資力乏しき企業者が資産家の親戚を有限責任社員として其の事業を創設するが如く、親族若しくは知己と共に會社を設立する場合が甚だ多い。然るに又單なる投資としてなく、營業上の利害關係より合資會社の設立せられる場合もあり、例へば仕入先又は得意先が有限責任社員として加入するが如きである。又同業者が有限責任社員となることもあれば、又或は支配人其他の高級使用人が加はることもある。更に債権者が其の債権を投資に變更して、經營の更生を圖る場合の如く、止むを得ずして参加する場合も稀ではない。

更に合資會社は、以上の如く、新なる出資者を求める場合のみならず、又從來經營者たりし人が經營指揮の任を去つて、彼に屬した資本が單純なる出資となる場合にも設立される。例へば經營者たる企業者が死亡し、其の相続人が最早經營の指揮に當らない場合の如きこれである。又税金關係、家族的理由等の爲めに營業上の財産の一部を子孫に譲渡する場合にも同様の結果を生ずる。更に經營讓渡の際に前所有者が其實買代金の一部を出資として残し置く場合も珍しくはない。之は現金で受取つて他に利殖するよりは有利なるが爲めに行はれることもあれば、又經營が現金支拂を許さない爲めに止むを得ず行はれることもある。

合資會社、若しくは一般に第二種少數集團企業は、以上の如き理由の爲めに設立されるものであるが、之を立證するものとして次の如き統計がある。

フリッツ・レーマン氏が、前に掲げたる如く、一九二三年の初にベルリンに於て調査せる所によれば、八百十七の合資會社には次の如き關係の人々が参加して居る。

- 八七會社に於ては 相續人
- 六七 前所有者
- 七九 支配人
- 五九 妻
- 一四三 親族
- 一四八 明かに同種事業の商人及び會社
- 一四一 他種の事業の商人及び會社
- 三四 利子生活者等
- 三八 各種債権者
- 二五 單に無限責任社員（有限責任會社）の所有者たるもの

(備考) 最後のものは多分所謂 G. m. b. H. u. Co. であると思はれるが、これはドイツに於ては會社が他の會社の無限

責任社員となることを許されて居る爲めに、合資会社の眞の企業者が有限責任社員となり、別に自ら設立する有限責任会社 (G. m. b. H.) を合資会社の無限責任社員となせるものであり、従つて實質上無限責任を負ふ企業者の存在せざる合資会社である。こまかしの合資会社である。

經營の指揮及び統制

合資会社に於ては、通常、出資者にして且つ經營者たる企業者も、單に出資者たる企業者との二種の企業者を抱擁する。

經營の指揮及び統制の任に當る企業者は原則として無限責任社員であるけれども、無限責任社員の全員が必ずしも經營者となるものではない。即ち合資会社の無限責任社員中の或者は、合名会社の社員と均しく、特に業務執行社員、代表社員を選任して自ら業務の執行に當らないことに定めることが出来る。此の場合に彼は單に出資者たる企業者の地位に立つことになる。

又合資会社の有限責任社員は、既に前章「第一種少數集團企業の法律形態」の項に於て説明せる如く、定款の規定によつて業務執行権を有し得るものであるから(但し反對説あり)、有限責任社員が經營者たる企業者の地位に立つことも可能である。

いづれにしても經營者たる社員は合名会社の場合と同様の地位にあるものであるから、其の職務擔當、相互關係

等に就いては前章に説明せる所が妥當する。

然らば業務執行に當らざる社員は如何なる權能を有するか。先づ業務執行の權利を有せざる無限責任社員は法律學者の所謂監視權 (Aufsichtrecht) を有し、會社の業務及び會社財産の狀況を検査することを得るものである。(民法六七三條) 又有限責任社員は一般に法律學者の所謂監督權 (Kontrollrecht) を有し、營業年度の終に於て營業時間内に限り、會社の財産目録及び貸借對照表の閲覽を求め且つ會社の業務及び會社財産の狀況を検査することが出来る。但し重要な事由あるときは裁判所の許可を得て何時でもこの検査を行ふことが出来る。(商法一〇一條) 即ち無限責任社員の統制權能と有限責任社員の統制權能との相違は、原則としては、後者が前者に比して(1)營業年度の終に於て

(2)營業時間内に限るの二點に於て制限を受けて居ることにある。(田中誠二、會社法提要、二五一頁) 而して經營經濟上より觀れば、此の兩者の權能はいづれも經營活動自體の統制といふよりは、むしろ其の一部なる經營者の行爲に對する事後的統制といふべきである。

尙有限責任社員に業務執行権を與ふることにより社員の全員が經營の指導的任務を擔當する場合には、此の合資会社がむしろ第一種少數集團企業の法律形態となるものであることは、既に前章に於て説明せる通りである。

危険負擔

に就いては、いふまでもなく、無限責任社員は合名会社の社員と同様に、會社の債務に對して從たる債務者とし

て、連帯無限責任を負ひ、有限責任社員は従たる債務者として、其の出資額を限度として連帯責任を負ふものである。

若し第二種少数集團企業の企業者が總て無限責任を忌避する場合には、株式会社の法律形態を採用するに至る。

金融能力

に就いては、合資会社の有限責任社員の危険負擔の限度は限定せられ、又原則として彼は經營の指導的任務を擔當することを要しないから、合名会社の社員となるべき者よりも廣き範圍に亘つて、企業者を求めることが出来る。従つて金融能力は合名会社に比して大である。

然るに前掲の統計第八表の示す如く、我國の合資会社は概して資本金小にして、昭和三年の二社平均資本金は四萬九千圓にして合名会社の三割弱に過ぎないが、之は恐らく我國の合資会社が比較的資力の薄き人々の間に組織せられるに因るであらう。合資会社の殆んど全部が資本金五拾萬圓以下であり、一千萬圓以上の巨大合資会社に至つては資本金一億五千萬圓の住友合資会社、同一億二千萬圓の三菱合資会社以外に一千萬圓宛のもの二社あるに止まる。

第二種少数集團企業の法律形態としては尙匿名組合がある。

匿名組合の性質

匿名組合も亦、通常出資者にして且つ經營者たる企業者、單に出資者たる企業者の二種類の企業者よりなる企業形態である。

法律上の用語を以て説明すれば、匿名組合は一の契約であつて、匿名組合員が營業者の營業の爲めに出資をなし、其の營業より生ずる利益を分配することを約するものである。(商法二九七條) 即ち匿名組合に於ては、法律上は、經營は營業者單獨の所有に屬し、營業者匿名組合員との共同所有に屬するものと見ず、匿名組合員の出資は悉く營業者の財産に歸するのである。(二九八條) 但し匿名組合を結成する營業者は自然人に限らず、會社であることも可能であるけれども、此の場合にも匿名組合員は尙、法律上は、其の會社の組成員として加入するものではなく、會社は從來同一の社員より成立する。いづれにしても匿名組合の法律關係は單に營業者匿名組合員との間にのみ存し、純然たる内部關係なのである。

尙序ながら、此の如く匿名組合員の出資が營業者の所有に歸すること、及び組合の法律關係が單に内部關係に過ぎないこと、の二點に於て、匿名組合は民法上の組合の性質を異にする。即ち民法上の組合に於ては、前述の如く、組合員の出資は組合員の共有に屬し、又外部に對して團體的に行動するものである。

然るに既に述べたる如く、匿名組合は合資会社と同一の起源より發生し、即ちコムメンダが發達して分化せるバ

ルチチバチオより生れたるものである。従つて一々の經營を共同して所有せんことを目的とし、其の經濟上の實質的效果は合資會社に近きものであることは明かである。唯出資者の一部が其の存在を外部に示さざる點が異なるに過ぎない。

故にリーフマン教授が、「匿名組合は經濟上の意義に於ては會社にもあらず、企業の共有にもあらずして、寧ろ一の信用關係にして、唯一定の利子を伴はざるなり。」と説いて居るのは（増地・横原共譯、企業形態論七八頁）、却つて經濟上の意義ではなくして、法律的地に捕はれたる見解である。

唯法律學者の解釋によれば、損失の分擔は匿名組合の要素にあらずといふ。従つて若し損失を分擔せざる場合には、此の匿名組合員を企業者と呼ぶことは困難であり、むしろ營業者のみの企業を觀るを正當とするであらう。此の場合の匿名組合員は利益配當付他人資本の供給者、従つて外部債權者に過ぎない。

匿名組合は以上の如き性質のものであるから、外部に對しては營業者なる單獨企業若しくは會社の形態を以て表現せられ、匿名組合であることは示されないものである。従つて匿名組合が果してどの程度まで利用されて居るかを示す數字は、内外國共に得られないのである。唯製絲業に就いては、農林省の全國製絲工場調査に據れば、匿名組合の所有に屬する器械製絲工場數は、大正十年に於ては三一（工場總數の一・二％）、十三年に於ては五二（同上二・一％）、又昭和二年に於ては八八（三％）であり、近來かなりの増加を示して居る。但しこれは悉くが眞實の増加にあらずして、調査の重るに従ひ、從來不明であつた匿名組合の發見されるに至る場合もなきにしもあらずと想像され得る。

匿名組合はドイツ及びフランスに於ても認められ、夫々 *Sille Gesellschaft, Association commerciale en participation* と呼ばれる。英米には精確に之に相當するものはないけれども、*dormant or sleeping partner* を有する *limited partnership*（我合資會社に相當するもの）は之に近似する。此の *dormant partner* といふは其の参加を秘密にし、若しくは少くも公表せず、即ち *secret* であり、且つ經營の指揮に參與せずして、唯損益の分配にのみ與る、即ち *silent* である社員を意味する。但しかる *dormant partner* は餘り多くは行はれないといふ。

匿名組合の設立理由

匿名組合なる企業形態の採用せられる動機は種々あるが、資力乏しき實業家が大資本の援助によつて事業を開始せんとするが如き場合に最も多く用ひられ、且つ成功せる例も少くない。例へばドイツに於けるジーマンス・ハルスケ、ラーマイヤー、シュッケルト等の大電機業者は當初匿名組合員の庇護によつて彼の如き大成功を遂げたものであると傳へられるが、我國にも之と同様の著しき例がある。即ち今日羽二重輸出業者として國の内外に大なる名聲を有する堀越商會は、最初堀越善重郎氏が澁澤子爵等を匿名組合員として創業し、遂に今日の成果を擧げたるものであることは、數年前匿名組合契約の解除後に澁澤子爵の言として傳へられた所である。

又經營擴張に必要な資本を匿名組合員の離出に仰ぎ、若しくは經營が財政困難に陥れる場合に匿名組合員の參

加によつて窮境を脱し、破産又は營業讓渡を免れることも珍しくない。

其の他一般に、匿名組合は前に合資會社に關して述べた同一の理由により設立せられるものであるが、兩者共に可能なる場合に特に匿名組合を撰ぶ理由としては、經濟上又は個人的の原因から營業者又は出資者が其の出資關係を公表することを好まざるか、若しくはこれを有利とする場合がある。之に反して出資者の名と其の出資額が企業の聲價及び信用を擧げ得る場合には合資會社を撰ぶこととなる。尤も匿名組合員の参加を公表することに由つて之に均しき効果を匿名組合に於て擧げることも可能である。

又匿名組合は、民法上の組合と均しく、會社を組織するまでの過渡的形態として利用されることもある。例へば我國の製絲業に於ては、經營創設の當時には匿名組合の形態を採り、家族親戚等の間に結ばれたが、年月の経過と共に組合員相互の人事關係及び設立當時の事情が變化するに従ひ、會社形態に變更するに至るものが少くないといふ。(今井五介、蠶絲業、八三頁)

尙匿名組合に於ては、既述の如く、匿名組合員が支配人其他の名義に於て經營の指揮及び統制に當ることも可能である。此の場合には匿名組合は第一種少數集團企業の法律形態として採用せられたのである。

匿名組合の金融能力

上述の如く匿名組合は、經濟形態としては、合資會社に近似するも、唯匿名組合員は、合資會社の有限責任社員

の如く、其の名を外部に現さない。且つ匿名組合は、會社の如く、自己資本の額を公表することはない。従つて匿名組合の信用程度は合資會社より劣り、金融能力は小であるを考へなければならぬ。

民法上の組合

以上の外第二種少數集團企業の法律形態としては民法上の組合がある。即ち民法上の組合に於ては、原則としては、各組合員が皆業務の執行に參與すべき權利及義務を有するのであるが、又契約によつて組合員の一人又は數人に業務執行を委任することが可能である。此の如き場合には業務執行者は出資者にして且つ經營者たる企業者であり、其の他の組合員は單に出資者たる企業者の地位に立つものである。民法上の組合に就いては既に前章に於て説明したから、こゝには省略する。

有限責任會社

ドイツに於ては、通常「有限責任會社」を翻譯せられて居る所の、Gesellschaft mit beschränkter Haftung (略してG.m.b.H. シンボル)が第二種少數集團企業の法律形態として採用されることが屢々ある。これは一八九二年の有限責任會社法によつて認められた新形態であるが、其の創設の趣旨は全社員の有責任を許すと共に其の設立を株式會社に比して簡易ならしめんとするにあつた。

有限責任會社は、株式會社と異り、小規模の經營の所有單位たるに適して居り、比較的少額の資本を少數の出資者より募らんことを期待する。従つて検査役、監査役等の出資者保護機關は強制せられない。又貸借對照表も、銀行業以外には、公表を要しないから、其の成績が外部に知られず、競争者の出現を喚起することはない。

資本金は最低二萬マークを必要とし、各社員の持分は五百マークを下ることを得ない。社員責任は有限であるけれども、他の社員の出資に就いては連帶責任を負ふ。尙定款によつて社員に有限又は無限の追出資義務を負はしめることも出来るけれども、實際上には極めて稀に行はれるといふ。社員持分は讓渡自由であるが、取引所に上場せられず、又讓渡には公正證書又は裁判上の形式を要し、且つ會社の承認を必要とする。

業務執行の任に當る業務執行者 (Geschäftsführer) は總會で選任されるが、必ずしも社員たるを必要としない。又會社最高の機關として社員總會あり、就中貸借對照表の確認、利益の分配、業務執行者の任免、支配人の任命等を決定する。

尙此の有限責任會社は多數集團企業の法律形態としても採用され得るけれども、株式會社の如くには利用されない。一九〇五年にベルリンに於て行はれたる調査の結果は此の事實を證明するであらう。即ち當時一千二百二十五の有限責任會社が存在したが、其の内、

- 社員一名のもの 一一五 (一〇・二%)
- 二名乃至五名 七三七 (六五・五%)

- 六名乃至十名 一三三 (一一・八%)
- 十一名乃至五十名 一一〇 (一〇・七%)
- 五十名以上 二〇 (一・七%)

であつた。

ドイツに於ける有限責任會社の發展は次の統計によつて示される。

第九表 ドイツに於ける有限責任會社の發展 (ドイツ國統計年鑑其の他に據る)

年	社 數	資 本 金
		百萬マーク
一八九二年	六〇	二八
九三年	二四〇	一〇四
九八年	一、八三九	六九二
一九〇四年	七、五七〇	一九六〇
〇九年	一七、〇七七	三六一一
一四年	二七、〇一一	四八九九
一九年	三三、九七五	五九五二
二四年	七〇、六三一	
二五年	六四、三九八	
二六年	五七、三三八	
二七年	五〇、二八八	

リーフマン教授は有限責任會社は今や普く採用せられ、管に小企業のみに限らないと述べて居るが、(増地・楳原共譯、企業形態論、八三頁) 事實は次の統計の示す如く五十萬マーク(約二十五萬圓)以下の小資本を有するものが大部分を占めて居り、有限責任會社全部の平均資本金は十七萬五千マークにして、株式會社の平均資本金の二十分の一弱に過ぎない。

第一〇表 ドイツ有限責任會社の規模 (ドイツ國統計表に據る)

一九一九年末現在	社 數	百分比
資本金二萬マークのもの	一一、七〇〇	三四・四%
二萬乃至十萬マークのもの	一三、八五六	四〇・七
十萬乃至五十萬マークのもの	六、六二六	一九・五
五十萬乃至百萬マークのもの	一、〇五八	三・一
百萬マーク以上のもの	七三五	二・二
合 計	三三、九七五	
資本金總額	五、九五二百萬マーク	
一社平均資本金	一七五千マーク	
同年末に於ける株式會社數	五、七一〇	
其の公稱資本金	二〇、九八四百萬マーク	
一社平均資本金	三、六七六千マーク	

以上の如くドイツに於て有限責任會社が成功せる爲めに、之に倣ふ國もあつたが、フランスに於ては一九二五年

の特別法により、有限責任會社 (Société à responsabilité limitée) が認められるに至つた。之は主として世界大戰後創設を受けたるアルサス、ローレン二州に於ける舊ドイツ法の有限責任會社を處置せんが爲めに制定せられたのであるが、一般に利用することも固より可能であり、其の規定は大體に於てドイツのそれよりも簡便になつて居る。我國に於ても近時此の如き會社形態の設立が要望せられ、(例へば松本蒸治、有限責任會社制度に就て、法律時報二卷一號を見よ) 東京商工會議所商事關係法規改正準備委員會も昨秋發表せる其の決定事項中に此の形態創設の可否を研究せんことを掲げて居る。

此の如き機運の漸次醸生しつゝ、あるは、畢竟現今我國に於て親族知人間に組織せられる第二種少數集團企業が、有限責任に對する要望其の他の理由により、止むを得ず株式會社の法律形態を採用しつゝ、あることの不便を自覺したるに由る。即ち株式會社は設立、計算の公示其の他に關し、株主保護の必要上、種々嚴重なる取締規定を有するが、上述の如き第二種少數集團企業の法律形態としては餘りに煩雜に過ぎ、却て脱法行爲を生ぜしむること、なる。従つて斯の如き經營經濟上の要求に従ひ、適當なる新企業形態を認むることは必要なること、いはなければならぬ。

英國の私會社

も亦第二種少數集團企業の法律形態である。即ち英國に於ては、前述の如く、我が合名會社、合資會社等に相當す

る Partnership の外に、Company (以下假に會社と譯す) が認められるが、此の會社は分れて公會社 (Public company) と私會社 (Private company) の二種に分れる。

公會社は私會社以外の一切の株式資本を有する會社をいひ、私會社は一九〇八年の會社法 (Companies Act) 一二一條に於て定義して曰く、

私會社は、定款により、

第一、株式譲渡の権利を制限し、

第二、會社使用人を除き、株主の数を五十人以下に限り、且つ

第三、會社の株式又は社債を一般公衆より募集することを禁止する

會社である。

此の私會社に對しては設立規定が簡易であり、貸借對照表の公示も強制せられない。尙一九二八年の新會社法により、私會社の公會社への變更手續も大に簡略となつた。

公會社、私會社の區別は一九〇七年の會社法によつて始めて制定せられ、一九〇八年七月一日より實施せられたものであるが、私會社の利用は年々増加し、近時グレート・ブリテンに於ける會社の約九割は私會社が占めて居る状態である。今これを統計によつて示すであらう。

第一一表 英國私會社の發展 (パルフォア委員會報告書 Factors in Industrial and

年次	公會社數	私會社數	合計		私會社の百分比		公、私會社の拂込資本總額	一社平均拂込資本
			數	百分	公、私會社の拂込資本總額	一社平均拂込資本		
一九〇八年十二月三十一日	?	一八、五五五	一	—	—	—	—	—
一九一〇年四月三十日	二五、九三〇	*二五、一〇七	五〇、一三七	四八%	二、一三三・六	四三	—	
一九一二年同	三二、一〇四	*三三、四四五	六五、五五九	六一	二、二七九・九	四三	—	
一九一四年同	四一、七三〇	*四八、四九三	九〇、二二三	七七	二、四八一・八	四〇	—	
一九一一年十二月三十一日	三二、九三三	三六、〇九一	六九、〇二四	八四	四、一〇〇・〇	五二	—	
一九一三年同	三〇、四九九	三七、四八一	六七、九八〇	八六	四、二六五・三	四九	—	
一九一四年同	九、一〇九	八一、八〇九	九〇、九一八	九〇	四、三五五・八	四八	—	
一九二五年同	八、九九〇	八六、〇六五	九四、〇五五	九二	四、四七〇・三	四七	—	

(備考) *印を附したる私會社の數は夫々一九〇九年末、一九一一年末、一九一三年末の數字である。

尙統計は資本金に就いては公、私會社の別を示さないから、私會社の資本力が幾何の程度に達して居るかは不明であるが、公會社の資本力の割合が其の會社數の割合以上に大なることは確實なりと認めらるべし。パルフォア委員會報告書は記して居る。且つ又法律上の公會社となつて居るが、證券の公募をなさず、實質的には私會社と認むべきものもあるといふ。

第六章 株式會社(總說)

多數集團企業

前二章に於て説明せる少數集團企業に於ては、企業者の數比較的少く、企業者の全員が經營の指揮及び統制に任ずることは必ずしも不可能ではない。然るに經營の規模擴大して巨額の資本を必要とし、又危険多き事業を営まざるが爲めに企業危険を分散するの必要發生せる爲めに、從來に比して遙かに廣汎なる範圍の人々より資本の購出を求めざるを得ざるこゝとなり、こゝに多數集團企業の成立を見るに至つた。此の如く多數集團企業に於ては企業者の數多きが故に、企業者の全員が經營の指導的勞働を擔當することは固より不可能にして、必然的に企業者の内から、若しくは全然企業者以外から、人材を求めて經營者となし、多數の企業者は單に出資者たるの地位に止まるこゝなる。かくの如く企業者の少數多數は單に量的差違に止まらずして、質的變化を生ぜしめ、企業者の兩資格が極めて截然に分明するに至る。即ち企業の所有と經營の指揮との分離が、遙かなる程度にまで、可能となる。

此の如き多數集團企業は、既に第二章に於て説明せる如く、基本的構成の相違により二種に分たれる。即ち企業者と經營の給付利用者(例へば製品の購買者)と一致するか否かによる區別が生ずる。企業者と經營給付利用者との一致する第二種多數集團企業は、相互主義の企業形態であり、之を概括的に協同組合と名付けるが、其の法律形態は通常産業組合である。但し産業組合なる法律形態は非相互主義の企業にも採用可能である。而して吾人は今先づ、企業者と經營給付利用者との一致せざる第一種多數集團企業に就いて研究するであらう。

さて第一種多數集團企業の法律形態としては、我國に於ては通常株式會社及び株式合資會社を挙げなければならぬ。外國に於ては其の他數種の法律形態が利用せられる。而して以下説明せる所によつて明かなる如く、株式會社は此の種企業の法律形態として最も適當せるものであり、従つて最も多く利用せられて居る。

株式會社の起源

に就いては、既に法律學者、國民經濟學者等の熱心なる努力により、略ぼ明かになつて居るから、こゝに詳説の必要はないであらう。此の點に興味を有する讀者は福田徳三博士、國民經濟講話、第三十七章、上田貞次郎博士、株式會社經濟論等に就いて研究せられんことを希望する。

今これを簡単に説明すれば、舊説は歐洲に於ける株式會社の起源を、中世イタリアに於けるサン・ジョルヂョ(San Giorgio)銀行に求めんとしたが、一八九五年ドイツ商法學者カール・レーマン教授が「株式會社法の歴史的發展」を題する著書に於て此の説を否認したる以來一般に棄てられるに至つた。ただしサン・ジョルヂョ銀行は一四〇七年ジェノヴァ市の財政が窮迫して公債の元利償還に困難したる際に、公債權者が其の債權確保の爲めに作

つた團體であつたからである。即ち此の團體はデノヴァ市より財政の整理を引受け、租税徴收権の一部を譲受けて、之によつて得たる収入を以て公債権者に分配せんとしたものである。而して公債より振替へられたる出資は均一の金額(百リラ)に分割せられて居たものであるが、之に基いて舊説はサン・ヂョルヂョ銀行を株式會社の起源としたのである。

此の如くサン・ヂョルヂョ銀行は企業形態を認むることを得ざる故に、レーマン氏は一六〇二年三月二十日の特許狀に依りて設立せられたるオランダ東印度會社を以て株式會社の始祖とした。此のオランダ東印度會社は、當時アムステルダム其の他の都市に存在して、東印度の貿易に従事したる數多の小會社、組合等を國家の命令の下に合同せしめ、之に東印度貿易の獨占權を賦與したのである。而して此の組織の成功するや、之に倣ふものを生じ、間もなくオランダ西印度會社設立せられ、更に彼の一六〇〇年十二月三十一日の特許狀によつて設立せられたる英國東印度會社も一六一二年に改造してオランダの跡を追ふに至つた。且つ其の事業の範圍も貿易、殊に植民地貿易より展びて、漸次漁業、海上保險、銀行、火災保險、鑛山等の諸事業にも利用せられるに至つた。爾後の

株式會社の發達

に就いては、シュモラーの簡明なる説明があるから、ここに引用することにする。

是等貿易會社は十七世紀に於ては實際上、理論上共に重要な商工業發達的手段として稱讃せられたが、一七五

〇年以降個人主義的思潮の爲めに非難を受くるに至つた。又吏員の濫用と横領と大設備の不經濟との爲め一七〇〇年——一八〇〇年に多數貿易會社は破産の悲境に陥つた。學者はサヴァリーからアダム・スミス、ビュッシュに至るまで悉く此の組織を攻撃し、フランス革命は一七九三年一切の株式會社を禁止し、ビュッシュはハンブルヒの一人商人が「會社はやくざもの *Cumpani is Lumpen!*」と言つたのに賛同した。けだし個人主義的啓蒙思想は資本家の團體が適當の指導者を見出すべきことに想ひ到らなかつたのである。即ちアダム・スミス曰く、「取締役は勤勉に注意し能力とを缺き、使用人は正直でない。彼等は他人の財産を管理するものであり、富豪の使用人の如く、節約の念に乏しい」云。(著者註 尙アダム・スミスが、株式會社が特權なしに成功し得る事業は一切の行動が殆んど變化なきものに限られ、それは銀行、火災及び海上保險、運河、水道の四事業であること述べたことは有名なる事實である)ナポレオン戦争及び之に次ぐ一八三〇年——四〇年頃の長き恢復時代に於ける經濟生活の萎縮は此の如き思潮をして正當であるかの如き觀を呈せしめた。而して漸く一八四〇年——六〇年の頃より再び巨額の資本を有し、生存能力を具備せる永久的大企業機關の必要が認められ、新しき技術と新しき交通及び信用制度が是を促進し、株式會社はここに又新たに隆盛の域に趣くこととなつた。(増地譯、改譯企業形態論、一九〇頁以下)

尙株式會社の成立は最初一々國家の特許によつたものであるが(特許主義 *Okroisystem*)、其の後は各國共概ね、株式會社に關する一般的法規を制定し、之に従つて國家が會社設立の免許を與へることとし(免許主義 *Koncessionsystem*)、以て不健全なる會社の設立並に之に關連せる過度の投機を防止せん謀つた。然るにフラン

スに於ては一八六七年の會社法改正に際して、此の免許主義を棄て、ドイツに於ても一八七〇年に北ドイツ聯邦の法律が先づ此の主義を放棄し、次で翌年此の法律が南ドイツにも施行せられることゝなつた。斯くて株式會社の設立は法規に準據する限り、自由となりし結果（準則主義 Normativsystem）此の形態の利用は非常に盛みなるに至つた。又官吏が會社の業務を検査する制度も一般には廢止せられ、唯特定の公益に關する所大なる事業、例へば鐵道、銀行、保險等の事業を營む株式會社には尙免許及び検査の制度が留保せられて居るに止まる。尙英國に於ては一八四四年の會社法以來初から準則主義を採用した。

現今ヨーロッパに於ける株式會社の發達を統計的に示せば左の如くである。先づ、

英國に於ける株式會社

の現在數及び其の資本金額は、バルフォア委員會報告書に據れば次の如くである。

社 數	拂込資本金 <small>百萬ポンド</small>	一社平均拂込資本金 <small>千ポンド</small>
一八八五年	八、九二四	四八二
九五年	一八、六〇七	一、〇三七
一九〇五年	三八、三一七	一、九一二
一〇年	五〇、一三七	二、一三二

而して此の以後の數字は、前章末に於ける統計第一一表に掲げて置いた。いふまでもなく、此の表に於ける公會社の大部分が第一種多數集團企業を示すものである。唯資本金に就いて公私會社の區別なきは遺憾である。

ドイツに於ける株式會社

に就いては、リーフマン教授の記述に従へば、一八七一年までにプロイセン國に設立せられたる株式會社の總數は四百五十九にして、其の内五會社は一八〇〇年以前に設立せられたものである。然るに、前述の如く、設立免許主義が廢止せられ、又時恰も普佛戰爭後の好景氣時代に遭遇したから、一八七一年、七二年の僅々二ヶ年間に全ドイツ帝國に新設せられたる數は實に六百八十六の多數に上つた。爾後の設立數及び資本金に就いては、同教授の示す所ミドイツ國統計年鑑に從ひ、統計第一二表を作成した。（増地・楳原共譯、企業形態論、九二頁以下）

第一二表 ドイツに於ける株式會社の設立（リーフマン教授の記述並にドイツ國統計年鑑に據る）

新設社數	資本金（單位百萬マーク）	七六年	七七年	七八年	七九年	八〇年	八一年
一八七一年	二〇七	七五九	一、四七八	四二	四二	四二	一八
七二年	四七九	七七八	四二	四二	四二	四二	一三
七三年	二四二	五四四	四二	四二	四二	四二	五七
七四年	九〇	一〇六	九七	九七	九七	九七	九二
七五年	五五	四六	一一一	一一一	一一一	一一一	一九九

八二年	九四	五六	〇二年	八七	一一八
八三年	一九二	一七六	〇三年	八四	三〇〇
八四年	一五三	一一一	〇四年	一〇四	一四一
八五年	七〇	五三	〇五年	一九二	三八六
八六年	一一三	一〇四	〇六年	二二二	四七五
八七年	一六八	一〇四	〇七年	二二二	二五四
八八年	一八四	一九四	〇八年	一五一	一六二
八九年	三六〇	四〇三	〇九年	一七九	二三一
九〇年	二三六	二七一	一〇年	一八六	二四一
九一年	一六〇	九〇	一一年	一六三	二二五
九二年	一二七	八〇	一二年	一七九	二三一
九三年	九五	七七	一三年	一六五	二一五
九四年	九二	八八	一四年	一二七	三七六
九五年	一六二	二五一	一五年	六〇	七〇
九六年	一八二	二六九	一六年	一〇一	一二七
九七年	二五四	三八〇	一七年	一二六	三一二
九八年	三二九	四〇四	一八年	一六〇	三五九
九九年	三六四	五四四	一九年	二六八	六三三
一九〇〇年	二六一	三四〇	二〇年	五八一	
〇一年	一五八	一五八	二一年	九三四	

右表の示す如く、株式會社の設立数は年に依り變化するものであるが、其の主なる理由は景氣の好況不況にある。且つ又一八八二年—九四年には多數の小株式會社が設立せられて居るが、之は前章にも説明せる如く、一八九二年有限責任會社の認められたる以來漸次に減少した。

ドイツ株式會社の現在数は左の統計の示す如くであるが、近來株式會社数の減少せるは大戦及びインフレーション後に於ける整理、即ち所謂産業合理化の結果によるものといふべく、此の事は一社平均資本金の増加によるも明らかである。

第一三表 ドイツに於ける株式會社の現在數 (ドイツ國統計年鑑其の他に據る)

社數	資本金 百萬マ르크	一社平均資本金 百萬マ르크
一八八六/七年	二、二四三	二・三
九六年	三、七二二	一・八
一九〇六年	四、九五二	二・七
〇九年	五、二二二	二・八
一三年	五、一三九	三・二
一九年	五、七一〇	*三・七

二〇年	五、六五七	二九、〇二七
二一年	六、六三六	四九、三五二
二二年	九、四九〇	一〇二、五二八
二三年	一六、三六二	
二四年	一七、〇七四	
二五年	一三、〇一〇	一九、二二一
二六年	一二、三四三	二〇、六五五
二七年	一一、九六六	二一、五四二
		一・八

(備考) *印を附したる一九一九年以後の数字はインフレーション時代のものであるから、前後の時期との比較は不可能である。

米國に於ける株式會社

に就いては、充分なる数字を得ることは出来ないが、第三章に掲げたる統計第二表は、如何に株式會社が同國工業に於て利用せられつゝ、あるかを示すに足るであらう。

又比較的最近の株式會社現在數に就いては次の如き数字がある。

一九二〇年	社數	一九二三年	社數
二一年	三四五、五九五	二四年	三九八、九三三
二二年	三五六、三九七	二五年	四一七、四二一
	三八二、八八三		四三〇、〇七二

我國に於ける株式會社の發達

に就いては、上田貞次郎先生の精細なる御研究があり(株式會社經濟論、六〇頁以下、並に日本に於ける株式會社の起源、商學研究二卷三號)、又法制の沿革に就いては、志田鈿太郎先生の「日本商法論、總論」(明治三十二年) 田中誠二氏の「會社法提要」等に説明があるから、こゝには全然省略する。唯我國に於ける最初の株式會社と観るべきものは明治二年に設立せられたる通商會社及び爲替會社であり、續いて明治五年に第一國立銀行(今日の第一銀行)の設立せられたことは、一般に認められる所である。又株式會社に關する一般的法規は明治二十六年七月日より實施せられたる舊商法であるが、之は免許主義を採り、明治三十二年實施の新商法に至つて準則主義に改めた。次に最近八年間に於ける株式會社の設立數は左の通りである。但し之は設立の年度内に解散消滅せる會社は含まれないものと推定される。

第一四表 株式會社設立數 (商工省會社統計表に據る)

社數	公稱資本金	拂込資本金	一社平均拂込資本金
大正十年	*一、七四五		
十一年	**一、三五〇		
十二年	一、〇四九	三四六、六五一 <small>千圓</small>	一八七、一九五 <small>千圓</small>
十三年	一、〇三一	二三八、〇四五	一〇七、二七八
			一〇四

第六章 株式會社(總説)

十四年	九九五	四一〇、〇五〇	二二〇、四六四	一一二
昭和元年	一、〇〇七	五三一、九四〇	二二五、一七三	一一五
二年	一、三四五	五三〇、六七〇	二五七、五〇九	一九一
三年	一、一一九	五一九、六五八	二五〇、二二二	二二四

(備考) *大正十年の数字には株式合資会社を含む。
 **大正十一年の数字には震災の爲め資料焼失せる神奈川、兵庫二縣分を含まず。

更に我國株式會社の現在数を毎五ヶ年の統計によつて觀るに、次の如き發展を遂げて居る。

第一五表 株式會社の發展 (帝國統計年鑑及び商工省會社統計表に據る)

社 數	會社總數に對する百分比	拂込資本金 千圓	會社資本金總額株式會社の一社總會社の一社平均拂込に對する百分比	平均拂込資本金 千圓	資本金に對する百分比
明治二十八年	一、一三五	四六	—	—	—
三十年	三、一六九	五二	—	—	—
三十五年	四、三〇八	五〇	七八七、九七七	九〇	一八三
四十年	四、六三七	四六	九七〇、八二四	八七	二〇九
大正元年	五、八二七	四二	一、四八二、六五七	八五	二五五
六年	八、四七四	四三	二、七六三、八三四	八七	三二六
十一年	一六、七八九	五六	七、八〇六、五一九	八七	四六五
昭和二年	一七、九八一	四七	一〇、七四八、〇四七	八五	五九八
三年	一八、二三〇	四四	一一、一九八、一一四	八五	六一四

(備考) 第四章第五表備考参照。尙此の統計中大正六年以前の数字には株式合資會社の分が合算されて居る。

此の統計によつて觀るに、我國株式會社の會社形態中に於ける相對的重要性は、近來却て稍々衰退しつゝ、あるもの、如くである。但し勿論株式會社は、其の數に於ても、將又資本金額に於ても、會社形態中の第一位を占めて居ることは、第四章に掲げたる統計第五表の示す如くである。且つ又其の資本金に至つては、右表の示す如く、一社平均拂込資本金が昭和三年に於ては六十一萬四千圓に達し、總會社平均の約二倍を有し、他の形態の追隨を許さない。資本金の増加率も他形態に比して大である。

又最近に於ける株式會社の利用は各種産業に亘り、左表の示す如く、殆んど利用せられざる産業はないといふ状態である。而して株式會社の三割七分、拂込資本金の四割四分は工業經營を目的とし、金融業(社數一〇%、資本金一七%)、狹義の商業(社數一九%、資本金一一%)、運輸業(社數一四%、資本金一二%)、鑛業(社數一・五%、資本金六%)之に次ぐ。而して工業中、最大のものは電氣業(社數三%、資本金一六%)であり、紡績工業(社數七%、資本金七%)、化學工業(社數五%、資本金五%)之に次ぐ。

第一六表 株式會社營業別 (商工省會社統計表に據る)

昭和三三年	社數	百分比	公稱資本金 千圓	拂込資本金 千圓	百分比
農 業	三三四	一・八	一四五、七〇七	九〇、四六八	〇・八
水 産 業	一五二	〇・八	一三二、八八一	八五、四一八	〇・八
鑛 業	二七六	一・五	一、〇〇〇、一四九	七〇六、三九三	六・三
工 業	六、七一九	三六・九	七、〇一三、八三二	四、八七八、六七七	四三・六

企業形態論

一一四

紡織工業	一、一八四	(六・五)	一、一六五、九〇二	七八四、六八五	(七・〇)
金屬工業	二一九		三〇一、三八七	二一八、九六四	
機械器具工業	五六二	(三・一)	七二六、六二一	四八八、一三一	(四・四)
窯業	二二八		二八九、八九〇	一六六、二六四	
化學工業	八三九	(四・六)	八〇四、六九二	五五七、八五二	(五・〇)
製材及木製品工業	四三六		八八、九九六	五一、九一一	
印刷製本業	二七七		四六、五九八	三一、五四三	
食料品工業	一、七三七	(九・五)	六八二、五六一	四五〇、二六八	(四・〇)
瓦斯電氣水道業	五五九	(三・一)	二、六一八、九八九	一、九三一、五八六	(一七・二)
其の他の工業	六七八		二九八、一九六	一九七、四七二	
商	八、二五一	四五三	六、五四一、一三〇	四、〇八一、九九九	三六・五
物品販賣業	二、一一三		七三三、八一六	四五八、六二九	
貿易業	二九九	(一八・八)	二九二、五四一	一九二、三四二	(二〇・五)
仲買、委託賣買及賣買仲立業	一、〇一九		七九八、二九四	五二六、六九一	
取引所	三四	(三・〇)	一三七、八五二	九七、六七八	(一・一)
市場業	五一六		四六、二三一	二三、二三一	
新聞紙發行業	一四八		三四、七〇二	三〇、五三九	
圖書雜誌出版業	八三		二二、四六〇	一五、二六五	
倉庫業	三五二		一六四、六九二	一二三、八七四	
銀行業	一、〇八五		二、六五一、六六八	一、七五二、二一六	

信託業	三七		三二九、五〇〇	九一、四〇〇	(一七・二)
貸金業	五二四	(二〇・四)	一二〇、四八三	六五、〇三三	
質屋業	一二		一、〇七五	四七六	
其の他の金融業	二二九		三〇、七五〇	一四、三八八	
保險業	八五		三三二、三〇〇	一一一、一八五	
保全會社	一六〇		二六四、二四一	一八八、六八二	
土地建物貸貸業	三二七		二七七、一六七	一六五、三六五	
物品貸貸業	一六		七三〇	四六六	
旅館料理店貸席業	二三一		四九、九八七	四〇、七一五	
演藝場・遊藝場營業	五六三	(三・一)	七〇、九六一	五七、八八六	(〇・五)
周旋業	二〇		四、〇九二	二、二一〇	
其の他の商業	四〇八		一七七、五八七	一一三、七一七	
運輸業	二、四九八	一三・七	二、一六七、二四三	一、三五五、一七〇	一一・一
鐵道軌道運輸業	三七八	(二・一)	一、三四二、八七七	七六九、五一三	(六・八)
汽船運輸業	一九四	(一・一)	五六二、一〇七	四一三、九八二	(三・七)
其の他の水道業	九〇		六、五一二	四、〇四二	
自動車運輸業	六一三	(三・四)	五六、四〇六	三五、九六六	(〇・三)
運輸取扱業	一、一四四	(六・三)	一六九、九五九	一一五、四三九	(一・〇)
其の他の運輸業	七九		二九、三八三	一六、二二八	

株式會社の相對的重要性

に就いては、前述の如く、全企業形態に對して之を示すべき全産業の一般的統計を缺くけれども、屢々引用する農林省全國製絲工場調査に據れば、製絲業に於ける株式會社の相對的重要性は左の如くである。

第一七表 株式會社所有器械製絲工場 (農林省全國製絲工場調査に據る)

年次	株式會社所有器械製絲工場		全企業形態に對する百分比	
	有工場數	同上簽數	同上簽數	同上百分比
明治二十六年	二二	〇・八%	一、四六七	一・七%
三十三年	一〇三	五	九、〇七〇	七
四十一年	六七	三	八、五八七	六
大正四四年	一〇一	五	一三、五〇七	七
七年	一六七	六	二六、八二〇	一〇
十年	五〇七	一九	八七、〇四〇	三〇
十三年	四九四	二〇	九七、七七三	三八
昭和二年	四七九	一六	一一四、五二六	三七

これによつて見るも、製絲工業の如き、固定設備の比較的少く、従つて多額の資本を要せざる種類の産業に於ても、尙株式會社が近來非常に増加し、遂には單獨企業に屬する工場をも凌駕するに至つたのである。念の爲め左に大正十三年及び昭和二年に於ける工場數及び簽數を示すこととする。

第一八表 企業形態別器械製絲工場 (農林省全國製絲工場調査に據る)

企業形態	大正十三年		昭和二年		大正十三年		昭和二年	
	工場數	百分比	工場數	百分比	簽數	百分比	簽數	百分比
個人	一、二九三	五二%	一、六四九	五六%	九四、三七二	三六%	一〇七、一二二	三五%
合名會社	六八	三	七八	三	一四、八七九	六	一五、〇〇八	五
合資會社	一三七	五	二〇七	七	一五、九八九	六	二二、七二七	七
株式會社	四九四	二〇	四七九	一六	九七、七七三	三八	一一四、五二六	三七
株式合資會社	三	一	四	一	一九四	一	八〇八	一
産業組合	四〇〇	一六	四〇〇	一四	二六、五四五	一〇	三四、一八九	一一
匿名組合	五二	二	八八	三	四、七五六	二	一一、七一七	四
財團法人	一	一	一	一	五、三三四	二	八〇	一
其他	四〇	二	三一	一	三、四四五	一	三、四四五	一
合計	二、四八八		二、九三七		二五九、八四二		三〇九、六一二	

次に電氣供給事業に於ても株式會社は左表に示す如き、重要な地位を占めて居る。但し此の統計表は公表せられたるものにはあらずして、商學士大豊辰雄氏に委嘱して、逓信省電氣局編纂第二十回電氣事業要覽に據り、作成を乞ひたるものである。且つこゝに掲ぐる數字は、電氣事業法に所謂電氣事業のそれにあらずして、自ら電氣を作出し、他人及自己に供給する經營の數字である。即ち自己のみ供給するもの及び他より受電して供給するものを含まない。例へば電鐵會社が自己用のみ發電するが如き場合は含まれない。要するに發電して之を他人に供給す

る經營、並に他人及び自己に供給する經營のみを調査せるものである。

第一九表 企業形態別電氣供給業現況

昭和二年末	經營數	百分比	電氣力(單位KW)	百分比
個人	五	1%	九六	1%
合名會社	〇		〇	
合資會社	六	二	三六一	1
株式會社	一五		三三六	
株式會社	一		二五	
株式會社	二七三	七七	三、五五一、一四一	九六
株式會社	二三一		二、三〇五、九二二	
株式會社	四二		一、二四五、二一九	
株式會社	〇		〇	
株式會社	四	一	一、六八二	1
株式會社	二		一七六	
株式會社	二		一、五〇六	
株式會社	六八	一九	一四六、九四九	四
株式會社	六三		四〇、七九四	
株式會社	五		一〇六、一五五	
株式會社	三五六		三、七〇一、九七六	

(備考) 右の數字は昭和二年末現在にして、未落成、未就業を含みます。

表中兼業又は兼營を稱するは他に本業を有し(自己消費を爲すを常とする)、兼れて他に電氣を供給するもの、及び電氣供給を爲すと共に他の業務を營むものをいふ。

公企業には町村組合を含む。

之によつて觀るに、我國電氣供給事業は殆んど株式會社によつて營まれ、多少の公企業ある外、他の企業形態は殆んどいふに足らない状態である。

更に我國に於ては法律によつて株式會社を強制せられる事業もある。即ち銀行業(銀行法第三條)、貯蓄銀行業(貯蓄銀行法第三條)、信託業(信託業法第二條)之である。又株式會社が相互會社たることを強制せられるは保險事業(保險業法第二條)であり、現在我國に於ては生命保險以外は總て株式會社である。但し簡易生命保險事業は除かれて公企業となつて居る。又株式會社が會員組織たることを強制せられるのは取引所であり(取引所法第五條)、現在我國に於て有力なるは株式會社である。

此の如く法律によつて株式會社を強制せられる事業に於ては、經濟形態としては單獨企業若しくは少數集團企業たるものも株式會社の法律形態を採用しなければならぬこととなる。之は銀行、貯蓄銀行、保險業等に於て屢々見られる所である。又經濟上協同組合たる場合にも尙株式會社の法律形態を必要とするものもある。即ち彼の相互貯蓄銀行を稱するもの之である。

株式會社の規模

我國株式會社の規模は、左の統計の示す如く、公稱資本金五拾萬圓以下のもの多くして全體の四分の三(七五%)を占めて居るけれども、其の割合は合名會社、合資會社の比にあらずして、五拾萬圓以上のものも尙四千六百(二五%)を有する。就中、公稱資本金一千萬圓以上の大會社が三百七十一ありて、其の拂込資本金は平均一千七百萬圓に達する。拂込資本金の最大なるは東京電燈株式會社にして、四億七百拾四萬九千圓に達し、又左記統計表には含まれないが、拂込資本金三億八千七百拾五萬六千圓の南滿洲鐵道會社(公稱資本金四億四千萬圓)が之に次ぐ。

第二〇表 株式會社の規模 (商工省會社統計表に據る)

昭 和 三 年	社 數	百分比	拂込資本金 千圓	一社平均拂込資本金 千圓
公稱資本金五萬圓未満	四、三四〇	二四%	六三、八七五	一五
五萬圓—拾萬圓	三、〇一〇	一七	一一二、八〇九	三八
拾萬圓—五拾萬圓	六、三〇三	三五	六九一、八九九	一一〇
五拾萬圓—百萬圓	一、八五八	一〇	六〇四、三三一	三二五
百萬圓—五百萬圓	二、〇四〇	一一	二、一五〇、八八三	一、〇五〇
五百萬圓—一千萬圓	三〇八	二	一、一八二、五四五	三、八〇〇
一千萬圓以上	三七一	二	六、三九一、七七二	一七、〇〇〇

合 計 一八、二三〇 一一、一九八、一一四 六一四

次に我國株式會社の人的規模に就いては、統計的の大量觀察をなせるものは得ることが出来ないが、左の如き多數の企業者(株主)を有する會社もある。

第二一表 最多數株主を有する株式會社 (東洋經濟、株式會社年鑑第七回に據る)

昭和四年上半期	株 數 千株	株 主 數 人	平均一人持株數
東京電燈	八、一四三	五七、三二〇	一四二
大阪商船	二、〇〇〇	二九、六一〇	六七
大同電力	三、五二〇	二七、七六一	一二七
日本郵船	二、一二五	二四、一一一	八八
東邦電力	二、八八六	二二、三五三	一二九
日本石油	一、六〇〇	二一、三一四	七五
日本電力	二、四一九	一九、六〇二	一二三
南滿洲鐵道*	四、四〇〇	一七、九四五	二四五
日本産業	一、五〇〇	一六、九一〇	八九
大日本製糖	一、〇二八	一六、一一一	六四
大阪株式取引所	九〇〇	一五、二八七	五九
宇治川電氣	一、八五〇	一五、一二六	一二三
鐘淵紡績	一、二〇〇	一五、〇二八	八〇

(備考) 南滿洲鐵道株式會社は、いふまでもなく、其の總株式の半數は帝國政府の所有に屬し、従つて私企業ではなく、

公私合同企業である。

我國に於ても今日既に此の如き多數の企業者を包擁する企業が存在し、アメリカに於ける最大會社なるアメリカ電話電信會社の一九二七年に於ける株主數四十二萬四千に比すれば、遙かに少數ではあるけれども、我國株式會社の株主數も今後益々増加するものも考へなければならぬ。今一例として我國最大の會社なる東京電燈株式會社の最近五年間に於ける株主數を見るに左の如くである。(大阪屋商店、株式年鑑其の他に據る)

前期比較

大正十四年上期	二二、七五四	+	二二二
同 下期	二七、〇〇七	+	四、二五三
十五年上期	五四、四九二		十二七、四八五
昭和元年 下期	五四、四七一	-	二一
二年 上期	五四、二九二	-	一七九
同 下期	五四、五四三	+	二五一
三年 上期	五七、三二〇	+	十二、七七七
同 下期	五五、八〇七	-	一一、五一三
四年 上期	五五、一四三	-	六六四

同 下期 五五、五〇〇 + 三五七

株式會社の本質

上述の如く、株式會社は多數集團企業の法律形態として最も適當なるものであり、株主は廣き範圍に亘つて分散せられ、従つて大部分の株主は經營の指揮及び統制に殆んど關與せざることとなる。

アメリカに於ける株式分散

今此の株式分散の事實をアメリカに就いて觀るに、例へばアメリカ電話電信會社 (American Telephone and Telegraph Company) は一九〇〇年に七千五百三十五名の株主を有したが、漸次に増加して一九一二年には五萬に達し、世界大戰終了後の一九一八年には拾萬を突破し、一九二二年には一躍して貳拾五萬に近付き、一九二五年には參拾五萬を超え、

一九二六年 三九九、一二一名
 一九二七年 四二三、五八〇名

を示して居る。而して總株主中の五割七分は持株數拾株以下の小株主であり、拾壹株乃至貳拾株の小株主が更に約貳割五分を占めて居る。如何に株式の分散が行はれて居るかは之によつて明かである。且つ此の會社の連系會社は

一九二七年に於て、普通株主貳萬六千、優先株主拾五萬を有するから、是等を合計すればベル・システムの株主は、重複を除きて尙、五拾貳萬五千以上に達するといふ。

又電燈事業に於ても同様の傾向を示し、全國電燈協會に加盟せる電燈會社の一九一四年乃至二七年に於ける株主増加数は約百萬に達し、就中大戦後の増加率は以前に比し約拾倍に達して居る。

更にビンカード氏 (Robert S. Binkerd, Vice-President of the Committee on Public Relations of the Eastern Railroad) は鐵道、公用事業會社其の他に就いて一九一八年一月一日と一九二五年一月一日との株主數を調査して左の如く報告して居る。

第二二表 アメリカに於ける株主數

Number of Stockholders.	1918	1915
Industries		
Railroads	647,659	966,170
Express and Pullman	12,956	23,779
Total Railroads and Allied Service	660,645	989,949
Street Railways	275,000	500,000
Gas, Electric Light and Power	1,350,000	2,611,279
Telephone and Telegraph	107,033	371,604
Packers	65,000	100,000

10 Oil Companies	23,502	161,179
5 Iron and Steel Corporations	130,923	223,149
10 High-Grade Mis. Mfg. & Dis. Companies	25,002	44,339
Totals	2,537,105	5,051,499

右表の示す所に據れば、僅々七年間に、株主數は倍加して居る。此の約貳百五拾壹萬の増加株主中、參拾四萬は當該事業の使用人、八拾六萬は顧客であり、殘餘の百參拾壹萬は一般投資家である。

増加率の最も大なるは拾ヶの石油會社であり、約七倍に増加したが、大部分一般投資家である。尙是等石油會社は石油總產出額の一割以上を代表するものであつて、スタンダード石油系の會社をも包含する。

尙最後のものは靴、衣服、タイプライター、自動車の諸工業並に通信販賣、百貨店等の高級産業を含んで居る。
(以上 Cross, Types of Business Enterprise, 1928 に據る) 次に、

英國に於ける株式分散

の事實を観るに、エコノミストが一九二六年十二月に發表せる十八ヶの有名會社に關する數字は次の如くである。但し之は抽出法によつて得たるものであり、第一類は大會社中より約百會社毎に、第二類は中會社の内より約四拾會社毎に抽出せるものである。

第二三表 英國に於ける持株數

Group I.

	Paid-up Capital	Number of Shareholders	Average amount of holding (nominal value)
Imperial Tobacco.	£ 4,809,633	106,903	£ 401
Courtauld's.	20,000,000	47,900	417
Anglo-Persian Oil.	19,450,000	57,500	338
Brunner Mond.	13,749,303	37,203	370
Vickers.	12,468,968	70,400	182
Dunlop Rubber.	6,723,942	51,609	130
Cunard Steamship	4,456,189	14,003	318
	119,657,135	385,500	310

Group II.

General Electric Co.	5,741,975	23,100	249
Spiller's Milling.	3,803,674	10,700	356
Phoenix Assurance.	3,792,795	8,500	446
Ebbw Vale Steel.	3,700,000	12,200	303
Bass Ratcliff & Gretton	3,400,000	3,900	870

Marconi's Wireless Telegr.	3,249,913	21,600	132
English Sewing Cotton	3,000,000	16,000	183
Debenture Corporation	2,000,000	4,800	417
Cairn Line.	1,300,000	2,900	414
Rover Company	1,050,000	8,300	127
Savoy Hotel.	988,934	3,403	291
	31,927,291	118,400	270

以上の總會社の平均は、

優先株平均所有額	三四〇ポンド
普通株 同	二八三
合計 同	三〇一

となる。

又ランシマン氏 (Rt. Hon. Walter Runciman, M.P.) が一九二四年十月に發表せる英國五大銀行の數字は次の如くである。

第二四表 英國五大銀行の株主數

	Paid-up capital, etc.	Number of holders	Average amount of holding (nominal value)
Midland Bank	£ 11,976,890	57,250	£ 209
Lloyd's Bank	14,372,956	556,68	258
Nat. Prov. Bank	9,479,416	416,03	227
Westminster Bank	9,051,718	69,882	130
Barclay's Bank	15,592,372	51,011	306
Total	60,473,352	275,414	219

是に由つて觀るに、英國五大銀行の平均一株主所有額は貳百拾九ポンドにして、前掲のエコノミストの調査による參百壹ポンドに比すれば、株式分散のより大なることを示して居る。

更に株式の所有が大、中、小株主の間に如何に分散されて居るか。前掲のエコノミストの調査によれば次の如くである。

第二五表 英國に於ける株式所有の大小

	Proportion of holding of		
	£500 and under	Over £500 and not over £1,000	Over £1,010
Imperial Tobacco	85.1%	8.3%	6.6%
Courtauld's	90.7	4.8	4.5
Anglo-Persian Oil	87.4	8.0	4.6
Brunner-Mond	84.2	10.2	5.6
Vickers	85.5	8.1	6.4
Dunlop Rubber	80.8	9.9	9.3
Cunard Steamship	72.4	12.1	15.5
Total- Group I.	85.2	8.3	6.5

	Group II.		
	£500 and under	Over £500 and not over £1,000	Over £1,010
General Electric Co.	90.3	6.6	3.1
Spillers' Milling	85.7	8.2	6.1
Phoenix Assurance	86.0	7.6	6.4
Ebbw Vale Steel	88.4	6.7	4.9
Bass, Ratcliff and Gretton	77.4	12.9	9.7

Marconi's Wireless Telegraphy	91.0	6.3	2.7
English Sewing Cotton	92.6	5.8	1.6
Debenture Corporation	63.6	17.7	16.7
Cairn Line	85.0	3.4	11.6
Rover Company	85.6	5.5	8.9
Savoy Hotel	82.9	8.6	8.5
Total-Group II	87.8	7.2	5.0
Total-Groups I and II	85.7	8.1	6.2

即ち英國に於ては、額面五百ポンド以下の株式を所有する小株主が八割六分を占め、千ポンド以下の中株主を合すれば九割四分に達し、且つ此の割合は大會社と中會社との間に大なる開きは存しない。(以上 Committee on Industry and Trade, Factors in Industrial and Commercial Efficiency, 1927 に據る)

英米兩國の株式所有分散が、大體以上の如き状態にあるに對し、

我國に於ける株式の分散

は如何になつて居るであらうか。大株式會社に於ける株主数は、前掲の統計第二〇表の示す如くであるが、其の一株主平均持株数の小なるは、昭和四年上半期に於て、大阪株式取引所(五九株)、大日本製糖(六四株)、大阪商船

(六七株)、日本石油(七五株)、鐘淵紡績(八〇株)、日本郵船(八八株)、日本産業(八九株)、大日本紡績(九六株)、臺灣製糖(九七株)等である。

然るに之を一般化して、我國に於ける株式會社全體の株式分散を調査することは、會社数の一萬八千以上に上れる今日、到底不可能であり、之を試みたる人もない。然るに頃日野村證券株式會社の井上謙一氏が、左の如き方法によつて、此の問題を一應解決せられたことは感謝に堪へない。

即ち井上氏は、我國重要産業の三十種に亘り、其の代表的なるもの百五十社を抽出せられたが、其の際同族會社又は大會社への從屬會社の色彩強きもの、總株主数が五百名未満のもの、及び一株主平均持株五百株以上のものは除外された。此の如き方法によつて計算せられた結果は次の通りである。

第二六表 我國株式會社に於ける株式の分散(會計、二六卷一號)

業種	調査社	株主数 一當株	株主数 合計
畫麻	2	32	32
運藏	1	52	52
工作	2	78	78
絲綢	3	83	83
運輸	7	86	86
商店	2	97	97
粉業	3	98	98
糖業	3	99	99
績業	8	99	99
礦業	5	100	100
易培	2	102	102
力地	4	102	102
酒新	6	108	108
紙行	4	111	111
道險	10	111	111
託	10	120	120
	3	123	123
	3	132	132
	7	140	140
	3	145	145
	7	145	145
	9	160	160
	3	163	163
	3	177	177
	6	188	188
	3	208	208
	6	226	226
	15	232	232
	7	277	277
	3	407	407
合計平均	150	153	153

即ち我國主要株式會社の一株主平均持株數は信託會社の四〇七株を最高とし、映畫會社の三二株を最低とし、百五十會社の平均は一五三株となる。而して此の金額は、百五十社の一株當りの平均拂込額は約三十五圓であるから、五千三百五十五圓になるといふ。即ち前掲の英國の數字に比すれば(三〇一ポンド)、分散の程度はかなり小である。

(註) 詳細は井上謙一氏論文、我國に於ける株式資本の分散と企業統制、會計二六卷一號以降を参照せられたし。

次に我國株式會社が、大、中、小の株主間に如何に分配されて居るかといふ問題、換言すれば株主の構成に就いては、先年東京帝國大學教授中西寅雄氏が計算せられたる所に據れば、次の如くである。

第二七表 我國株式會社に於ける株主の構成 (日本經營學會編、株式會社制度、昭和三年に據る)

持株數	株主數	%
五、〇〇〇以上	一八	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	一一二	〇・七
五〇〇—九九九	一六四	一・〇
一〇〇—四九九	一、五三六	九・七
五〇—九九九	一、八四四	一・六
一一四九	一二、二三三	七六・九
合計	一五、九〇七	一〇〇・〇

鐘淵紡績株式會社 (大正十五年六月現在)

日本郵船株式會社 (昭和二年五月現在)

五、〇〇〇以上	二〇	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	一七六	〇・七
五〇〇—九九九	二五七	一・〇
一〇〇—四九九	二、七二五	一〇・一
五〇—九九九	三、三六七	一三・七
一一四九	一七、九九二	七三・四
合計	二四、五三七	一〇〇・〇

大阪商船株式會社 (大正十四年末現在)

五、〇〇〇以上	二三	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	一四八	〇・五
五〇〇—九九九	二四一	〇・八
一〇〇—四九九	三、五一九	一・三
五〇—九九九	五、一二四	一六・五
一一四九	二二、〇一三	七〇・八
合計	三一、〇六八	一〇〇・〇

日本石油株式會社 (昭和二年九月現在)

五、〇〇〇以上	一七	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	一四七	〇・七
五〇〇—九九九	二二六	一・〇

第六章 株式會社(總説)

企業形態論

一〇〇—四九九	二、三六〇	一〇・四
五〇—九九九	三、〇九〇	一三・六
合計	一六、八五五	七四・二
一—四九九	二二、六九五	一〇〇・二
大同電力株式會社 (大正十五年十一月現在)		
五、〇〇〇以上	三〇	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	二二二	一・一
五〇〇—九九九	二五二	一・二
一〇〇—四九九	二、八七七	一四・〇
五〇—九九九	三、四一二	一六・六
一—四九九	一三、七八六	六七・〇
合計	三〇、五八九	一〇〇・〇
京阪電氣鐵道株式會社 (大正十五年現在)		
五、〇〇〇以上	四	〇・一
一、〇〇〇—四、九九九	一二三	二・〇
五〇〇—九九九	三八四	六・三
一〇〇—四九九	一、一六三	一九・〇
五〇—九九九	一、三七三	二二・五
一—四九九	三、〇六二	五〇・一
合計	六、一〇九	一〇〇・〇

南海鐵道株式會社 (大正十五年現在)

五、〇〇〇以上	一八	〇・五
一、〇〇〇—四、九九九	二二〇	六・三
五〇〇—九九九	三三九	九・四
一〇〇—四九九	七六八	二一・二
五〇—九九九	四四八	一一・三
一—四九九	一、八二一	五〇・三
合計	三、六二四	一〇〇・〇

大日本麥酒株式會社 (大正十五年現在)

五、〇〇〇以上	一〇	〇・二
一、〇〇〇—四、九九九	一四〇	二・六
五〇〇—九九九	一八二	三・五
一〇〇—四九九	一、一五二	二一・八
五〇—九九九	九一四	一七・三
一—四九九	二、八八八	五四・六
合計	五、二八六	一〇〇・〇

三十四銀行 (大正十五年現在)

五、〇〇〇以上	一八	〇・四
一、〇〇〇—四、九九九	一五四	二・一
五〇〇—九九九	一八七	二・八

第六章 株式會社 (總說)

企業形態	株主数	株式数
一〇〇—四九九	一、五五九	二二・四
五〇—九九	一、三四六	一九・三
一—四九*	三、七〇五	五三・〇
合計	六、九六九	一〇〇・〇
第一銀行(大正十四年末現在)		
五、〇〇〇以上	一七	〇・三
一、〇〇〇—四、九九九	一六〇	二・六
五〇〇—九九九	二〇三	三・三
一〇〇—四九九	一、三八六	二二・四
五〇—九九	九八一	一五・六
一—四九*	三、四七五	五五・八
合計	六、二二二	一〇〇・〇

(備考) *印を付したるニヶ所は「株式會社制度」に於ては一—四九の誤植なるべきことは殆んど確實であらう。

以上拾ケの大、中株式會社に於て、五拾株以下の小株主の割合は京阪電鐵の五〇・〇%を最低とし、鐘淵紡績の七六・九%を最高とし、平均六三・九%を示して居り、小株主のかなり多数であることが明かとなる。然るに之を前に掲げたる英國の數字の示す五百ポンド以下の小株主の八五・七%に對比すれば、——勿論英國の五百ポンドを我國の五拾株を比較するこゝは正確ではないが——大體に於て、我國の分散程度は尙低くして、小株主が尙少數

第二八表 我國株式會社に於ける大株主の持株
(會計、二六卷一號)

社名	總株主數 人	總株式數 株	大株主數 人	大株主ノ持株		全體ノ割合	
				株數	%	株式	%
一千株以上							
富士製紙	9.305	1.554.000	199	916.933	2.1	59	
樺太工業	6.438	1.400.000	199	912.185	3.1	65	
南海鐵道	4.994	1.400.000	583	1.029.376	11.7	74	
北海道電燈	3.391	1.089.100	120	830.251	3.5	76	
九州電軌	2.345	1.000.000	159	700.890	6.9	70	
明治製糖	9.532	960.000	145	399.925	1.5	42	
五百株以上							
淺野セメント	12.720	2.126.200	317	1.478.574	2.5	70	
大日本麥酒	7.125	1.600.000	629	1.091.695	8.8	68	
北海道炭礦	4.719	1.400.000	270	1.112.745	5.7	79	
王子製紙	5.717	1.318.333	325	1.000.362	5.7	76	
鐘淵紡績	14.541	1.200.000	346	654.588	2.4	55	
第一銀行	9.778	1.150.000	429	661.641	4.4	58	
東洋紡績	9.687	1.037.000	351	565.715	3.6	55	
日本毛織	5.364	1.000.000	265	700.768	4.9	70	
富士瓦斯紡績	10.532	910.000	250	455.826	2.4	50	
大日本人造肥料	7.156	725.000	175	421.396	2.4	58	
日本鋼管	4.867	420.000	104	248.185	2.1	59	
大分セメント	2.035	221.332	83	141.034	4.1	64	

であることが出来るであらう。

又井上謙一氏の調査に據れば、前頁第二十八表に示される拾八會社に於て、一千株又は五百株以上の大株主は、其の數に於ては四・三％に過ぎないが、總株式の六四％を占めて居り、従つて反對に總株式の三六％が一千株又は五百株以下の中、小株主によつて所有されて居ることとなる。

株式分散と經營參加

以上の如く、株式會社に於ては、内外を問はず、株式は多數の株主に分散し、小株主の數は多く、且つ株式分散の傾向は年々共に増進する。而して重役以外の大多數の中、小株主は經營の指揮及び統制に殆んど全く關與することなく、又合資會社に於ける經營者以外の企業者の如き監督權をも有せず、單に株主總會に於ける議決權を與へられて居るに止まる。而も法律によつて與へられたる此の權利が實際上有効に使用せられることは少い。株主の多數は單なる投資物として株式を所有し、只管利益配當の多からんことを株式相場の騰貴せんことを希望して居ることが、獨り我國のみならず、諸外國の株式會社に就いても共通なる實狀である。故に我國では株主が株主總會に出席することもなく、委任狀の利用せられる場合が頗る多い。現に新聞紙の報導する所によれば、僅か二名の株主（而も二人共其の會社の重役）が現實に出席して、法律上有效なる重要決議をなしたといふ例もある。（昭和三年末に於ける日華、萬歲兩生命保險會社合併に關する株主總會）

斯くの如く一般株主の議決權が有効に使用せられること少き爲め、議決權が無用の長物となるに至り、遂には議決權の剝奪若しくは制限が行はれることとなつた。アメリカに於ける無議決權株 (Non-voting stock) 又はドイツに於ける議決權株 (Stimmrechtsaktien) の出現は此の傾向を示すものである。但し兩者共に我國の現行法制では認められないことは言を俟たぬ。

アメリカに於ける無議決權株

に就いて觀るに、議決權の剝奪は一九一一年——一二年の頃から漸く盛になつたが、最初は優先株主に對して行はれたのである。アメリカに於ては優先株は、我國の法制と異り、會社設立の當初から發行を許され、一般投資家は現實に株金の拂込をなして、此の優先株を受け、發起人は何等の拂込をなさずして、發起に對する報酬の意味で普通株を受領することが屢々行はれる。故に優先株主は多くは單なる投資者であり、最初から經營の指揮及び統制に當るの意思を有せず、従つて議決權に對しても執着を持たないのである。彼等にとつては一定の配當金さへ支拂はれるならば、それ以上何等關心する所はないのである。

殊に既に存在する經營を株式會社の所有に移す場合に、舊來の企業者は、經營讓渡の代償として普通株を受領し、議決權を保有する。而して一般投資家は現金を拂込んで、無議決權優先株を得、經營は此の優先株主の提供せる新資金によつて活動することとなる。かゝる場合には、舊來の企業者は其の經營を賣渡したのであるが、尙それを手

放すことなく、全然従来通りに指揮統制して行くことが出来るのである。

又税制が此の議決権なき優先株の發行を促進せしめた。即ち超過利得税(Excess Profit Tax)に就ては、社債の發行によつて得たる資金は資本額に加へられない。従つて利潤率を計算する場合に分母を大きくしないから、超過利得税の負擔が重い。これに反して、若し社債の代りに優先株を發行するときは、それによつて得たる資金は、資本額に加算せられるから、それだけ利潤率計算の場合に於ける分母を大ならしめ、超過利得税の負擔を軽くすることとなる。そこで會社は社債を避けて、優先株を發行したが、此の場合に於ける優先株主は、むしろ社債を欲したのであつて、確實多額の配當を望む以外には、議決権に對する要望を持つことはなかつた。故に重役は此の方法によつて、自己の會社に對する支配權を動かすことなしに、新資金を得ることが出来た。

尙優先株の内には制限付議決權を有するものもある。これは更に優先株を發行する場合、抵當權設定の場合等の如く優先株主に直接利害關係のある事項に就いてのみ議決權を有し、一般平時には議決權を有しない優先株である。

然るに近來は更に普通株に就いても、議決權を與へないものが現れて來た。普通株には勿論配當の優先權がないから、無議決權普通株の出現は何等の代償なき株式から議決權を剝奪するものであり、單に重役の支配權を確實ならしむる以外に、何等の理由なき剝奪である。従つて識者の非難を受けてゐる。

又更に條件付議決權株を稱せられるものがある。即ちA、B二種の株式が發行せられ、B株式はそれに対して配

當の行はれる限りは、議決權を有せずして、A株式が獨占的議決權を有する。然るに若しB株式に配當が支拂はれないときは、B株式は議決權を有することとなり、其の代りにA株式は議決權を失ふ。

いづれにしても、此の無議決權は、一時アメリカに於いては、一の流行物となつて居るもの、如く、多額の發行が行はれて居る。リップリー教授によれば、一九二五年に米國に於ける電燈、電力、瓦斯、水道事業に關係せる十二ヶの大持株會社の株式總額は十五億弗に達するが、其の内普通株は僅かに總額の十分の一に過ぎない。換言すれば多くは一錢の拂込をもなさなかつた一割の所有が、残りの九割を支配して居るわけである。(William Z Ripley, Main Street and Wall Street. 1927. p. 119. 尙此の書の大要は竹中龍雄氏によつて、企業と社會、二二號に紹介されて居る)

然るに此の無議決權株の發行によつて、會社の支配權は一部の者、殊に金融資本家の掌中に握られることとなり、往々一般多數の株主の利益を侵害し、又種々なる弊害の源泉となる。故に心ある識者は此の制度に反對し、殊にリップリー教授の如きは、前掲の著書其他に於て、猛烈なる攻撃を加へた。こゝに於てかニューヨーク株式取引所が無議決權株に對する反對の態度を探るに至り、無議決權株の發行は一般に廢止せられることとなつたこと傳へられて居る。(Mead. Corporation Finance. Volume I. 1928 P. 44)即ちニューヨーク株式取引所に於て、株式の上場の可否を決定する上場委員會は、我國のそれは異り、大なる權威を有する機關であるが、此の委員會に於て上場の申込の認可を議する場合に、當核株式が無議決權であることを考慮に入れるべしといふことを發表した。斯くてニューヨーク株式取引所は、正式に無議決權株の上場を拒否したのではないが、事實上、無議決權株の上場申込を撃

退するに充分であつた。

又州際商業委員會 (Interstate Commerce Commission) も一九二六年に、鐵道會社合併の認可を議するに當り、此の合併案が九百五十一株の議決權付優先株の議決權剝奪を包含して居つたので、これを否決するに至つた。其の理由としては、無議決權株の存在により、鐵道經營の管理が、總株主の過半数の責任によつて行はれずして、少數の有力者の手に移ることは公共の利益に反するものであり、假令此の如き大會社に於ける一般株主の統制權は昏睡状態にあつて活用せられざるにもせよ、尙此の權利を株主に與へ、彼等をして任意に使用せしむべきものであるといふことが擧げられて居る。

要するにアメリカに於ても、株主の議決權剝奪は不當であるとして、識者の反對を受けて居る。けれども、此の如き株式の出現は矢張り株主議決權の昏睡状態を有力に語るものといはなければならない。

英國に於ても、優先株に對する議決權の剝奪が行はれて居るが、之は悪風であるとして居る。故に一九二八年の新會社法制定に際して、株式の種類如何を問はず、一切の株主に對して、議決權を與へざるべからざる旨の規定を設くべしとの議論が、強く主張された。其の理由とする所は、優先株主の地位は、無擔保社債の所有者に近似するものであり、優先株主に對しては擔保權を提供しないのであるから、其の代りに議決權を與へるは充分正當なることであるといふにある。けれども商法改正委員會の議長は、此の如き規定を設くることは個人の行動の自由を妨げるものであるとして、反對し、遂に法律に規定せられないこととなつた。けだし、若し投資者が好んで議決權

を伴はざる株式に投資せんことを欲する場合に、之を禁止すべき理由はない。此の如き程度まで契約の自由に干渉することは立法府の機能ではないと考へるからである。

さて、我國に於ては、株主の議決權は株主權中の奪ふべからざる一權能であり、法律學者の所謂固有權に屬し、議決權なき株式の發行は法制上認められない。然らば、法律を改正して、此の如き株式の發行を許すべきか否か。此の問題に關して、日本經營學會が昭和二年に質問調査を行ひたるに、三百八十九通の回答中、議決權なき株式を認むべしとするもの一〇二通 (二六%) にして、二八七通 (七四%) の多數は反對であつた。而して回答者の内譯を觀るに、無議決權によつて支配權の確保を容易ならしめ得べき重役階級に於ても、尙二四通 (二七%) 對六五通 (七三%) といふ状態にあつた。(日本經營學會編、株式會社制度、八〇頁) 尙近時別個の理由より議決權の剝奪を主張する論者も多少ある。即ち近來株主總會に「會社荒し」を稱せられるもの出現し、一々又は極少數の株式を所有して株主總會に出席し、無用の發言をなし、時には重役の失態等を暴露する等の手段によつて、總會に波瀾を生ぜしめて、重役を困惑せしめ、若しくは此の如き手段を採るべきことを豫め通知して脅迫し、以て多少の金錢を得んことを徒輩を生ずるに至つたから、小株主、例へば拾株以下の株主の議決權を剝奪せんとの主張が現れた。即ち後に述べべき日本銀行の制限に倣はんことを希望するのである。

然るに此の如きは固より不當であり、從來の如く、重役の行動が正當なることを問はず、悉くこれを隱蔽し、其の失態又は不正を長く續行せしむるよりは、むしろこれを暴露し、日光消毒によつて匡正するを可とし、「會社荒

し」出現の原因たる重役の弱點を除去することに力むべきである。又松本博士の説かれる如く、「會社荒し」の跋扈は重役が猥に之に金錢を與ふる爲めに増長せられて居るのであることも事實であらう。(松本蒸治、日本會社法論、二五七頁)

ドイツに於ける議決權株

次にドイツの議決權株は、又保護株とも稱せられ、主として外國爲替暴落の時代に、株式が低廉なる價格を以て外國人に取得せられ、やがて遂に會社の支配權をも外國人に奪はれるに至らんことを恐れて、一定の株式、即ち主として重役所有の株式に多數の議決權を與へ、以て重役の會社に對する支配權を保護せんとしたものである。其の議決權は通常二倍乃至五十倍に上り、リーフマン教授によれば、一千倍に達するものさへもあるといふ。(企業形態論、原著四版、九九頁) 且つ議決權株の有する議決權の合計が、總議決權の四、五割以上を占め、結局一般の株式所有者は、多額の出資をなす者も雖も、全然會社の業務に對して發言し得ざることとなつて居る會社も少くない。尙又議決權株創設の理由として、其の會社の株式が過度の投機取引の目的物となつて居り、經營の健全なる發展を阻害するが如き状態にある場合に、經營を投機業者の手から保護せんことをも擧げられて居る。議決權株は、其の後爲替相場の安定せる後にも尙引續き存在して居るが、今では單に重役の支配權を強める爲めのみ的手段となり、又却てそれが爲めに外國資本の輸入を妨害するが故に、これを廢止すべしとの議論もある。兎

に角此の議決權株の存在によつて、一般株主は、それだけ、議決權を相對的に減少せしめられたこととなる。

統計の示す所に據れば、一昨年末ドイツに於ては、取引所に株式の上場を許されたる株式會社は一、四〇〇あり、其の資本金は合計百參拾四億マークであるが、其の内議決權株を發行せるものは六七二社に上り、其の資本金は六拾九億マークである。従つて取引所の上場されたる會社總數の四七・九%、資本金に於て五一・九%の會社が議決權株を發行して居ることとなる。之を以前の數字に比すれば、次表の示す如く、かなりの減退である。唯一九二七年七月の比率に比して増加せるは、議決權株の増加にあらずして、議決權株を發行せる會社の總資本が増加せるに因る。

又議決權株を發行せる會社に就いて觀るに、議決權株の拂込資本金は總拂込資本金の二・七%に過ぎないが、其の議決權は全體の二九・六%を占めて居る。之を以前の數字に比すれば、次表の示す如く、これ亦漸次減退の趨勢にあることが明かである。

第二九表 ドイツに於ける議決權株の消長 (Wirtschaft und Statistik. 9 Jahrg. Nr. 2 に據る)

調査時期	議決權株發行會社數	總會社に對する百分率	議決權株發行總會社に對する百分率	議決權株發行會社に對する百分率	右會社總拂込資本金に對する百分率	議決權株の總議決權數に對する百分率
一九二五、九、一	八六〇	五三・九	六三・四七	五三・五	二・四	七・〇三
一九二六、六、三〇	八三六	五二・九	六三・四五	五二・四	二・三	六・七二
一九二七、七、一	七四二	四九・五	六三・二	五一・五	二・八	六・三六
一九二八、二、三	六七一	四七・九	六二・五	五一・九	二・七	六・一九

一九二八・一二・三二に於ける内譯

原料産業	三	四七・九	一七〇三	四五・四	五	三・一	三三八七	三三・一
加工産業	四六	三三・三	三、七〇〇	三三・六	三	二・五	二六・三三	二九・四
商業、交通業	六	二六・八	一、〇六五	三・五	三	二・六	八一・四	二四・〇
其の内金融業	六	三・八	三三	二四・七	二〇	三・三	三、〇八四	二〇・一
持株會社	九	七〇・四	三五九	三・六	二	三・三	二、六〇	二九・三
其の他	一五	四一・一	六	四七・六	〇・八	一・三	一六	三・九

尙個々の會社内に於ける議決權株の特權も亦漸次縮小しつゝある。即ち一九二五年九月一日には總議決權の四割以上を議決權株に與へる會社が資本金に於て五一%を占め、又五割以上を議決權株に與へる會社が八%を占めて居たが、一九二八年末日には夫々二三%及び四%に減少して居る。一九二八年末日に於ける實數は左の如くである。

總議決權の四割以下の會社	四三五社	其の資本金	五、三一八百萬マールク
同 四割乃至五割の會社	一九一	同	一、三二七
同 五割以上の會社	四五	同	三〇〇

其の内拂込資本金の1%以下に當る議決權株が、總議決權の五割以上を有するものが一七社、四割乃至五割を有するものが一〇二社あり、如何に少額の資本金を以て會社を支配し得るかを語つて居る。又拂込資本金の一割以下にて、總議決權の五割以上を有するものは三三社、四割乃至五割を有するものは一八四社に達して居る。

こまれ、ドイツに於ける議決權株は漸次緩漫なる衰退状態にあるもの、如く、一九二七年七月から一九二八年十

二月に至る一年半の間に、議決權株の特權を廢止せるものが四〇社あり、五二社は之を減少し（内二三社は同時に資本増加を行ふ）、五八社は總資本金の増加によつて間接に議決權株の特權を縮小した。けれども又反對に特權を擴張せるもの二社、議決權株を増加せるもの四社、並に資本減少により議決權株の特權の相對的に増大せるもの一三社ある。但し此の一九社に於ける特權の増加は多くは重要ならざるものであり、單に資本變更の計算的結果に外ならぬものであるといふ。

此の如く、一定種類の株式に對し、特に多數の議決權を與ふるこも亦我法制に於ては認められない所である。我商法によれば、各株主は一株につき一箇の議決權を有するこを原則とし、唯十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て制限し得るこ、なつて居る。^(二六)即ち十一株以上の株主に對しては制限し得るこ、なつて居るが、反對に多數の議決權を與ふるこは許されないのである。

そこで、法律改正によつて、ドイツに於ける如き議決權を認むべきか否か、問題となるであらうが、之に就いて昭和二年に日本經營學會の行ひたる調査に據れば下の如くである。即ち回答總數三九四通の内、重役所有の株式に特に多數の議決權を與ふべしとするものは僅かに四四通（一一%）であり、三五〇通（八九%）の多數は之に反對した。此の反對率は、前掲の、無議決權株の場合よりもかなり大なるこは注目すべき現象であるが、其の理由は不明である。而して回答者の内譯を觀るに、此の制度によつて大なる利益を享くべき重役階級に於ては九通（九%）對八四通（九一%）を示し、贊成率は平均よりも小であり、又無議決權株の場合の約三分の一である。之は果

して如何なる理由に基づくであらうか。中西寅雄教授は之に就いて左の如き意見を發表せられて居る。
 「之は最初私の豫期したことは全く反對の結果を得たのであります。思ふに之は日本に於ける重役階級の方々は比較的デモクラチックの考を有して居られるといふ事、或は多少その意見を發表せられるに考慮せられたといふ事情にも依ると思ふのであるが、しかし何よりも重要な事は現在の一株一票主義の下に於ても重役の地位は充分に確保せられてゐるに云ふ事情に基づくのではあるまいか。……」(前掲、株式會社制度、七九頁)

重役所有の株式

株式會社に於ては株式の分散が如何なる程度に行はれて居り、又多數の株主が如何に經營の指揮及び統制から遠ざかりつゝあるかは、上述によつて明かになつたであらうが、然らば經營者たる企業者の地位に立つ所の重役は、如何なる程度まで、資本の醜出をなすであらうか。

我國の法制によれば、株式會社の重役は株主たることを必要とするけれども、實際に就いて觀るに重役所有の株式は、總株式中の一小部分に過ぎないのである。一昨年野村證券株式會社に於いて調査せる所によれば、左の如き實例が示されて居る。

鐘ヶ淵紡績株式會社 總株式數 百二十萬株、株主一萬七千人

重役十三名、重役の持株數三萬七千六百株、即ち總株式數の三・一%

宇治川水力電氣株式會社 總株式數 百八十五萬株、株主一萬五千人

重役十名、其の持株七萬五百株、即ち三・八% (財界研究、昭和三年二月號、八一頁)

斯くの如く、我國の有力なる代表的大株式會社に於いて、僅かに三、四%の株式を所有して居る重役が、經營の指揮管理に當つて居ることを知る。

更に最近、前掲の井上謙一氏の研究に據れば、山一證券株式會社調査課に於て調査せられた結果は左の如くである。(會計、二六卷一號)

次表は昭和二年下半年末に於ける全國重要事業會社三百六十二社に就き、重役及び大株主の持株數を調査せる所を示すものであるが、此の場合に大株主と稱するは公稱資本金一千萬圓、即ち總株式二十萬株以上の會社にありては一千株以上の株主、又五百萬圓、即ち十萬株以上の會社にありては五百株以上の株主を指すものである。

次の表の示す所に據れば、我國株式會社の重役の持株が總株式中に占むる割合は、人事保險の1%、銀行の1・1%を最低とし、興業の二四・三%、土地建物の二〇・1%を最高とし、總平均は六・六%に過ぎないのである。而して重役以外の大株主の持株は平均五四・七%に達する。

而して此の表に於ては、假令事實上重役の統制下にある株式であつても、それが他人名義になつて居れば、含まれて居ないのであり、且つ又重役は尙背後にある相當大なる資本を代表して居ることが屢々あるが、それも此の表には現れては來ないのである。即ち往々「お雇ひ重役」と稱せられる資本家、財閥の事實上の使用人が、其の資本

會社の支配權を確保せんとする一手段であるが、彼の獨占的なる企業合同にトラストなる名稱が用ひられたのは、最初スタンダード石油トラスト及び砂糖トラストが、此の議決權の信託よつたといふ方法によつて獨占を企圖したからである。

アメリカに於ける議決權信託は、既に十九世紀の後半には行はれたるもの、如く、議決權信託研究の權威なる Cushing に據れば、一八六四年には太平洋郵船會社 (Pacific Mail Steamship Company) の、其の株式の大部分を信託せられたる Brown Brothers and Co. の間に訴訟が提起せられた。又一八七二年には St. Louis, Kansas City and Northern 鐵道會社の普通株は四人の受託者の手に移され、他の鐵道會社との運輸連絡を實行せしめんとした。其の他一八七〇年代には鐵道會社の整理に於て議決權信託の行はれた實例は尠くなかつたのである。

(Harry A. Cushing, Voting Trusts. A Chapter in Modern Corporate History. 1927, p. 41f)

其の後一八九〇年代以降、議決權信託は一般に利用せられるに至り、今や鐵道會社及び公用事業會社 (Public utilities) の整理には殆んど必ず用ひられ、又工業會社の整理にもかなり廣く用ひられて居る。更に會社設立の場合にも利用せられるが、之は發起人が株式の過半数を手放し、而も尙會社の支配權を維持せんを欲する場合に行はれるのである。

議決權信託の方法は、一會社の株式の大部分、通常少くも過半数の所有者が其の株式を、普通三人乃至五人よりなる受託者 (Trustees) に引渡し、それと引換に議決權信託證書 (voting trust certificate) を受取る。斯くて受託

者は法律上の株式所有者となり、株主に代つて一切の權利を行使し、株主總會に於ける一切の事項の議決をなし得ることとなる。他方眞の株主は、其の信託せる株式数だけの議決權信託證書を受取り、之は受託者の帳簿に登録せられ、普通の株式同様に譲渡が可能である。又之は取引所に於て上場し、自由に賣買することも出来る。而して此の證書所有者は又受託者を選任する權利を持つことも出来るけれども、信託せる株式の議決權はないのである。

會社が利益配當をなす場合には、受託者は、先づ以て之を會社より受取り、此の中から自己の報酬を差引き、殘額を議決權信託證書の所有者に對して分配するのである。

議決權信託の創設せられる理由としては、Dewing 教授によれば、第一に裁判所の命令により特定の行爲をなさしめんとする場合、例へば解散の處分を命ぜられたる場合の如き之であり、第二には過半数の株式を所有する一團が其の支配權を永く維持し、又は他に乗取られんことを防止せんとする場合、及び第三には事業整理に際し永久的に責任を負ふ經營者を擁護し、以て全體の利益を保護せんとする場合である。而してアメリカに於て最も多數なるは此の第三の場合であつて、銀行家の選定せる受託者、若しくは普通の整理委員に、議決權を提供し、以て會社の改造、更生を圖らんとするのである。

今吾人の問題にしつゝある議決權信託は、右の第二の場合であつて、アメリカではかなり行はれて居る。即ち或會社の支配權を有する者が、過半数の株式を所有するに必要な資金を固定せしむることなしに、其の支配權を永久に維持せんが爲めに行ふことがある。彼等は自己若しくは一味の者に過半数の株式を信託し、株券と引換に議決

權信託證書を受取り、之を賣却する。然るときは會社の支配權は最早株式を所有せざるに拘らず、尙彼等の手中に止まる。而して眞の株式の少数は尙市場に存在するに同時に、他方信託證書も市場に流通することもあるが、此の場合には通常兩者共受託者の手に左右せられるものであるから 同一の値段で賣買せられて居る。

又個人的若しくは事實上の野心又は嫉妬心から、支配權を固守せんことを屢々ある。即ち會社が餘りに大きくなつて、最早一派のものが過半数を占めることが不可能になつたにも拘らず、尙過半数を占めることが必要なりを考へる場合がある。或は大株主が互に嫉視し、而も會社の支配が危険に陥ることを欲せずして、之に共同して議決權信託を作り、以ていつれの一派も特に有力なることを防がんことをする場合もある。

或は外國株主の便益の爲めに設けられる例も珍しくない。即ちフランス、オランダ等の銀行家が本國にある株主の爲めに此の制度を設けた實例がある。更に或は分散せる多數株主が共同して集中せる少數株主の專横を防がんことを場合にも利用せられたこともある。

尙此の議決權信託は通常短期のものである。即ち古き實例は概ね五年を期間としたが、之はニューヨーク州法の認むる所に倣つたものであるといふ。但しニューヨーク州法は一九二三年には存續期間を十ヶ年に延長して居り、且つ又五年以上の實例も稀ではない。

以上の如く、議決權信託は、株主の奪ふべからざる權能の一たる議決權を分離せんことを目的とするものであるから、アメリカに於ても或州の裁判所は、之が一方に於ては株式所有の意思に反するものであり、且つ他方に於て

は公の秩序に反するものであるといふ理由によつて、議決權信託に反對した。ノース・カロライナ州の如きは最も嚴重であり、議決權信託は、其の目的の如何を問はず、單に銀行の名聲を保護し且つ預金を擁護するものまでも、一切之を禁止して居る。又ニュー・ジャージー州に於ても、州の公の秩序を著しく侵害するものとして、禁止するが、しかし若し之が明かに公共の厚生を増進する場合には許さるべきであるとする。此の二州以外に於ては、裁判所は議決權信託を以て、過半数株主の意思を責任ある方法にて發表する手段であるを考へ、信託其の物が不正であるか、又は公の秩序に反するものでない限り、之を認容して居る。更にニューヨーク及びメリーランドの二州の如きは明かに州法を以て議決權信託を規定して居る。但し、前掲のスタンダード石油トラストの如く、之を獨占的企業合同の手段として採用することは禁止されて居る。其の理由は參加會社の株主及び重役から其の統制權を奪ふからである。

要するに議決權の信託は法理上は問題であるかも知れないが、現代に於ける財務上の必要が之を認めざるを得ざるに至らしめたわけである。又過去の經驗に徴するに、一般にアメリカの議決權信託は其の權利を濫用せず、大鐵道信託の場合には非常に賢明なる政策が採られたといふ。

以上説明せる如く、議決權信託は種々の理由から發生して居るが、吾人が之に問題として居る如く、之によつて一般小株主の、殆んど利用せられざる議決權を少數者に集中して、以て其の支配權を確保することが出来るのである。

然らば議決権信託は我國に於ても行はれ得べきものであるか。我國に於ける實例の存在は寡聞にして知らないが、法律學者中には、我商法上議決権が所謂信託讓渡又は信託法上の信託を爲し得ることを明言せる論者もある。(田中誠二、會社法提要、四三五頁)

尙企業の所有と經營の指揮との分離の傾向は、更に又、

持株會社

なる制度の利用によつても助長されるのであるが、持株會社に就いては、後章に於て説明するを便するであらう。

不在者所有

上述の如く、株式の大部分が經營の指揮及び統制に關與せざる株主の手に歸し、而も其の株式は遠近の各地に散在せる多數の株主の間に分散せるが故に、こゝに所謂不在者所有(absentee ownership)、又は向井鹿松教授の用語によれば産業上の遙有制度を發生せしむることとなつた。然るに斯くの如く殆んど經營の活動に關心を有せず、單に利益配當の多額と株式相場の騰貴を希望する所の多數の散在株主によつて、株式の大部分が所有せられる結果として、重役は是等株主の要求に迎合して、經營の永遠的發展を期待する所の健全なる政策に出でずして、近視眼的政策を採り、目前の利益配當の多額ならんことを期するに至る。又かやうな政策を採用するやうに強制を受ける場合

もある。若しこの要求に従はないときは重役はその地位を失はなければならぬ。然るに重役がかやうな態度に出でたる結果、遂に經營を崩壊せしむるに至つた事例は、我國に於いても、屢々見る所である。

こゝに於いてか從業者若しくは得意先をして其の會社の株式を所有せしめ、即ち經營の活動と直接の利害關係を有するものをして株式を所有せしめて、所謂直接所有(direct ownership)に進まんことを企劃が、近時アメリカに於いて發達するに至つた。以下先づ

從業者株式所有制度

に就いて簡單に考察するであらう。

株式會社が其高級使用人に株式を分與する制度は内外共に既に古くより行はれて居るが、これは永年勤続せる使用人の功勞に報ゆる爲めに出資者の列に引揚げ、組合若しくは合名、合資會社を組織するといふ中世以來の習慣と其趣旨に於て異なる所なきものである。然るに今問題となつて居る持株制度は其範圍を大に擴張し、一般下級の從業者をして其勤務せる會社の株主たらしめんとする企畫であるから、其精神に於て前者とは全然別個のものである。

而して勞働者並に使用人が自己の勤務せる會社の株式を取得する場合に於ても、自由に株券を市場其他より買取り、又は讓受けるのこゝ、會社より何等かの便宜、獎勵を與へられて取得するのこゝの方法があるが、こゝには後者のみが問題となる。

其の方法としては、或は譲渡價格を有利にし、或は其の所有に賞與若しくは特別配當を與へ（例へば U. S. Steel Corporation は賞與を與へる）、或は一部の拂込を會社自ら負擔する（例へば Standard Oil Company of New Jersey は拂込の半額を會社が負擔し、半額を從業者が負擔する）。而して多くの會社に於ては月賦拂込の便法を採用し、一定の制限額以内に於て豫め申込み置く金額を賃銀袋から差引くこととする。斯くすれば從業者は拂込の苦痛を著しく減少し、不知不識の裡に株式買入の代金を支拂ふことが出来る。

此の如き方法によつて從業者の株式所有を奨励するこいふ制度は、アメリカに於ては、既に一九〇〇年以前にも多少あり、又有名なる U. S. Steel Corporation の制度は既に一九〇三年に開始せられて居るけれども、著しく發達したのは大戰以後に屬する。其の後戦後の不況の爲め一時衰へたが、一九二三年より再び盛に行はれるに至つた。

米國に於ては此制度は廣く採用せられ、一九二六年五月には二百以上の會社に於て實施せられつゝあり、其事業の種類は銀行業には少きも、工業、公用事業 (Public utilities) 及び鐵道業には盛に行はれて居る。

プリンストン大學産業關係調査部が一九二六年十二月に行ひたる調査によれば、アメリカに於ける二十四ヶの重要大會社に於て、自己の從業せる會社の株主となり、若しくは株式を取得せんが爲めに積金をなしつゝある從業者の狀況は次表の示す如くである。

第三一表 アメリカに於ける從業者持株 (Foerster and Dietel, Employee Stockownership in the United States, 1927 の附録に據る)

株主名	從業者數	現在總株主に對する百分比 %	從業者所有株式の市價 千ドル	總株式に對する百分比 %	從業者株主平均所有額 千ドル
The American Sugar Refining Company	1,000	4.18	974	1.12	978
American Tel. & Tel. Co. (Bell System)	57,000	14.49	86,000	5.60	1,508
Bethlehem Steel Company, Inc.	35,000	62.71	11,830	6.56	337
Brooklyn Edison Company.	6,389	56.27	1,800	1.54	281
Henry L. Doherty & Company	9,000	8.49	8,950	3.09	994
Eastman Kodak Company	15,000	57.64	20,517	8.44	1,367
Illinois Central System	1,256	5.33	1,165	.61	927
International Harvester Company, Inc.	12,000	54.54	15,240	7.16	1,276
The Lehigh Coal and Navigation Company	276	4.60	244	.39	885
Lehigh Valley Railroad Company	2,127	22.38	912	.88	428
Long-Bell Lumber Company	3,084	19.64	7,260	3.35	2,354
National Biscuit Company	2,000	114.28	1,000	4.56	500
New York Central Lines	26,870	41.91	8,364	1.64	311
Pennsylvania Railroad System	19,500	13.91	5,349	.95	274
The Philadelphia Electric Company	1,035	4.20	1,849	1.16	1,786
Philadelphia Rapid Transit Company	12,285	21.40	13,350	27.81	1,086
The Procter & Gamble Company	4,236	55.88	23,069	11.61	5,445
The Pure Oil Company	1,081	3.15	2,335	2.35	2,159
Radio Corporation of America	443	1.26	210	.24	474

Standard Oil Company of California	11,854	20.55	28,494	3.83	2,403
Standard Oil Company (Indiana)	17,416	34.98	24,443	4.12	1,403
Standard Oil Company (New Jersey)	19,135	43.70	36,288	4.18	1,896
Swift and Company	13,000	27.65	20,000	11.39	1,538
United States Steel Corporation	53,974	37.66	106,588	8.77	1,974
	324,981	23.22	426,830	5.03	1,313

(備考) 本表に於て従業者株主と記した場合には、既に株主たるものと、將來株主たるものとを積金をなすつゝあるものとを兩者を含む。株主数の百分比に於て一〇〇%以上に達せる會社あるは此の理由による。

右表に就いて觀るに、株主又は株主候補者は最低二七六名より、最高五七、〇〇〇名までありて、二十四社の合計は三十二萬五千名である。これを現在の株主總數に比すれば一・二六%より一一四・二八%(之は株主候補者が多數あるからである)に及び、平均は二割三分となる。又其の所有株式の市價は、總額四億二千七百萬ドルに達し、總株主のそれに比すれば、最低〇・二四%から最高二七・八一%に及び、平均は五分となる。更に従業者一人の平均持株高は、最低二七四ドルから最高五、四四五ドルまでありて、平均は一千三百ドルとなつて居る。

尙アメリカ電話電信會社に於ける従業者株主は、右表にては、五萬七千名となつて居るが、一九二七年末には七萬五千名に達して居るから、約一年間に一萬八千名の増加を來したこゝなる。

其の他一般に近年アメリカに於ける従業者株主の増加は夥しきものでありて、本章の初に掲げたる統計第二二表

の示す如く、諸會社に於て一九一八年—一九二五年間に増加したる株主二百五十一萬名の内、三十三萬九千名(一三・五%)は従業者であつたといふ。

此の如き數字を示して居る此の制度は果して成功といひ得るか否か。前掲のプリンストン大學の調査の際に於ける會社側の回答は、概ね satisfactory 又は successful であるといつて居る。其の理由としては次の三項が挙げられて居る。

第一、勤儉の獎勵。多數會社の報告によれば、労働者は其の株式投資が貯蓄であり、若し此の制度なくんば到底貯蓄は不能であつたらうと言明して居る。此の制度によつて、勤儉の風習を養つた結果、進んで住宅を買入れ、生活の安定を圖り、社會的經濟的地位を向上せしむるに至つたといふものもある。

第二、經營者従業者間の關係の改善。労働者が株式を所有すれば、事業の共有者であるこの念を生じ、従つて經營の諸問題を大に尊重するに至るであらうと考へて居る會社が多い。一會社の報告によれば「労働者は意識的又は無意識的に深き注意を拂ひ、勤勉に労働し、浪費を減じ、且つ就中諸事情を經營の側より労働者の側との双方より觀察せんとするに至つた」。然るに此の制度の採用によつて労働者の移動が減じたと明言して居る會社は極めて少數である。

第三、事業の成功及び利益に對する參加。事業の成績が良好なる場合には問題はないけれども、それは保證は出來ない。失敗の場合に處すべき方針を確立して居る會社はないやうである。而して此の制度が廢止せられる場合には

事業不振を理由とするのが普通である。尤も好況なる爲め、労働者が有利に株式を賣却した故に中止した例もある。(Foerster and Diel, Employee Stock Ownership in the United States, 1927)

此の如き従業者持株制度が、會社より財政上種々の便宜、獎勵を與へ、且つ事務上に於ても多大の手續を費して、實施せられる理由に就いては、充分に明かではない。Foerster 教授は此制度が労働者の貯蓄を獎勵し、其投資問題を解決するの策として會社が創設せるものであると解釋し、投資法として必ずしも危険なるものではないと辯明して居るけれども、吾人は此の見解によつて満足することは出来ない。恐らくは教授の言明せる次の如き利益が、會社をして此の制度を採用せしむるに至つたのではあるまいか。

従業者持株制度の會社に與へる利益としては、先づ以て絶えず事業を擴張しつゝある會社、殊に公用事業會社は此制度によつて新財源を見出した。即ち金融仲介業者の費用を省き、且つ徐々に新資金を獲得することが出来る。又此制度の結果として會社の信用が強固となり容易に外部資本家の投資を受けることが出来る。又労働者は會社の財産を大切に取扱ひ、他人の浪費を警戒するに至り、又労働者は會社の製品を多く消費するといはれて居る。更に株主たる労働者は他の然らざる労働者に比して經營者に對し遙かに協同的な精神を持つことが屢々認められて居る。

従業者持株と經營參加

然るに従業者の株式所有は、必ずしも直ちに、従業者の經營參加を意味するものではない。即ち従業者の爲めに

特別の株式を發行して賣渡した場合には、通常無議決権株である。

又一般に發行される株式を讓渡した場合にも、三年乃至五年位は株券を交付せず、其の間の議決権は受託者 (Trustee) によつて行使されることもある。其の理由としては、管理の訓練の必要が擧げられて居る。

これ以外の場合には従業者が買入代金の全部を支拂ひ、株券の交付を受けたる後は、普通の株主と同様の権利を與へられる。又中には代金の支拂をなしつゝある間にも、既に議決権を與へられた例もある。更に又或會社は従業者株主の中から代表者を選んで、重役會に列せしむる権利をも與へた。

従業者の株式所有は、前掲の如く未だ小なるものであり、且つ又議決権なきものもあるから、會社の管理を左右するに至らないことは明かである。又會社の財政状態が順調である限り、従業者株主も、其の議決権の行使を敢てしない。或場合には、會社の敷地内に於いて株主總會が開かれたにも拘らず、出席しなかつたこともあるといふ。しかし又中には従業者が多数株主總會に出席する會社もあり、Firestone Tire and Rubber Company の如きは一萬四千人の従業者株主が總會に出席したことがあるといふ。

兎に角、従業者株主の議決権はこれを全然無視することは出来ない。中には従業者が、此の制度開始後二三年間に、總議決権の八乃至一〇%を有するに至つた例は多数ある。又従業者全部の所有株式を合計すれば、最大の株主又は第二の大株主となる會社も珍しくない。且つ Foerster 教授の言の如く、外部株主の有する一割の議決権は之を無視することが出来るけれども、従業者の有する一割は重要である。何となれば従業者の氣風が會社の収益に大關

係を有し、従業者の失望又は危懼の念は氣風を害するからである。

要するに従業者の株式所有は、經營に對して完全なる統制力を有することはなく、唯矯正的若しくは平均的性質の機能を有するに止まる。しかし、直接所有である以上、不在者所有に勝ることは明かである。

假りに若し此の従業者の株式所有が無限に發展するものこそば、遂には會社の支配權を獲得し、企業の所有と經營の指揮との合一が出現すること、なるであらう。果して然らば、それは生成の過程を異にする生産組合である。然るに此の如きことは實現困難である。小企業に於いては今日既に従業者が株式の過半数を所有して居るものもあるといふから、或はこれは可能であるかも知れないが、大企業に於いては、經營に必要な自己資本の全部を従業者から集めることは、今日の經濟制度の下に於ては、殆んど不可能であらう。

要するに従業者の株式所有によつて、企業的所有と經營の指揮とが合一するものも期待することは困難であり、兩者の分離が依然として存在する。

直接所有、即ち利害關係者の所有に進むものとしては、以上の従業者所有の外に、更に、

顧客株式所有制度

がある。此の顧客所有(Customer ownership)の制度も亦近時アメリカに於て盛に發達しつつあるものである。

顧客所有制度の起源は、Dewing に據れば、恐らく一九〇八年に於ける Central Maine Power Company の株式賣出にあるが、又嚴密にいへば此の方法の發案者は Henry L. Doherty であり、最初之を Denver, Colorado に於て實施し、其の後間もなく Madison, Wisconsin, and Columbus, Ohio に於て行つた。 (A. S. Dewing, The Financial Policy of Corporation. Revised edition. 1926. P. 871.) 而して大規模に實行されたのは、一九一四年に於ける Pacific Gas and Electric Company の株式賣出を嚆矢とする。

此の制度は公用事業(Public utilities)殊に電氣及びガス事業に於て盛に利用せられ、水道及び電鐵事業に於ては用ひられて居ない。電力事業に於ては、一九二五年には、新資本の約三分の一が顧客より得られたといふ。

今全國電燈協會(National Electric Light Association)の質問調査によれば、次の如き結果が示されて居る。但し此の統計には、ガス及び水道事業は、電力會社の副業にあらざる限り、含まれて居ない。又アメリカ電話電信會社の如き大公用事業會社の株式賣出も含まれて居ない。更に此の統計は小會社の無組織なる賣出を含まず、且つ株式の賣出に限つて居ることも注意すべきである。即ち多數の公用事業會社は短期及び長期の社債をも顧客に賣却して居るが、こゝには含まれて居ない。一九一四年以來一九二四年までに此の方法で賣出された大公用事業會社の社債は約五千萬ドルに達するといふ。

第三二表 米國電燈協會調査顧客株式所有制度の發達

顧客持株制度による賣出株式數	新顧客株主數 (従業者を含む)	一人平均株數
一九一四 九二 千株	四、〇四四	二三

企業形態論

一九一五	五七	四、三五七	一三
一六	三八	三、六八一	一一
一七	八二	八、二四二	一〇
一八	四二	五、一八六	八
一九	一九四	一九、八七二	一〇
二〇	四五四	五三、〇六三	九
二一	八三〇	一一八、五四四	七
二二	一、四五二	一五六、七二五	九
二三	一、八〇六	二七九、一八六	七
二四	二四七八	二九四、四六七	八(+)

而して一九二四年に於ける賣出株式数は次の如くである。

普通株	二八六、三五九株
優先株	二、二九一、八〇六
合計	二、四七八、一六五

又同年中に於ける賣出證券の價額を額面で示せば、

普通株	二六、一七三、六〇〇ドル
優先株	二二四、七七二、〇〇〇

社債	一三、〇七一、九六〇
合計	二五四、〇一六、五六〇

なる。

更に此の質問調査に對して詳細なる回答をなしたる會社の報告を分析すれば、次の如くである。
顧客持株制度によつて得たる新株主の内、

六四・七%	は顧客
九・七%	は従業者
二五・六%	は其の他
六九・八%	は顧客
六・六%	は従業者
二三・六%	は其の他

であり、又其賣出株式總數の内、

に賣渡されたことになつて居る。

以上の數字の示す如く、アメリカに於ては公用事業會社が、盛んに、顧客に對し、株式の賣却を企て、居るが、其の賣出株式の種類は通常優先株である。けれども大公用事業會社で普通株を顧客に賣出して居るものもある。

即ちマサチューセッツ、其の他のニュー・イングランド諸州における公用事業會社中には、普通株のみを有し、優先株を發行しないものがあるから、是等は普通株を顧客に賣出すこととなる。又特に特別の顧客優先株其の他を發行して、之を顧客及び従業者に賣出した公用事業會社も多少ある。けれども一般に顧客持株制度といふ場合には、通常六分又は七分配當付優先株を、平價にて、顧客に賣出すことを意味して居る。

賣出の方法は、特別の賣子を使用することもあるが、又メートル検査人、集金人等を利用することも多い。其の賣渡株数は通常顧客一人に付一株乃至二十五株位のものであり、月賦拂込の制度により、毎月の使用料金と共に支拂ふ場合が少くない。賣渡価格は平價以上又は以下のこともあるが、普通は平價、即ち額面價格である。而して賣出にはバンフレット、サーキュラー、ビラ、新聞廣告等の宣傳手段が利用せられ、又多くのスローガンが用ひられる。其の一例として擧ぐれば、“Pay your electric light bill by electric light dividends”（電燈料金は電燈會社の配當で）“Invest in your own gas company”（自身のガス會社に投資せよ！）の如きがある。

此の如く株式を顧客に賣出すことは、新設會社に於ては、稍々困難であるけれども、既設會社には有望な事柄である。顧客に株式を賣渡すときは、顧客の會社に對する愛顧を確實ならしめることが出来る。此の計畫は特に公用事業會社に適合し、これによつて會社と需用者との間の軋轢、誤解を減少し得ることは確實である。工業會社ならば、若し顧客に不満ある場合には、取引を斷つことも可能であるが、公用事業に於ては必ず永久的に供給を繼續しなければならぬ。従つて需要者の好感情は公用事業會社に於て不可欠の條件である。此の顧客持株制度が發達

するときは政治上の反對が減じ、市會其他より攻撃を受けることが少くなる。又顧客の所有株式は通常少額であり、安定して居るから投機の弊害を防止することが出来る。

更に公用事業に於ては、電線、鐵管、線路等の延長の爲めに、絶えず新資金の需要が発生するのであるが、之は需用者に株式を賣出すことによつて、最も容易に調達することが出来る。リブリー教授によれば、此の擴張資金調達手段といふことが、此の制度の眞の理由であるといふ。即ち此の制度によつて新資本の殆んど無盡藏なる財源の口が開かれたるものであり、且つ又之れは銀行家に手数料を支拂ふことなしに、直接賣出をなすことが出来るから、發行費用の點から見て著しく有利である。

然るに此の制度によつて、多數の需用者を株主とするときは、料金決定等の際には、圓滑に運び得るけれども、又弊害の伴ふを免れない。殊に投資知識に暗く、株式の性質を十分に了解せざる一般多數の需用者が、勧誘によつて株式を取得したる場合には然りである。料金の引下若しくは運営失敗等の爲めに、優先株の配當を引下げざるを得ざるに至るや、需用者株主の好意は突如として悪感情に變化する。此の需用者株主の憤慨は非常に大なる悪影響を及ぼすものであり、彼等の好意ある援助を必要とする財政困難の際に、却つて其の援助が得られないこととなる。

又工業會社の顧客持株制度に就いては、American Druggists' Syndicate の如きは其の適例である。此の製藥會社は約一萬の代理店を有するが、これが殆んど全部の株式を所有し、會社の製品は株主を通じてのみ販賣せられ、斯くて製品の販路は全然確實なる。尙此の會社が一九二〇年に倍額増資をした際に、株主・代理店は總て新株引受

權を行使したから、此の制度に満足して居ることは確である。

又卸賣商と小賣商との間に行ふものもあるが、之によつて卸賣商は資本を獲得し、小賣商は利益配當の形式に於て、一種の間接的割戻を受けること、なるのである。

さて、前に述べたる従業者持株制度が、若し完全に發達を遂げ、従業者のみを株主とする株式會社が出現するにすれば、それは生成の道程を異にする労働者生産組合であるが、今説明せる顧客持株制度は、若しそれが完全に發達して、顧客のみを株主とする株式會社を發生せしめた場合には、同様に生成の道程を異にする消費組合である。即ちこれにあつては顧客、即ち給付利用者に出資者が一致するものであり、相互主義に立脚する協同組合が成立すること、なるのである。但しアメリカの現状に於ては未だ尙此の域を去ること遠きものであること云はなければならぬ。

株式會社の長所

既に述べたる如く、吾人は企業形態の經營經濟的概念を構成する本質的要素として、所有と指揮との合一及び分離を擧げるものであり、且つ多數集團企業に於ては必然的に企業の所有と經營の指揮及び統制とが分離するものも考へる者であるが、株式會社は、上述の如き、従業者若しくは顧客持株制度によつて直接所有に進まんこの企劃があるにも拘らず、尙大體に於て不在者所有を特徴とするものであり、従つて第一種多數集團企業の法律形態として

最も適當なるものといはなければならない。

此の株式會社の特徴は、有限責任制度及び證券制度と相俟つて、株式會社の金融能力を大ならしむるものであるが、之に就いては章を改めて説明することとする。

尙株式會社に於いては、企業と經營とが比較的分離せる結果として、經營は企業の所有者の變化によつて煩されることが少い。假令多數の株主が、株式を賣却し、之に代つて多數の新株主が加入することも、支配權に動搖を生ぜざる限り、經營には殆んど何等の影響はない。又支配權が他に移る場合と雖も、尙單獨企業に於ける企業者の交替程に大なる影響はない。従つて又ニックリッシュ教授の説かれる如く、他の經營と合同する能力も株式會社に於いて最大である。(Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 45) 株式會社の合併は比較的容易に行はれ、經營に殆んど影響を及ぼさない場合が多い。且つ又株式會社によつて、數個の企業が形式上は尙夫々獨立を保ちながら、株式の取得によつて、實質上一ヶの企業となることも可能である。

これに反して、株式會社に於いては、自己資本の大部分が經營の指揮統制に關與せざる企業者によつて離出せられる結果として、企業者の經營に對するインタレストは最も小さく、經營の永久的利害、發展に就いて顧慮する所が少いといふ缺點を伴ふを免れない。

第七章 株式會社(經營の指揮及び統制)

株式會社に於ては、通常、多數の企業者を包擁するから、其の全部が經營の指揮及び統制の任に當ることを得ずして、大部分の企業者は單なる出資者の地位に止まり、經營の指揮及び統制は他の機關に俟つこととなり、従つて又之に對する監督の機關を必要とする。我商法によれば、株式會社の機關として、株主總會、取締役及び監査役を認めて居るから、以下之を説明することによつて、株式會社に於ける經營の指揮及び統制、並に之に對する監督の問題が明かにせられるであらう。

株主總會

我法制によれば、株主は總て株主總會に出席し、議決に加はる權利を持つて居る。株主總會の權限其の他に就いては商法に規定があるが、こゝには説明を省略する。唯株主總會には、

定時總會

臨時總會

の二種あり、兩者の區別に關して往々誤解があるから注意すべきである。即ち法律上の兩者の區別は、單に開催の

時期に關する相違であつて、決して決議事項の相違ではないのである。定時總會は毎年一回一定の時期に、又年二回以上利益の配當を爲す會社に於ては毎配當期に、招集する總會であり(商法一五七條)臨時總會は必要に応じて臨時招集する總會である(九條)然るに實際には定時總會を開いて計算の承認等を行ひたる後、引續き臨時總會を開き、定款變更、社債募集其の他を決議するの例があるけれども、之は無用のことである。

法制上、株主總會は株式會社の意思決定の最高機關であり、經營活動の根本原則は總會に於て決定せられるのである。然るにこれは單に形式上の最高機關たるに過ぎずして、實質上無能であることは周知の事實である。業務が外觀上順調に行はれ、相當なる率の配當が繼續されて居る限り、株主總會に出席する株主は少く、所謂委任狀出席が多數である。即ち株主は自ら出席せず、議決權を他人に委任して議決に加はらしめる。而も我國では白紙委任狀が盛に用ひられ、議決權を委任する缺席株主は、果して何人によつて自己の議決權が行はれるかを全然知らないものである。かゝる株主總會に於ては、重役の報告を鵜呑みに承認して、短時間に型の如く終結するのが普通である。株主總會の決議事項は總會の招集前に開催せられる重役會に於て事實上確定し、株主總會は、單に形式的に、開かれるに過ぎない。或は株主總會は別個の大株主會に於て、事實上重要事項の決定される場合もある。勿論重役が株式の過半数を所有し、若しくは代表する場合には、重役會の決議が、株主總會に於て可決さるべきことは當然であるけれども、然らずして、過半数の株式が重役以外の手にある場合にも、同様のことが屢々行はれて居る。

此の如く、株主總會に權威なく、事實上無視されるのは、株主の多數が經營の指揮及び統制に參與せざる爲め知識

經驗なく、重役の行爲を批判するの能力を缺如して居るからである。且つ一般の株主は單なる投資物として株式を取得し、利益配當に株式相場以外には、何等關心する所なきもの多きが故に、株主總會に冷淡なるは當然である。又假令總會に出席し、其の與へられたる權限を充分に行使せんとしても、株主相互間に面識なく、住所、職業を異にするから、其の言動に勢力がない。従つて少數派が結束して、重役の一派に對抗し、其の主張を實現することに、特別非常の場合を除いては、至難であるといはなければならぬ。故に結局、發言權の力弱き小株主は、株主總會に出席しても、効果が無いといふことになる。

然れども、斯くの如く株主總會の無能なることは、獨り我國のみならず、歐米諸國に於いても亦同様である。故にシュモラーは株主總會を觀客少き喜劇であるを評して居る。(増地、改譯企業論、一九四頁)又従つてアメリカに於いては株主總會の權限は縮小の方向を示して居る。

然るに法律學者中には株主總會の權限を擴張することに、これを有效ならしめん主張する者もあるけれども、それは空しき希望であらう。上田博士は、「株式會社經濟論」に於いて「株主總會は結局主として法律上、形式上の必要あるのみにして、經濟上、實質上には效果乏しきを當然とし、之れをして大に效果あらしめんとする企圖は無用なり」と述べて居られる。(一二四頁)

然れども株主總會は全然無用の長物であるといふことは出来ない。即ちシュモラーのいへる如く「株主總會は非常の場合には誤れる管理を匡正し、濫用を糾斷し、少數黨をして從來の多數黨に代らしめる爲めに重要な任務を果すものである。」(前掲、一九四頁)

更に又株主總會あるによつて重役の行動が、假令一部分なりとも、暴露される。従つて此の公開によつて日光消毒が行はれ、重役の専斷又は不正行爲を幾分なりとも防止することが出来るであらう。我國に於いても、株主總會の近づくに従つて、自己の行爲に對する纏繞策に奔走する重役を見るこゝが珍しくない。若し、かゝる場合に、株主總會なきときは、此の纏繞すらも行はれず、經營に生じたる缺陷は長く存在し、却つて益々擴大するであらう。此の意味に於いて株主總會は、これを廢止すべきものではないと考へる。

小株主保護

株主總會に於ける議決權は一株一票を原則とするから、小株主の利益は往々にして大株主の爲めに壟斷されるを免れない。我商法は十一株以上の株主に對する議決權の制限を認めて居るに拘らず、(商法一六二條但書)實際には餘り行はれて居ないといふ。唯朝鮮銀行法は、朝鮮銀行の株主の議決權が十一株以上の場合に十株を増す毎に一箇を加ふべきことを規定し(一四條)、又法律上の株式會社ではないが、日本銀行に就いては、日本銀行條例が特別の規定を施して居る。日本銀行に於ては株主總會の會員は、開會の六十日前より引續き、十株以上を所有する者に限られ、其の株數十箇に付投票一箇の權利を有し、十一株以上は五十株毎に一箇の投票權を増加するのである。(二〇條)然らば之を法律によつて強制し、以て小株主の保護に進むべきか否か。日本經營學會が昭和二年に行ひたる質問

調査によれば法律を、以て大株主の議決権を制限することに賛成である回答は四七%（一八五通）であり、反対である回答は五三%（二〇七通）であつた。然るに其の内譯を觀るに、賛成は無産階級團體（一〇〇%）、學者思想家（六八%）、官吏（六六%）等に多く、反対は大資本階級（七七%）、辯護士及び會計士（五七%）に多く、會社員及び中小企業者は賛否相半ばして居る。その他一人一票主義に改正すべし主張したる急進論者あり、又公益事業に限り大株主の權利を制限すべし述べた者も三名ある。（株式會社制度、八二頁）

アメリカに於ては、例へば Partnership を株式會社に變更し、而も各株主の出資額は異なるに拘らず、從來通り管理上同等の權利を維持せしめんとする場合等の如く、特別の理由により小株主の保護を必要とするときは、特種の優先株、又は議決權付無議決權の兩種の普通株を發行することもあるが、又累積的投票法を採用することもある。

累積的投票法

累積的投票法 (Cumulative voting) は今やアメリカに於て全く一般に行はれて居るが、これは重役の選舉の場合に限り用ひ得るものである。或州に於ては重役選舉に此の方法を採用し得べきことを州法に規定し、コロラド州の如きは、若し設立免許狀に他の方法が規定せられざる場合には、必ず此の累積的投票法を使用するを要することに於て居る。又殆んぎ總ての州に於て此の方法は容認されて居る。

其の方法は、例へば五人の重役を選舉する場合に、株主は一株に付五票宛の投票權を有するが、之を必ずしも五人の候補者に向つて投ずるを要せず、何人にでも任意に集中して投ずることが許されるのである。故に若し少數派が一致して、一人又は二人の候補者に投票を集中するときは、少數派の代表者を重役會に送ることも可能なるのである。若し少數派が團結し、多數派の結束弛き場合には、却つて少數派が勝利を得ることも可能である。例へば三名の重役を選舉する場合に、總投票權の四五%を有する少數派は甲及び乙の二人に投票を集中し、五五%を占むる多數派は丙、丁、戊の三名を選出せんとする場合に、夫々一三五票と一六五票とを有するに假定すれば、次の如き結果を生ずることも絶無ではない。

	甲	乙	丙	丁	戊
少數派	六八票	六七票	—	—	—
多數派	—	—	七五票	四二票	四八票

即ち多數派の投票は散票となり、少數派が三名中の二名を選出し得ることとなるのである。但し實際上には此の投票法を採用するにしても、小株主は分散して居るから、其の結束弱く、右の如き勝利を占めることは困難であらう。けれども累積的投票法を採用する場合には、此の程度の多數派が重役の全員を獨占することは困難であり、少數派が少しく結束すれば容易に一名の代表者を送り得ることとなる。之に反して普通の投票法によれば、五一%以上を有する多數派は常に重役の全員を自派で獨占することが出来るのである。

然らば少数派は自派の代表者を重役會に送り得る爲めには、少くも幾何の株式を必要とするか。クロス教授は之に就いて次の如き公式を示して居る。

$$\frac{1}{b+1} \frac{a^2}{a}$$

此の場合に、 a は議決権を有する株式の總數、 c は少数派が選出せんと欲する重役の數、 b は選任さるべき重役の定員、 x は希望數の重役を選任し得べき最少株式數を示す。(M. C. Cross, Types of Business Enterprise, 1928, P. 217) 今これを前例に當嵌めるときは、少数派は三名中の一名の重役を選出する爲めに有すべき株式數は、

$$\frac{1}{3+1} \frac{100 \times 1}{1} = 26$$

二六%である。即ち二六%以上を有するときは三名の重役の全員を多数派に獨占せられることはないのである。若し又五名中の一名を得んとする場合には、一七%の株式を所有すれば足りるのである。

株式會社の性質上、大株主の專横を防ぐことは極めて困難であるけれども、若し株式會社を民衆的ならしめ、小株主の利益擁護の方向に進まんとする場合には、此の累積的投票法は殆んど唯一の方法であらう。但し此の方法を採用するにしても、之によつて選出せられたる少数派の重役が多数派に懐柔せられて其の立場を二にするが如きことのないことが、絶対に必要である。

取締役

株式會社の業務執行及び會社代表機關として、取締役がある。我法制によれば取締役は少くも三名を必要とする。實際上では、大會社に於ては、平均八、九名位であるが、又中には二十名内外の多數を有する會社もある。

ドイツに於ては、法制は一名を以て足りることになつて居る。英國に於ては、一九二八年の新會社法(Directors)を必用一日より實施)の規定により、爾後登録される公會社(註)に於ては、少くも二名の取締役(Directors)を必要とするに成つた。但し實際上にはかなり多數の取締役を有するものもあり、シュモラーは、其の數が往々過大にして二十人、三十人、甚しきは八十人に上ることを指摘して居る。(前掲譯本、一九五頁) アメリカに於ては、多數の州法は取締役の員數を最低一名にして居るが、三名、五名とする州もあり、又中には最高數を制限して居る州もある。實際上には通常、三名以上區々であり、三十名若しくはそれ以上の會社もある。

(註) 英國の公會社の意味は第五章の終に説明した。

取締役の資格

は、我法制によれば、株主たることを要するのみである。従つて假令一株の株主も取締役たることを得る筈であるけれども、實際上多くの會社は、定款を以て、其の持株の最低限を二、三百株等と制限して居る。

英米に於ては、コンモン・ローは、取締役が株主であることを要求せず、何人も能力者たる限り、取締役たり得るのである。然るにアメリカに於ては、今や殆んど總ての州に於て州法が、此の規定を變更して、少くも一株の

株式所有者たることを必要とするに至つた。

又英國に於ては、會社法は取締役が株主たることを要求しないけれども、實際にはロンドン株式取引所は上場株に就いて、取締役が株主たることを上場の條件として居り、又多數會社の定款も此の資格を要求して居る。一九二八年の會社法改正に際して、取締役たるべきものは會社に財産上の利害關係を有せざるべからずこの理由に基いて相富株式の所有者たることを取締役の資格に規定せんことを主張する者があつた。けれども此の如きは株式會社の重役に適當の人材を迎ふに支障ありとの説に従つて、改正は行はれなかつた。

尙此の際に、取締役の資格に關して、經營を指揮し、株主の利益を擁護すべき才能及び適任といふ點から制限を加へんとの議論もあつた。或論者は老朽者の驅逐を叫び、自由黨の政策は七十歳を以て強制的に退職せしむべしと主張した。又無能者を單に其の名聲の爲めに取締役に選任するの弊は、實際上に屢々見られた。しかし勿論此の如き制限は法律に規定せられなかつた。

ドイツ商法は取締役も監査役も共に株主たることを必要とせず、又實際上にも取締役は使用人から昇進せるものが多い。我國に於いても、明治四十四年の商法改正に際しては、これと同様の規定に改めんとして法案が提出せられた。其の趣旨は株式會社の重役は天下に人材を求むべきであつて、財産上の制限を付することは不可なりといふにあつた。然るに此の改正案は議會の容る、所せならず成立しなかつたが、現今に於いても尙識者は改正の必要を認めないやうである。即ち日本經營學會の昭和二年の質問調査によれば、反對の回答は七一% (二八三通) に達し

賛成は二九% (一一八通) に過ぎなかつた。

但し此の事は實質上に於いては餘り問題にならないのである。何となれば大資本家、大會社の使用人が單に名目上の株主となつて、株式會社の取締役に就任するといふ手段が屢々講ぜられるからである。是等の重役は、其の主たる大資本家又は大會社の事實上の使用人たる期間を限り、名目上の株主となり、それに基づいて取締役に就任するのであり、其の任免は全く主人の意思によつて定まる。若し主人より解雇されるときは、直ちに株主たるの資格を失ひ、取締役の地位をも去らなければならぬこととなる。

アメリカに於ても、前述の如く、少くも一株の株式所有者たることを州法が規定する爲めに、資本家は使用人を名目上の株主として取締役に就任せしめ、自己の意思通りに行動せしむることがある。此の如き取締役は一般に *dummy director* と呼ばれる。又之は取締役の少くも一名が當該州の住民たることを要する場合にも利用せられる。此の如く取締役の資格に關する規定は實質上無用であり、之を缺くも差支はない。故に Rhode Island 州では會社法改正に際して此規定を削除した。又 Massachusetts, New Jersey の二州に於ても、工業會社が株主たる使用人を取締役に任命することを認むるに至つた。

取締役の任務

取締役は經營の指揮及び統制の任に當るものであるが、其の任務は、總ての取締役に就いて、同一ではないので

ある。我國の取締役は、大體に於て、之を二種に分つこゝが出来る。

一 第一種の取締役は、常勤重役も名付くべきものであつて、執行機關である。或はこれは事務重役と呼ばれるこゝもある。現今我國の株式會社には取締役會長、取締役社長、同副社長、總裁、副總裁、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役なるものが置かれてあるが、これは、特殊會社の場合を除いては、法定の名稱にはあらずして定款で定められて居り、通常取締役の互選によつて其の地位に就くこゝ、なつて居る。

是等の肩書を有する取締役の種類と員數に就いては、各會社夫々異つて居るが、昨年一月發表せられたる野村證券株式會社の井上謙一氏の調査によれば、本邦主要百四十會社に於て、次の如き數字が示されて居る。(我國に於ける重役制度に就て、會計、二四卷一號)

先づ取締役會長と社長とに就いて見るに左の通りである。

- 會長のみを置くもの 一七社 (二二%)
- 社長のみを置くもの 一一三社 (八一%)
- 兩者並置のもの 二社 (一%)
- 兩者共に置かざるもの 八社 (六%)

但し、其の後直接井上氏より受けたる教示によれば、會長の内には専務取締役を兼ねたる者二名あり、又會長社長の兩者共に置かざる内には副社長が社長を代理するもの一社ありといふ。

尙此の統計は百四十の重要會社のみが計算されて居るのであり、恐らくは中小の株式會社に於いては會長も社長も置かないものが多數あるこゝは想像に難くない。

- 又専務取締役と常務取締役とに就いては次の數字が得られる。
- 専務取締役のみを置きて常務取締役を置かざるもの 三三社 (二四%)
- 常務取締役のみを置きて専務取締役を置かざるもの 六〇社 (四三%)
- 兩者並置のもの 二三社 (一六%)
- 兩者共に置かざるもの 二四社 (一七%)

其の人員に就いては取締役會長及び社長は固より一名宛であるが、副社長は二名の會社もある。又専務取締役は此制度が我國に於て始めて設けられた時には、其の重役一人が専ら事務を覽るこゝの意味であり、従つて員數は一名であつたといふこゝであるが、井上氏の調査によれば最高三名であり(著者註 現今日本郵船會社にも三名の専務取締役あり)、一名の會社が最も多數を占めて居る(八〇%)。常務取締役は最高八名であるが、之は例外であり、一名の會社最も多く(四六%)、二名のもの之に次ぐ(三一%)状態にある。

此の如く、現今我國の大會社に於ては通常取締役會長又は社長があつて、社務を總理し、其の下に一名の専務取締役、又は一、二名の常務取締役があつて日常の業務執行の任に當つて居るこゝが明かになつた。而して専務取締役と常務取締役とが並置せられる場合には、通常前者が上席のものゝされて居る。